

別 冊

# 全国児童福祉主管課長会議資料

(資料編：保育課)

平成20年2月22日(金)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

## 資料目次

(資料1) 認定こども園の平成19年8月1日現在の認定件数 及び今後の申請見込件数 .....	1
(資料2) 規制改革会議「規制改革のための第2次答申」 .....	2
(資料3) 地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」 .....	4
(資料4) 保育所保育指針の改定について .....	6
(資料5) 平成19年保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況 .....	9
(資料6) 平成20年度保育所運営費の改正について(案) .....	12
(資料7) 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」 の一部改正について(案) .....	15
(資料8) 『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行 について』の一部改正について(案) .....	49
(資料9) 平成20年度小規模保育所に係る保育単価について(案) .....	50
(資料10) 平成20年度夜間保育所加算分保育単価について(案) .....	56
(資料11) 平成20年度保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表(案) ...	58
(資料12) 平成20年度保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(案) ...	86
(資料13) 平成18年度延長保育実施状況 .....	93

## 認定こども園の平成19年8月1日現在の認定件数及び今後の申請見込件数

## (1) 平成19年8月1日現在の認定件数

	件数	(内訳)			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
① 認定こども園の認定件数	105	49	37	13	6

## (2) 平成19年4月1日現在の認定件数及び申請見込件数

	件数	(内訳)				
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	不明(注1)
① 認定こども園の認定件数	94	45	32	13	4	—
② 平成19年度中の申請見込件数	542	185	177	61	100	19
③ 平成20年度以降の申請見込件数(注2)	1,460	351	483	301	160	165
合計	2,096	581	692	375	264	184

(注1) 調査時点において、いずれの類型で申請するつもりか決めていない場合

(注2) 「申請時期未定」の件数も含む

## 認定こども園の認定状況(都道府県別)

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	10	滋賀県	1
青森県	1	京都府	0
岩手県	3	大阪府	1
宮城県	1	兵庫県	12
秋田県	9	奈良県	0
山形県	3	和歌山県	0
福島県	1	鳥取県	0
茨城県	4	島根県	0
栃木県	5	岡山県	1
群馬県	5	広島県	5
埼玉県	0	山口県	1
千葉県	2	徳島県	1
東京都	3	香川県	0
神奈川県	4	愛媛県	1
新潟県	0	高知県	3
富山県	1	福岡県	6
石川県	5	佐賀県	4
福井県	0	長崎県	1
山梨県	0	熊本県	0
長野県	2	大分県	1
岐阜県	0	宮崎県	2
静岡県	0	鹿児島県	3
愛知県	3	沖縄県	0
三重県	0	合計	105

幼保連携推進室調べ(平成19年8月1日現在)

## 保育分野

### ア 「認定こども園」の普及促進のための取組

「認定こども園」について、可及的速やかに実態調査を実施し、改善のための方策を講ずるべき。【平成19年度調査実施、平成20年度から措置】

### イ 保育制度改革

#### (ア) 直接契約・直接補助方式の導入

- ・直接契約方式を採り入れた先行事例として、認証保育所制度の実態を踏まえつつ、直接契約方式の検討を行うべきである。
- ・低所得者層への十分な配慮を前提に、施設が利用者との契約に基づき原則自由に設定できるようにすべき。
- ・利用者に対する直接補助方式へ転換すべきである。（「要保育度」を設定、それに応じ公的補助で賄われる利用量の上限を設定することを提案）
- ・育児パウチャーの導入や、育児保険等への転換についてもあわせて検討すべきである。

【認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】

#### (イ) 保育所の入所基準等に係る見直し

##### a 保育所の入所基準に係る見直し

- ・保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査すべき。【平成20年度早期に実施】
- ・調査結果や保護者の就労形態の多様化を踏まえ、保育所の入所基準の見直しについても、検討すべき。

【認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所の入所基準の見直しの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】

##### b 入所選考等に係る情報開示の徹底【平成19年度措置】

- ・保育所の選考方法・選考基準（ポイント）等を、ホームページ等で広く公表すべきことを市町村に対し周知すべき。

#### (ウ) 保育所の最低基準等に係る見直し

##### a 保育所の最低基準の見直し【平成20年度調査実施・分析、平成21年度措置】

- ・どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手すべき。

##### b 保育所定員の見直し【平成20年度検討・結論、平成21年4月措置】

- ・保育所が定員改定することへの意欲・取組を阻害しないような方策を講じるとともに、定員超過率の設定の見直しについて検討すべき。

### ウ 様々な保育サービスの拡充

#### (ア) 家庭的保育（保育ママ）の活用促進【平成19年度検討開始、平成20年度結論】

- ・基礎的な研修（安全・衛生、栄養等）の修了を条件に、現在、有資格に限定している保育ママ要件の緩和を検討すべき。

#### (イ) ベビーシッター育児支援事業の運営の適正化【平成19・20年度検討・結論、平成21年度措置】

- ・ベビーシッター育児支援事業の運営のあり方を再検証し、その適正化を図るべき。
- ・割引券等が使用できる事業者の要件の妥当性を至急検証し、見直すべきである。

#### (ウ) 病児・病後児保育サービスの拡充【平成20年度措置】

- ・病児・病後児保育事業の実態把握、利用料の設定方法も含め、病児・病後児保育事業の安定的実施のための助言等を行うべき。

## 両立支援分野

### イ 事業所内託児施設等の質の担保の徹底【平成19年度より逐次実施】

- ・事業所内託児施設等に対し、適正な運営による保育の質の担保のため、適切な指導監督が行われるよう周知徹底を図るべき。

## 地域振興分野

### ② 国庫補助金を受けて整備された施設の財産処分について

#### ア 国庫補助金を受けて整備された保育所の財産処分手続きの周知

##### (ア) 保育所の財産処分手続きに関するマニュアルの策定等【平成19年度措置】

- ・保育所の財産処分手続きのマニュアル等を策定、地方公共団体への配布等、保育所の財産処分手続きを周知すべき。

## 雇用・就労分野

### ① 保育士試験受験要件等の見直し

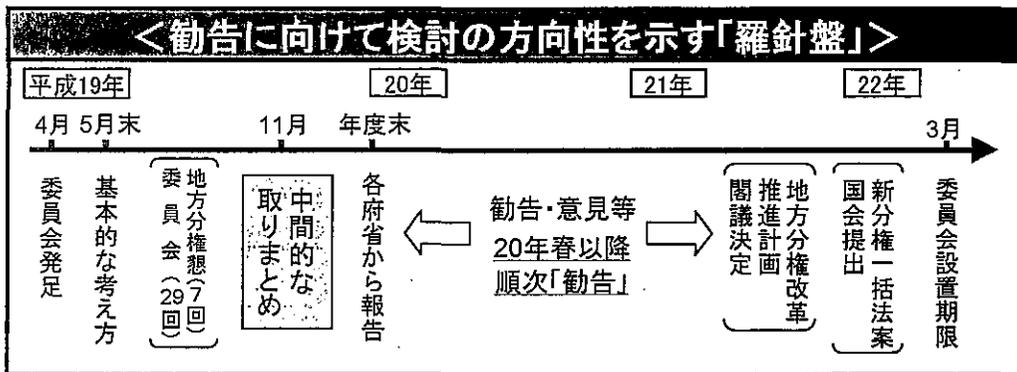
#### ア 保育士試験受験要件における実務要件の見直し【平成20年度から検討開始】

- ・実務経験について、家庭的保育の経験を含める等対象範囲を広げるとともに、多様な勤務形態を認める等の見直しについて検討、その結果を広く周知すべき。

#### イ 保育士養成制度全般の見直しについて【平成20年度から検討開始】

- ・保育士養成制度の見直し（養成施設のカリキュラムや保育士試験のあり方等）においては、保育現場での実践力を備えた人材を養成することに留意する。
- ・高卒程度の学歴を有しない者に対しても、家庭的保育の経験を有する者については養成施設への入所を可能とする等、育児・保育経験を有する人材がチャレンジする機会を確保する観点から検討すべきである。

※ 上記の具体的施策については、最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成19年度末までに「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を改定する旨、平成19年12月28日に閣議決定されている。



**「地方が主役の国づくり」に向けた取組み**

- 地方政府の確立のための権限移譲
  - ・中央政府と対等・協力の関係に立つ地方政府の確立
  - ・抜本的な権限移譲、義務付け・枠付け、関与の見直し
- 完全自治体の実現
  - ・自治行政権、自治立法権、自治財政権の確立
- 行政の総合性の確保
  - ・住民に身近な基礎自治体への権限移譲の推進
  - ・広域連携による「自立と連帯」の推進
- 地方活性化
  - ・地域経済基盤の強化と民主導による地域再生
- 自治を担う能力の向上
  - ・住民・首長・議会の意識改革、職員の資質向上

**法制的な仕組みの見直し等**

- ① 義務付け・枠付け、関与の見直し
  - ・国による義務付け・枠付け(執行方法等)、関与(協議、同意等)の徹底した廃止縮小
- ② 条例制定権の拡大
  - ・①に合わせて法令を条例で「上書き」する範囲を拡大
- ③ 新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステム
- ④ 都道府県から市町村への権限移譲の法制化
  - ・条例による事務処理の特例制度(平成11年創設)の活用実績を積極的に評価

**個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討**

- 重点事項
  - ①医療 ②生活保護 ③幼保一元化 ④義務教育 ⑤道路 ⑥河川 ⑦農業
- その他の主な事項
  - ①福祉・保健 ②労働 ③子ども ④教育 ⑤住宅・都市
  - ⑥交通 ⑦環境 ⑧農業 ⑨商工業 ⑩防災

**地方分権改革と地域の再生**

過疎化する中心市街地や地域集落の再生への道筋

**税財政**

- ① 国と地方の財政関係
  - ・補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分等の一体的な改革を検討
- ② 地域間財政力格差の是正
  - ・税源偏在の是正方策を①と一体的に検討
- ③ 社会資本整備に関する財政負担
  - ・補助対象事業の限定など、国と地方の役割分担の見直し
- ④ 国庫補助負担金改革
  - ・地方の自主性を阻害する補助金等の見直し
  - ・財産処分に係る補助金返還要件の見直し
- ⑤ 財政規律
  - ・財政運営の透明性確保と自己規律の徹底

**分権型社会への転換に向けた行政体制**

- ① 広域連携の拡充
  - ・市町村が単独では担えない事務事業について選択肢としての広域連合等
- ② 大都市制度のあり方
  - ・広域的な圏域の規模、能力にふさわしい役割を担うためのあり方の検討
- ③ 地方支分部局等の見直し
  - ・実態調査結果等を踏まえ、今後、本格的見直し

141

# 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討等

〔所管府省においても早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請〕  
当面年度末を目途に検討結果の報告を依頼

## 重点事項

- ① 医療
  - ・地域医療計画等における都道府県の権限と責任を強化
  - ・国民健康保険における運営の広域化等
- ② 生活保護
  - ・制度全般について総合的、抜本的に改革
- ③ 幼保一元化
  - ・認定こども園制度の施行後5年の見直しを前倒し
  - ・幼保一元化のため、省の枠組みを越えて抜本的制度改革
- ④ 義務教育
  - ・教職員人事権を市町村に移譲、給与負担のあり方を見直し
  - ・学級編制や教職員定数に関する市町村の権限と責任を拡大
- ⑤ 道路
  - ・直轄国道の新設改良を除く維持管理権限を都道府県に移譲
- ⑥ 河川
  - ・都道府県内完結河川の管理権限を都道府県に移譲
- ⑦ 農業
  - ・農地転用許可権限を都道府県に移譲

## その他の主な事項

- ① 福祉・保健
  - ・福祉施設の設置基準の見直し、保健所長の医師資格要件の廃止
- ② 労働
  - ・無料職業紹介事業等の移譲を地方支分部局のあり方とともに引き続き検討
- ③ 子ども
  - ・放課後児童対策事業の一本化
- ④ 教育
  - ・教育委員会制度のあり方
- ⑤ 住宅・都市
  - ・公営住宅の基準・要件の見直し
  - ・都市計画に関する国への協議、同意の廃止・縮小等
- ⑥ 交通
  - ・港湾管理への関与、空港の管理主体の見直し
  - ・自家用有償運送(過疎バス等)の規制緩和
- ⑦ 環境
  - ・地方支分部局の事務とそのあり方につき引き続き検討
- ⑧ 農業
  - ・農業委員会の必置規制の見直し
- ⑨ 商工業
  - ・中小・ベンチャー企業への国の直接支援の廃止
- ⑩ 防災
  - ・迅速な災害対応・復旧のための制度の見直し

## 財産処分に係る補助金返還要件の抜本的な見直し

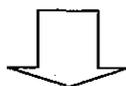
- 転用・譲渡等における用途や相手先についての制約の撤廃
- 処分制限期間についてさらなる短縮化

# 保育所保育指針の改定について

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書(平成19年12月21日)

## 改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど)
- 保護者の子育て環境の変化(不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など)



保育所に期待される  
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

## 改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

## 改定の内容

### ○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

### ○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

### ○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

### ○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

### ○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

## 改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)  
※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

## 【今後のスケジュール】

平成20年3月

保育所保育指針の公布

解説書の公表

平成21年4月

保育所保育指針の施行

# 新保育所保育指針(案)について

- 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 厚生労働大臣告示

## 第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

## 第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

## 第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

## 第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

## 第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

## 第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

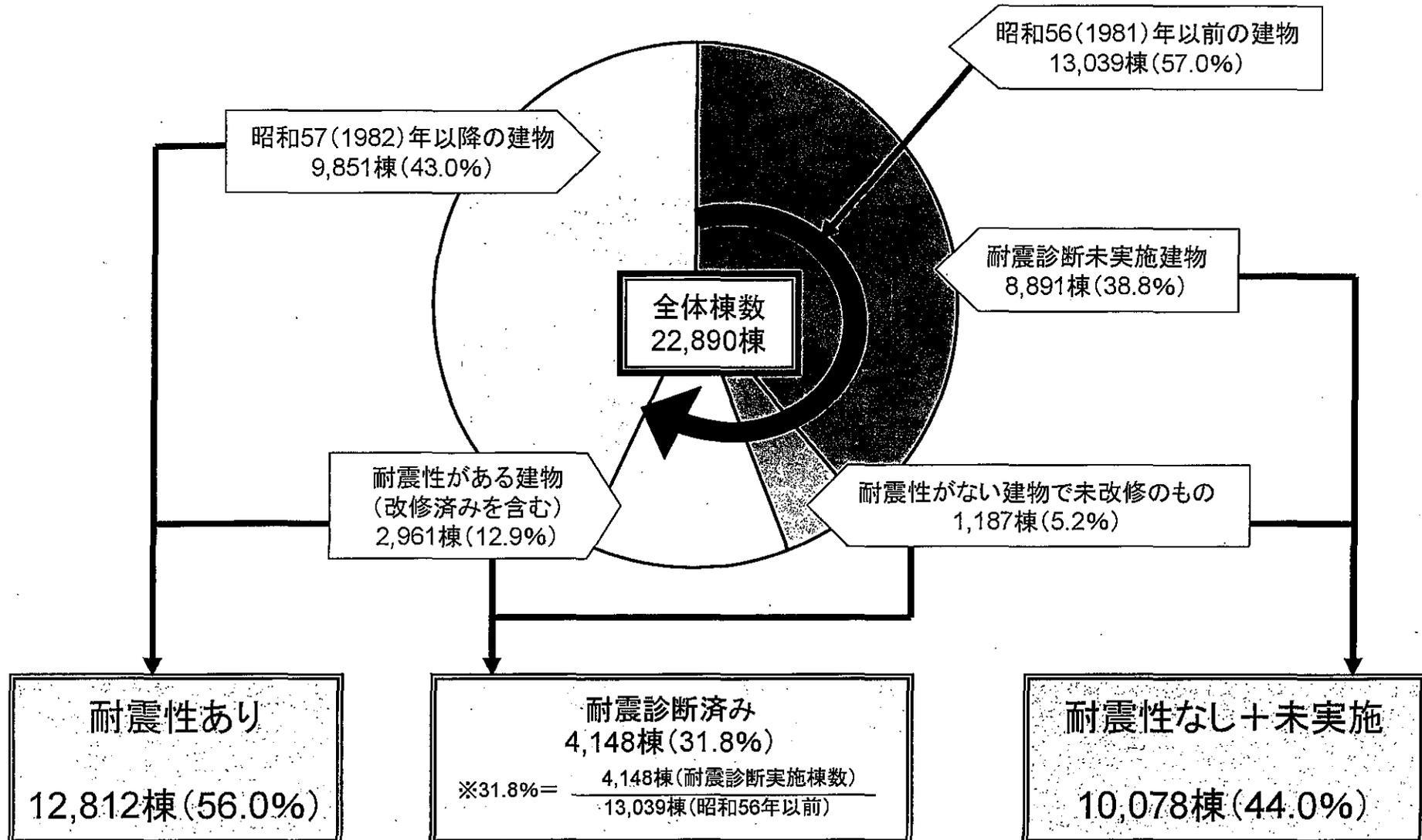
1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

## 第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

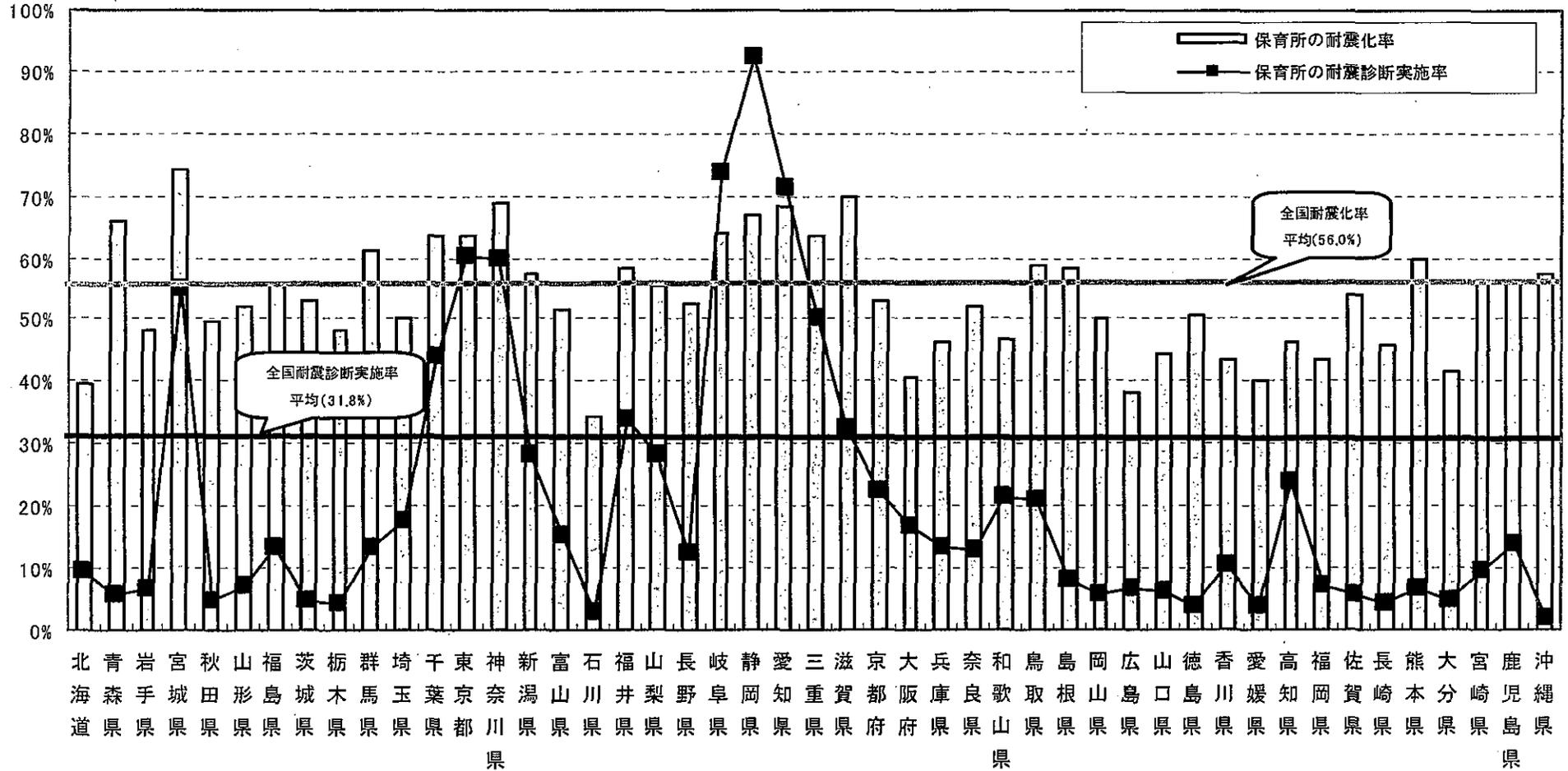
1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

平成19(2007)年 保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況



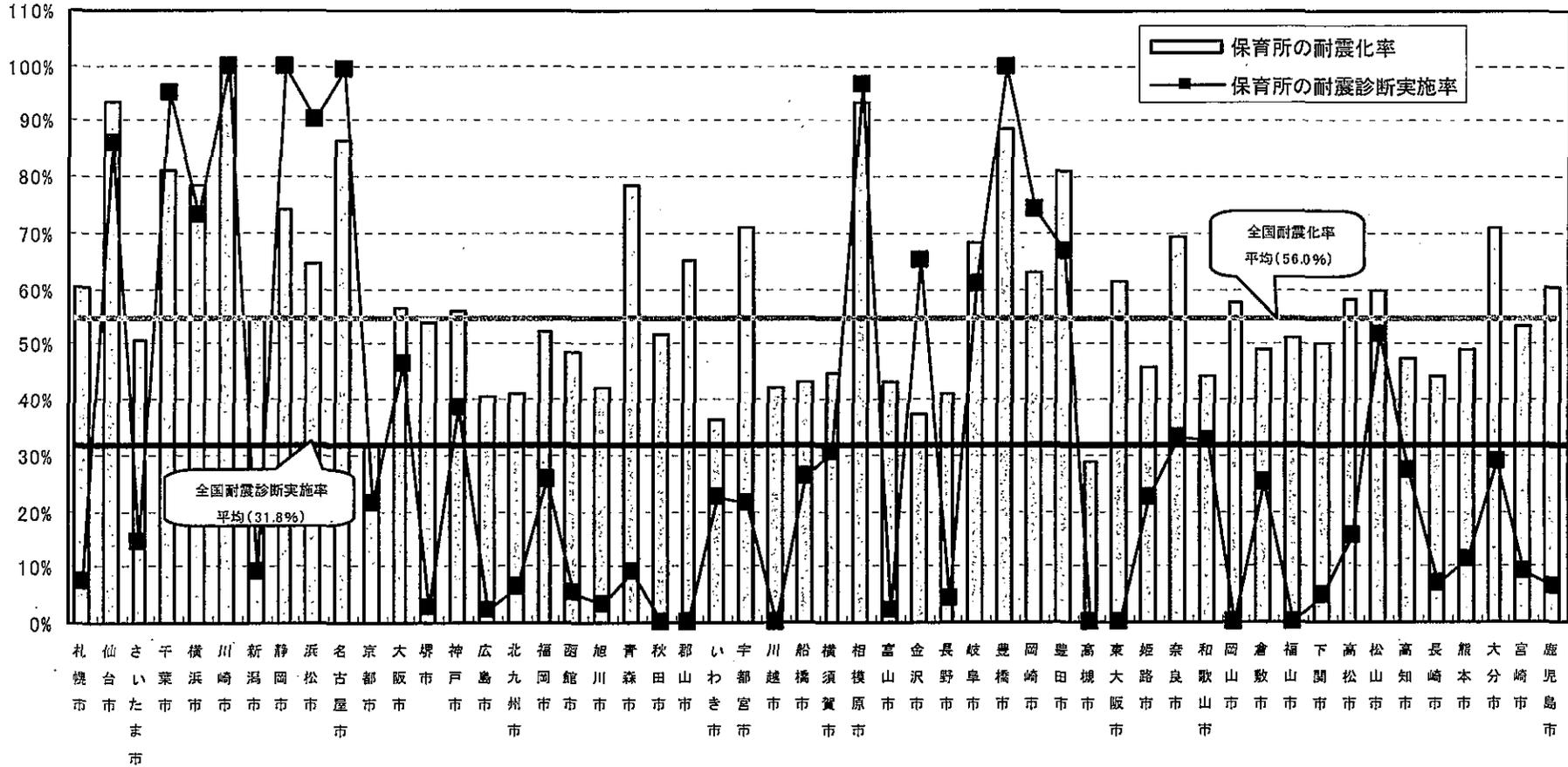
# 保育所の耐震化の状況 <都道府県分>

平成19年4月1日現在



# 保育所の耐震化の状況 <指定都市・中核市分>

平成19年4月1日現在



平成20年度保育所運営費の改正について (案)

(19年度予算額) (20年度予算案)  
312,710百万円 ⇒ 327;626百万円

(1) 入所児童の受入れの拡大

待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

(2) 基本分保育単価関係

ア 社会保険料事業主負担金

厚生年金保険料等の改定に伴う引き上げ

イ 地域手当

人事院規則による支給割合の改正に伴う改正

(3) 加算単価関係

ア 事務職員雇上費加算

(特別保育等実施保育所の週5日目分 定員46人以上→全ての保育所)

【10月実施】→【満年度実施】

〈1施設年額〉

一般保育所(週3日目まで) 829,920円

特別保育等実施保育所(週4日目+週5日目分) 553,280円

イ 主任保育士の専任加算

〈1施設年額〉 2,954,701円 → 2,971,158円

ウ 寒冷地加算

旧寒冷地における経過措置終了に伴う改正

エ 降灰除去費

1施設年額 139,020円 → 138,700円

(4) 保育所徴収金(保育料)基準額表について

ア 平成20年度保育所徴収金(保育料)基準額表は、定率減税廃止、所得税税源移譲

に伴い所得階層に移動が生じないように各所得階層区分の所得税額を次のとおり改正する。

また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、第1階層の定義を次のとおり改正する。

<平成20年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金(保育料)基準額表(案)>

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	40,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	103,000円以上 413,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
	413,000円以上		

イ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用し確定申告を行った際の所得税の控除額について、保育料を算定する際の所得税額に含めないよう改正する。

ウ 保育所運営費国庫負担金における国と市町村との精算基準である「保育所徴収金(保育料)基準額表」においては、平成19年度より同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園、認定こども園を利用している児童についても算定対象人数に含め第2子以降の保育料を軽減しているところであるが、今回新たに兄弟が特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用する就学前児童についても算定対象人数に含め、保育料の軽減を図る。

(案)

厚生労働省発雇児第 ※ 号  
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」  
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、昭和51年4月16日厚生省発雇第59号の2厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成20年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたので通知する。

ただし、平成19年度分以前の取扱いについては、なお従前の例による。

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正新旧対照表

○ 児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)

改正後	改正前
<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略) ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 「特別支援学校幼稚部」とは、学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。</p> <p>7 「知的障害児通園施設」とは、法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設をいう。</p>	<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第4号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用であつて、次の範囲内の経費をいうこと。</p> <p>(1) 事業費 ア 一般生活費 入所児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。)及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器具、光熱水費等(3歳未満児については月額9,550円、3歳以上児については月額6,466円とする。)</p> <p>イ 児童用採暖費 入所児童の冬期の採暖費</p> <p>(2) 人件費 入所児童の保育に必要なその保育所の長、保育士(乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人とする。ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人を加算する。)、調理員その他の職員の人件費</p> <p>(3) 管理費 保育所の管理に必要な経費</p> <p>2 「私立認定保育所」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。</p> <p>3 「幼稚園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。</p> <p>4 「認定こども園」とは、就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>5 「幼保連携施設」とは、就学前保育等推進法第3条第2項に規定する幼保連携施設をいう。</p>

## 改正後

- 8 「難聴幼児通園施設」とは、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。
- 9 「肢体不自由児施設通園部」とは、法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設のうち「肢体不自由児施設の通園児童に対する療育について」(昭和33年6月11日厚生省発児第122号通知)による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。
- 10 「情緒障害児短期治療施設通所部」とは、法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。
- 11 「児童デイサービス」とは、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。
- 12 (略)
- 13 (略)
- 14 (略)
- 15 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (ア) 「16/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(地域手当)(以下「人事院規則」という。)附則別表第2の支給割合が16/100とされている地域とする。
- (イ) 「13/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。
- (ウ) 「12/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- (エ) 「10/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。
- (オ) 「9/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。
- (カ) 「8/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。
- (キ) 「7/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。

## 改正前

- 6 「定員」とは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認可した定員をいう。  
ただし、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携施設を構成する保育所については、当該幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合算人員をいう。  
これらの場合において、2歳未満児とその他の児童など年齢ごとに分けて定員を定めているときは、その合算人員とすること。
- 7 「保育単価」とは、入所児童1人当たり運営費の月額単位をいうこと。
- 8 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。  
ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額(以下「保育料額」という。)を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書に定める算式によること。
- 9 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (ア) 「14.5/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(地域手当)(以下「人事院規則」という。)附則別表第2の支給割合が14.5/100とされている地域とする。
- (イ) 「12/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- (ウ) 「11/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。
- (エ) 「10/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市並びに逗子市とする。
- (オ) 「8.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8.5/100とされている地域とする。
- (カ) 「8/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域とする。
- (キ) 「7.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7.5/100とされている地域とする。

改正後

- (ク) 「6/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (ケ) 「4/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。
- (コ) 「3/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。
- (サ) 「その他地域」とは、(ア)から(コ)以外の地域とする。

16 (略)

17 (略)

18 (略)

改正前

- (ク) 「7/100地域」とは、岸和田市並びに忠岡町とする。
- (ケ) 「6.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6.5/100とされている地域とする。
- (コ) 「6/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域(岸和田市を除く。)及び大阪狭山市とする。
- (サ) 「5.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5.5/100とされている地域とする。
- (シ) 「5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域とする。
- (ス) 「4.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4.5/100とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- (セ) 「4/100地域」とは、北九州市並びに狭山市とする。
- (ソ) 「3/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域(北九州市を除く。)及び蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、広島県府中町とする。
- (タ) 「2.5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2.5/100とされている地域とする。
- (チ) 「2/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2/100とされている地域とする。
- (ツ) 「1/100地域」とは、小樽市、熱海市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市、伊勢原市、川西市とする。
- (テ) 「その他地域」とは、(ア)から(ツ)以外の地域とする。

- 10 「乳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとする。
- 11 「1～2歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り1～2歳児とみなすものとする。
- 12 「3歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなすものとする。

## 改正後

## 改正前

## 第2 国庫負担額

## 1 (略)

## 2 (略)

## 3 (略)

## 第3 保育単価及び支弁額

## 1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費として別に定める基準により第2欄に掲げる額(以下「加算額」という。)を加算した額とすること。

なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができるものであること。

## 第2 国庫負担額

## 1 国庫負担金

この国庫負担金は、その年度において、市町村が法第51条第4号により支弁した支弁総額(各保育所に対する各月の支弁額(私立認定保育所にあつては、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額とする。)の年間の合算額の全保育所の合計額をいう。)から当該年度における第4に定める徴収金(保育料)基準額を控除した額を基本額として、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。ただし、昭和63年度以前における事務又は事業の実施に係る国庫負担金については、なお従前の例によるものとする。

## 2 国庫負担金の概算払

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

## 3 国庫負担金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

## 第3 保育単価及び支弁額

## 1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費として別に定める基準により第2欄に掲げる額(以下「加算額」という。)を加算した額とすること。

なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができるものであること。

改正後

保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
16/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	188,370	21,450	17,870	14,300	7,140
			1, 2 歳 児	117,600	12,960	10,800	8,630	4,310
			3 歳 児	64,980	7,010	5,840	4,670	2,330
		4 歳以上 児	57,910	6,170	5,140	4,110	2,050	
		未設置	乳 児	177,110	20,100	16,740	13,400	6,690
			1, 2 歳 児	106,340	11,610	9,670	7,730	3,860
	3 歳 児		53,720	5,660	4,710	3,770	1,880	
	4 歳以上 児	46,650	4,820	4,010	3,210	1,600		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	181,380	20,610	17,170	13,740	6,860
			1, 2 歳 児	110,610	12,120	10,100	8,070	4,030
			3 歳 児	57,990	6,170	5,140	4,110	2,050
		4 歳以上 児	50,920	5,330	4,440	3,550	1,770	
		未設置	乳 児	172,930	19,600	16,330	13,070	6,530
			1, 2 歳 児	102,160	11,110	9,260	7,400	3,700
	3 歳 児		49,540	5,160	4,300	3,440	1,720	
	4 歳以上 児	42,470	4,320	3,600	2,880	1,440		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	171,330	19,400	16,170	12,940	6,460
			1, 2 歳 児	100,560	10,910	9,100	7,270	3,630
			3 歳 児	47,940	4,960	4,140	3,310	1,650
		4 歳以上 児	40,870	4,120	3,440	2,750	1,370	
		未設置	乳 児	165,700	18,730	15,600	12,490	6,240
			1, 2 歳 児	94,930	10,240	8,530	6,820	3,410
	3 歳 児		42,310	4,290	3,570	2,860	1,430	
	4 歳以上 児	35,240	3,450	2,870	2,300	1,150		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	163,760	18,500	15,410	12,330	6,160	
		1, 2 歳 児	92,990	10,010	8,340	6,660	3,330	
		3 歳 児	40,370	4,060	3,380	2,700	1,350	
	4 歳以上 児	33,300	3,220	2,680	2,140	1,070		
	未設置	乳 児	159,530	17,990	14,990	11,990	5,990	
		1, 2 歳 児	88,760	9,500	7,920	6,320	3,160	
3 歳 児		36,140	3,550	2,960	2,360	1,180		
4 歳以上 児	29,070	2,710	2,260	1,800	900			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	161,250	18,190	15,160	12,130	6,060	
		1, 2 歳 児	90,480	9,700	8,090	6,460	3,230	
		3 歳 児	37,860	3,750	3,130	2,500	1,250	
	4 歳以上 児	30,790	2,910	2,430	1,940	970		
	未設置	乳 児	157,870	17,790	14,820	11,860	5,920	
		1, 2 歳 児	87,100	9,300	7,750	6,190	3,090	
3 歳 児		34,480	3,350	2,790	2,230	1,110		
4 歳以上 児	27,410	2,510	2,090	1,670	830			
151人 以上	設 置	乳 児	160,360	18,090	15,070	12,060	6,020	
		1, 2 歳 児	89,590	9,600	8,000	6,390	3,190	
		3 歳 児	36,970	3,650	3,040	2,430	1,210	
	4 歳以上 児	29,900	2,810	2,340	1,870	930		
	未設置	乳 児	157,540	17,750	14,790	11,830	5,910	
		1, 2 歳 児	86,770	9,260	7,720	6,160	3,080	
3 歳 児		34,150	3,310	2,760	2,200	1,100		
4 歳以上 児	27,080	2,470	2,060	1,640	820			

改正前

保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
14.5/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	185,870	21,150	17,620	14,090	7,040
			1, 2 歳 児	116,100	12,770	10,650	8,510	4,250
			3 歳 児	64,170	6,910	5,760	4,600	2,290
		4 歳以上 児	57,200	6,080	5,070	4,050	2,020	
		未設置	乳 児	174,780	19,820	16,510	13,210	6,600
			1, 2 歳 児	105,010	11,440	9,540	7,630	3,810
	3 歳 児		53,080	5,580	4,650	3,720	1,850	
	4 歳以上 児	46,110	4,750	3,960	3,170	1,580		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	178,980	20,330	16,930	13,540	6,770
			1, 2 歳 児	109,210	11,950	9,960	7,960	3,980
			3 歳 児	57,280	6,090	5,070	4,050	2,020
		4 歳以上 児	50,310	5,260	4,380	3,500	1,750	
		未設置	乳 児	170,660	19,330	16,100	12,880	6,440
			1, 2 歳 児	100,890	10,950	9,130	7,300	3,650
	3 歳 児		48,960	5,090	4,240	3,390	1,690	
	4 歳以上 児	41,990	4,260	3,550	2,840	1,420		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	169,070	19,140	15,940	12,750	6,370
			1, 2 歳 児	99,300	10,760	8,970	7,170	3,580
			3 歳 児	47,370	4,900	4,080	3,260	1,620
		4 歳以上 児	40,400	4,070	3,390	2,710	1,350	
		未設置	乳 児	163,520	18,470	15,380	12,310	6,150
			1, 2 歳 児	93,750	10,090	8,410	6,730	3,360
	3 歳 児		41,820	4,230	3,520	2,820	1,400	
	4 歳以上 児	34,850	3,400	2,830	2,270	1,130		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	161,610	18,240	15,190	12,150	6,070	
		1, 2 歳 児	91,840	9,860	8,220	6,570	3,280	
		3 歳 児	39,910	4,000	3,330	2,660	1,320	
	4 歳以上 児	32,940	3,170	2,640	2,110	1,050		
	未設置	乳 児	157,450	17,740	14,780	11,820	5,910	
		1, 2 歳 児	87,680	9,360	7,810	6,240	3,120	
3 歳 児		35,750	3,500	2,920	2,330	1,160		
4 歳以上 児	28,780	2,670	2,230	1,780	890			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	159,140	17,950	14,950	11,960	5,980	
		1, 2 歳 児	89,370	9,570	7,980	6,380	3,190	
		3 歳 児	37,440	3,710	3,090	2,470	1,230	
	4 歳以上 児	30,470	2,880	2,400	1,920	960		
	未設置	乳 児	155,810	17,550	14,610	11,690	5,840	
		1, 2 歳 児	86,040	9,170	7,640	6,110	3,050	
3 歳 児		34,110	3,310	2,750	2,200	1,090		
4 歳以上 児	27,140	2,480	2,060	1,650	820			
151人 以上	設 置	乳 児	158,270	17,840	14,860	11,890	5,940	
		1, 2 歳 児	88,500	9,460	7,890	6,310	3,150	
		3 歳 児	36,570	3,600	3,000	2,400	1,190	
	4 歳以上 児	29,600	2,770	2,310	1,850	920		
	未設置	乳 児	155,490	17,510	14,580	11,660	5,830	
		1, 2 歳 児	85,720	9,130	7,610	6,080	3,040	
3 歳 児		33,790	3,270	2,720	2,170	1,080		
4 歳以上 児	26,820	2,440	2,030	1,620	810			

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
13/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	184,260	20,960	17,460	13,970	6,980
			1, 2歳 児	115,130	12,660	10,550	8,440	4,220
			3 歳 児	63,660	6,850	5,710	4,570	2,280
			4歳以上 児	56,750	6,030	5,020	4,020	2,010
	未設置	乳 児	173,280	19,640	16,370	13,090	6,540	
		1, 2歳 児	104,150	11,340	9,460	7,560	3,780	
		3 歳 児	52,680	5,530	4,620	3,690	1,840	
		4歳以上 児	45,770	4,710	3,930	3,140	1,570	
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	177,430	20,140	16,780	13,420	6,700
			1, 2歳 児	108,300	11,840	9,870	7,890	3,940
			3 歳 児	56,830	6,030	5,030	4,020	2,000
			4歳以上 児	49,920	5,210	4,340	3,470	1,730
	未設置	乳 児	169,190	19,150	15,960	12,760	6,370	
		1, 2歳 児	100,060	10,850	9,050	7,230	3,610	
		3 歳 児	48,590	5,040	4,210	3,360	1,670	
		4歳以上 児	41,680	4,220	3,520	2,810	1,400	
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	167,600	18,960	15,800	12,640	6,310
			1, 2歳 児	98,470	10,660	8,890	7,110	3,550
			3 歳 児	47,000	4,850	4,050	3,240	1,610
			4歳以上 児	40,090	4,030	3,360	2,690	1,340
	未設置	乳 児	162,110	18,300	15,250	12,200	6,090	
		1, 2歳 児	92,980	10,000	8,340	6,670	3,330	
		3 歳 児	41,510	4,190	3,500	2,800	1,390	
		4歳以上 児	34,600	3,370	2,810	2,250	1,120	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	160,220	18,080	15,060	12,050	6,020	
		1, 2歳 児	91,090	9,780	8,150	6,520	3,260	
		3 歳 児	39,620	3,970	3,310	2,650	1,320	
		4歳以上 児	32,710	3,150	2,620	2,100	1,050	
未設置	乳 児	156,110	17,580	14,650	11,720	5,850		
	1, 2歳 児	86,980	9,280	7,740	6,190	3,090		
	3 歳 児	35,510	3,470	2,900	2,320	1,150		
	4歳以上 児	28,600	2,650	2,210	1,770	880		
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	157,370	17,780	14,810	11,850	5,920	
		1, 2歳 児	88,640	9,480	7,920	6,320	3,160	
		3 歳 児	37,170	3,670	3,060	2,450	1,220	
		4歳以上 児	30,260	2,850	2,370	1,900	950	
未設置	乳 児	154,480	17,390	14,490	11,590	5,790		
	1, 2歳 児	85,350	9,090	7,580	6,060	3,030		
	3 歳 児	33,880	3,280	2,740	2,190	1,090		
	4歳以上 児	26,970	2,460	2,050	1,640	820		
151人 以上	設 置	乳 児	156,910	17,680	14,730	11,780	5,880	
		1, 2歳 児	87,780	9,380	7,820	6,250	3,120	
		3 歳 児	36,310	3,570	2,980	2,380	1,180	
		4歳以上 児	29,400	2,750	2,290	1,830	910	
未設置	乳 児	154,170	17,350	14,450	11,560	5,770		
	1, 2歳 児	85,040	9,050	7,540	6,030	3,010		
	3 歳 児	33,570	3,240	2,700	2,160	1,070		
	4歳以上 児	26,660	2,420	2,010	1,610	800		

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
12/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	182,460	20,740	17,280	13,830	6,910
			1, 2歳 児	114,050	12,530	10,440	8,350	4,170
			3 歳 児	63,080	6,790	5,650	4,520	2,260
			4歳以上 児	56,240	5,970	4,970	3,980	1,990
	未設置	乳 児	171,610	19,440	16,200	12,960	6,470	
		1, 2歳 児	103,200	11,230	9,360	7,480	3,730	
		3 歳 児	52,230	5,490	4,570	3,650	1,820	
		4歳以上 児	45,390	4,670	3,890	3,110	1,550	
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	175,690	19,930	16,610	13,290	6,640
			1, 2歳 児	107,280	11,720	9,770	7,810	3,900
			3 歳 児	56,310	5,980	4,980	3,980	1,990
			4歳以上 児	49,470	5,160	4,300	3,440	1,720
	未設置	乳 児	167,550	18,950	15,790	12,630	6,310	
		1, 2歳 児	99,140	10,740	8,950	7,150	3,570	
		3 歳 児	48,170	5,000	4,160	3,320	1,660	
		4歳以上 児	41,330	4,180	3,480	2,780	1,390	
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	165,970	18,760	15,630	12,510	6,250
			1, 2歳 児	97,560	10,550	8,790	7,030	3,510
			3 歳 児	46,590	4,810	4,000	3,200	1,600
			4歳以上 児	39,750	3,990	3,320	2,660	1,330
	未設置	乳 児	160,540	18,110	15,090	12,070	6,030	
		1, 2歳 児	92,130	9,900	8,250	6,590	3,290	
		3 歳 児	41,160	4,160	3,460	2,760	1,380	
		4歳以上 児	34,320	3,340	2,780	2,220	1,110	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	158,680	17,880	14,900	11,920	5,950	
		1, 2歳 児	90,270	9,670	8,060	6,440	3,210	
		3 歳 児	39,300	3,930	3,270	2,610	1,300	
		4歳以上 児	32,460	3,110	2,590	2,070	1,030	
未設置	乳 児	154,610	17,400	14,500	11,600	5,790		
	1, 2歳 児	86,200	9,120	7,660	6,120	3,050		
	3 歳 児	35,230	3,450	2,870	2,290	1,140		
	4歳以上 児	28,390	2,630	2,190	1,750	870		
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	156,240	17,590	14,660	11,730	5,860	
		1, 2歳 児	87,830	9,380	7,820	6,250	3,120	
		3 歳 児	36,860	3,640	3,030	2,420	1,210	
		4歳以上 児	30,020	2,820	2,350	1,880	940	
未設置	乳 児	152,990	17,200	14,340	11,470	5,730		
	1, 2歳 児	84,580	8,990	7,500	5,990	2,990		
	3 歳 児	33,610	3,250	2,710	2,160	1,080		
	4歳以上 児	26,770	2,430	2,030	1,620	810		
151人 以上	設 置	乳 児	155,400	17,490	14,580	11,660	5,820	
		1, 2歳 児	86,990	9,280	7,740	6,180	3,080	
		3 歳 児	36,020	3,540	2,950	2,350	1,170	
		4歳以上 児	29,180	2,720	2,270	1,810	900	
未設置	乳 児	152,690	17,170	14,310	11,450	5,720		
	1, 2歳 児	84,280	8,960	7,470	5,970	2,980		
	3 歳 児	33,310	3,220	2,680	2,140	1,070		
	4歳以上 児	26,470	2,400	2,000	1,600	800		

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
12/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	182,890	20,790	17,320	13,860	6,920
			1, 2歳児	114,310	12,560	10,460	8,370	4,180
		3歳児	63,210	6,800	5,660	4,530	2,260	
		4歳以上児	56,360	5,980	4,980	3,990	1,990	
	未設置	乳 児	172,010	19,490	16,240	12,990	6,490	
		1, 2歳児	103,430	11,260	9,380	7,500	3,750	
		3歳児	52,330	5,500	4,580	3,660	1,830	
		4歳以上児	45,480	4,680	3,900	3,120	1,560	
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	176,110	19,980	16,650	13,310	6,650
			1, 2歳児	107,530	11,750	9,790	7,820	3,910
		3歳児	56,430	5,990	4,990	3,980	1,990	
		4歳以上児	49,580	5,170	4,310	3,440	1,720	
	未設置	乳 児	167,950	19,000	15,830	12,660	6,320	
		1, 2歳児	99,370	10,770	8,970	7,170	3,580	
		3歳児	48,270	5,010	4,170	3,330	1,660	
		4歳以上児	41,420	4,190	3,490	2,790	1,390	
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	166,360	18,810	15,670	12,530	6,260
			1, 2歳児	97,780	10,580	8,810	7,040	3,520
		3歳児	46,680	4,820	4,010	3,200	1,600	
		4歳以上児	39,830	4,000	3,330	2,660	1,330	
	未設置	乳 児	160,920	18,160	15,130	12,100	6,040	
		1, 2歳児	92,340	9,930	8,270	6,610	3,300	
		3歳児	41,240	4,170	3,470	2,770	1,380	
		4歳以上児	34,390	3,350	2,790	2,230	1,110	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	159,050	17,930	14,940	11,950	5,970	
		1, 2歳児	90,470	9,700	8,080	6,460	3,230	
	3歳児	39,370	3,940	3,280	2,620	1,310		
	4歳以上児	32,520	3,120	2,600	2,080	1,040		
未設置	乳 児	154,970	17,440	14,530	11,620	5,800		
	1, 2歳児	86,390	9,210	7,670	6,130	3,060		
	3歳児	35,290	3,450	2,870	2,290	1,140		
	4歳以上児	28,440	2,630	2,190	1,750	870		
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	156,610	17,640	14,700	11,750	5,870	
		1, 2歳児	88,030	9,410	7,840	6,260	3,130	
	3歳児	36,930	3,650	3,040	2,420	1,210		
	4歳以上児	30,080	2,830	2,360	1,880	940		
未設置	乳 児	153,350	17,250	14,370	11,490	5,740		
	1, 2歳児	84,770	9,020	7,510	6,000	3,000		
	3歳児	33,670	3,260	2,710	2,160	1,080		
	4歳以上児	26,820	2,440	2,030	1,620	810		
151人 以上	設 置	乳 児	155,760	17,540	14,610	11,690	5,840	
		1, 2歳児	87,180	9,310	7,750	6,200	3,100	
	3歳児	36,080	3,550	2,950	2,360	1,180		
	4歳以上児	29,230	2,730	2,270	1,820	910		
未設置	乳 児	153,040	17,210	14,340	11,470	5,730		
	1, 2歳児	84,460	8,980	7,480	5,980	2,990		
	3歳児	33,360	3,220	2,680	2,140	1,070		
	4歳以上児	26,510	2,400	2,000	1,600	800		

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
11/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	181,090	20,570	17,140	13,720	6,850
			1, 2歳児	113,220	12,430	10,350	8,290	4,140
		3歳児	62,630	6,730	5,600	4,490	2,240	
		4歳以上児	55,850	5,920	4,930	3,950	1,970	
	未設置	乳 児	170,340	19,280	16,070	12,860	6,420	
		1, 2歳児	102,470	11,140	9,280	7,430	3,710	
		3歳児	51,880	5,440	4,530	3,630	1,810	
		4歳以上児	45,100	4,630	3,860	3,090	1,540	
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	174,380	19,770	16,470	13,180	6,580
			1, 2歳児	106,510	11,630	9,680	7,750	3,870
		3歳児	55,920	5,930	4,930	3,950	1,970	
		4歳以上児	49,140	5,120	4,260	3,410	1,700	
	未設置	乳 児	166,310	18,800	15,670	12,530	6,260	
		1, 2歳児	98,440	10,660	8,880	7,100	3,550	
		3歳児	47,850	4,960	4,130	3,300	1,650	
		4歳以上児	41,070	4,150	3,460	2,760	1,380	
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	164,730	18,610	15,510	12,410	6,200
			1, 2歳児	96,860	10,470	8,720	6,980	3,490
		3歳児	46,270	4,770	3,970	3,180	1,590	
		4歳以上児	39,490	3,960	3,300	2,640	1,320	
	未設置	乳 児	159,350	17,960	14,970	11,980	5,980	
		1, 2歳児	91,480	9,820	8,180	6,550	3,270	
		3歳児	40,890	4,120	3,430	2,750	1,370	
		4歳以上児	34,110	3,310	2,760	2,210	1,100	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	157,500	17,740	14,780	11,830	5,910	
		1, 2歳児	89,630	9,600	7,990	6,400	3,200	
	3歳児	39,040	3,900	3,240	2,600	1,300		
	4歳以上児	32,260	3,090	2,570	2,060	1,030		
未設置	乳 児	153,470	17,260	14,380	11,510	5,750		
	1, 2歳児	85,600	9,120	7,590	6,080	3,040		
	3歳児	35,010	3,420	2,840	2,280	1,140		
	4歳以上児	28,230	2,610	2,170	1,740	870		
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	155,090	17,450	14,540	11,640	5,810	
		1, 2歳児	87,220	9,310	7,750	6,210	3,100	
	3歳児	36,630	3,610	3,000	2,410	1,200		
	4歳以上児	29,850	2,800	2,330	1,870	930		
未設置	乳 児	151,860	17,060	14,220	11,380	5,680		
	1, 2歳児	83,990	8,920	7,430	5,950	2,970		
	3歳児	33,400	3,220	2,680	2,150	1,070		
	4歳以上児	26,620	2,410	2,010	1,610	800		
151人 以上	設 置	乳 児	154,250	17,350	14,460	11,570	5,780	
		1, 2歳児	86,380	9,210	7,670	6,140	3,070	
	3歳児	35,790	3,510	2,920	2,340	1,170		
	4歳以上児	29,010	2,700	2,250	1,800	900		
未設置	乳 児	151,570	17,030	14,190	11,350	5,670		
	1, 2歳児	83,700	8,890	7,400	5,920	2,960		
	3歳児	33,110	3,190	2,650	2,120	1,060		
	4歳以上児	26,330	2,380	1,980	1,580	790		

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
10/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	180.140	20.460	17.050	13.630	6.810
			1, 2歳 児	112.650	12.360	10.300	8.230	4.110
			3歳 児	62.320	6.690	5.580	4.450	2.220
			4歳以上 児	55.580	5.890	4.910	3.920	1.960
	45人 まで	未設置	乳 児	169.450	19.180	15.980	12.780	6.380
			1, 2歳 児	101.960	11.080	9.230	7.380	3.680
			3歳 児	51.630	5.410	4.510	3.600	1.790
			4歳以上 児	44.890	4.610	3.840	3.070	1.530
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	173.470	19.660	16.380	13.100	6.540
			1, 2歳 児	105.980	11.560	9.630	7.700	3.840
			3歳 児	55.650	5.890	4.910	3.920	1.950
			4歳以上 児	48.910	5.090	4.240	3.390	1.690
	46人 から 60人 まで	未設置	乳 児	165.450	18.700	15.580	12.460	6.220
			1, 2歳 児	97.960	10.600	8.830	7.060	3.520
			3歳 児	47.630	4.930	4.110	3.280	1.630
			4歳以上 児	40.890	4.130	3.440	2.750	1.370
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	163.870	18.510	15.420	12.330	6.160
			1, 2歳 児	96.380	10.410	8.670	6.930	3.460
			3歳 児	46.050	4.740	3.950	3.150	1.570
			4歳以上 児	39.310	3.940	3.280	2.620	1.310
	61人 から 90人 まで	未設置	乳 児	158.530	17.870	14.890	11.910	5.950
			1, 2歳 児	91.040	9.770	8.140	6.510	3.250
			3歳 児	40.710	4.100	3.420	2.730	1.360
			4歳以上 児	33.970	3.300	2.750	2.200	1.100
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	156.690	17.640	14.700	11.760	5.870	
		1, 2歳 児	89.200	9.540	7.950	6.360	3.170	
		3歳 児	38.870	3.870	3.230	2.580	1.280	
		4歳以上 児	32.130	3.070	2.560	2.050	1.020	
91人 から 120人 まで	未設置	乳 児	152.680	17.160	14.300	11.440	5.710	
		1, 2歳 児	85.190	9.060	7.550	6.040	3.010	
		3歳 児	34.860	3.390	2.830	2.260	1.120	
		4歳以上 児	28.120	2.590	2.160	1.730	860	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	154.280	17.360	14.460	11.570	5.780	
		1, 2歳 児	86.790	9.260	7.710	6.170	3.080	
		3歳 児	36.460	3.590	2.990	2.390	1.190	
		4歳以上 児	29.720	2.790	2.320	1.860	930	
121人 から 150人 まで	未設置	乳 児	151.080	16.970	14.140	11.310	5.650	
		1, 2歳 児	83.590	8.870	7.390	5.910	2.950	
		3歳 児	33.260	3.200	2.670	2.130	1.060	
		4歳以上 児	26.520	2.400	2.000	1.600	800	
151人 以上	設 置	乳 児	153.460	17.260	14.380	11.500	5.740	
		1, 2歳 児	85.970	9.160	7.630	6.100	3.040	
		3歳 児	35.640	3.490	2.910	2.320	1.150	
		4歳以上 児	28.900	2.690	2.240	1.790	890	
151人 以上	未設置	乳 児	150.790	16.940	14.110	11.290	5.640	
		1, 2歳 児	83.300	8.840	7.360	5.890	2.940	
		3歳 児	32.970	3.170	2.640	2.110	1.050	
		4歳以上 児	26.230	2.370	1.970	1.580	790	

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
10/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	179.720	20.410	17.000	13.600	6.790
			1, 2歳 児	112.400	12.330	10.270	8.210	4.100
			3歳 児	62.190	6.670	5.560	4.440	2.210
			4歳以上 児	55.460	5.870	4.890	3.910	1.950
	45人 まで	未設置	乳 児	169.060	19.140	15.940	12.750	6.370
			1, 2歳 児	101.740	11.060	9.210	7.360	3.680
			3歳 児	51.530	5.400	4.500	3.590	1.790
			4歳以上 児	44.800	4.600	3.830	3.060	1.530
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	173.060	19.620	16.340	13.070	6.530
			1, 2歳 児	105.740	11.540	9.610	7.680	3.840
			3歳 児	55.530	5.880	4.900	3.910	1.950
			4歳以上 児	48.800	5.080	4.230	3.380	1.690
	46人 から 60人 まで	未設置	乳 児	165.070	18.660	15.540	12.430	6.210
			1, 2歳 児	97.750	10.580	8.810	7.040	3.520
			3歳 児	47.540	4.920	4.100	3.270	1.630
			4歳以上 児	40.810	4.120	3.430	2.740	1.370
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	163.490	18.470	15.380	12.310	6.150
			1, 2歳 児	96.170	10.390	8.650	6.920	3.460
			3歳 児	45.960	4.730	3.940	3.150	1.570
			4歳以上 児	39.230	3.930	3.270	2.620	1.310
	61人 から 90人 まで	未設置	乳 児	158.160	17.830	14.850	11.880	5.930
			1, 2歳 児	90.840	9.750	8.120	6.490	3.240
			3歳 児	40.630	4.090	3.410	2.720	1.350
			4歳以上 児	33.900	3.290	2.740	2.190	1.090
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	156.330	17.610	14.670	11.730	5.860	
		1, 2歳 児	89.010	9.530	7.940	6.340	3.170	
		3歳 児	38.800	3.870	3.230	2.570	1.280	
		4歳以上 児	32.070	3.070	2.560	2.040	1.020	
91人 から 120人 まで	未設置	乳 児	152.330	17.130	14.270	11.410	5.700	
		1, 2歳 児	85.010	9.050	7.540	6.020	3.010	
		3歳 児	34.800	3.390	2.830	2.250	1.120	
		4歳以上 児	28.070	2.590	2.160	1.720	860	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	153.930	17.320	14.430	11.540	5.760	
		1, 2歳 児	86.610	9.240	7.700	6.190	3.070	
		3歳 児	36.400	3.580	2.990	2.380	1.180	
		4歳以上 児	29.670	2.780	2.320	1.850	920	
121人 から 150人 まで	未設置	乳 児	150.730	16.940	14.110	11.290	5.640	
		1, 2歳 児	83.410	8.860	7.380	5.900	2.950	
		3歳 児	33.200	3.200	2.670	2.130	1.060	
		4歳以上 児	26.470	2.400	2.000	1.600	800	
151人 以上	設 置	乳 児	153.110	17.220	14.340	11.480	5.730	
		1, 2歳 児	85.790	9.140	7.610	6.090	3.040	
		3歳 児	35.580	3.480	2.900	2.320	1.150	
		4歳以上 児	28.850	2.680	2.230	1.790	890	
151人 以上	未設置	乳 児	150.440	16.900	14.080	11.260	5.620	
		1, 2歳 児	83.120	8.820	7.350	5.870	2.930	
		3歳 児	32.910	3.160	2.640	2.100	1.040	
		4歳以上 児	26.180	2.360	1.970	1.570	780	

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
9/100 地 域	45人 まで	設置	乳児	178,770	20,300	16,920	13,530	6,760
			1, 2歳児	111,830	12,260	10,220	8,170	4,080
		3歳児	61,880	6,640	5,530	4,420	2,200	
		4歳以上児	55,190	5,840	4,870	3,890	1,940	
	未設置	乳児	168,180	19,030	15,860	12,690	6,340	
		1, 2歳児	101,240	10,990	9,160	7,330	3,660	
		3歳児	51,290	5,370	4,470	3,580	1,780	
		4歳以上児	44,600	4,570	3,810	3,050	1,520	
	46人 から 60人 まで	設置	乳児	172,150	19,510	16,260	13,000	6,500
			1, 2歳児	105,210	11,470	9,560	7,640	3,820
		3歳児	55,260	5,850	4,870	3,890	1,940	
		4歳以上児	48,570	5,050	4,210	3,360	1,680	
未設置	乳児	164,210	18,550	15,460	12,370	6,180		
	1, 2歳児	97,270	10,510	8,760	7,010	3,500		
	3歳児	47,320	4,890	4,070	3,260	1,620		
	4歳以上児	40,630	4,090	3,410	2,730	1,360		
61人 から 90人 まで	設置	乳児	162,630	18,370	15,300	12,240	6,120	
		1, 2歳児	95,690	10,330	8,600	6,880	3,440	
		3歳児	45,740	4,710	3,910	3,130	1,560	
		4歳以上児	39,050	3,910	3,250	2,600	1,300	
	未設置	乳児	157,330	17,730	14,770	11,820	5,910	
		1, 2歳児	90,390	9,690	8,070	6,460	3,230	
		3歳児	40,440	4,070	3,380	2,710	1,350	
		4歳以上児	33,750	3,270	2,720	2,180	1,090	
91人 から 120人 まで	設置	乳児	155,510	17,510	14,590	11,670	5,830	
		1, 2歳児	88,570	9,470	7,890	6,310	3,150	
		3歳児	38,620	3,850	3,200	2,560	1,270	
		4歳以上児	31,930	3,050	2,540	2,030	1,010	
	未設置	乳児	151,540	17,030	14,190	11,350	5,670	
		1, 2歳児	84,600	8,990	7,490	5,990	2,990	
		3歳児	34,650	3,370	2,800	2,240	1,110	
		4歳以上児	27,960	2,570	2,140	1,710	850	
121人 から 150人 まで	設置	乳児	153,130	17,230	14,350	11,480	5,740	
		1, 2歳児	86,190	9,190	7,650	6,120	3,060	
		3歳児	36,240	3,570	2,960	2,370	1,180	
		4歳以上児	29,550	2,770	2,300	1,840	920	
	未設置	乳児	149,950	16,840	14,040	11,230	5,610	
		1, 2歳児	83,010	8,800	7,340	5,870	2,930	
		3歳児	33,060	3,180	2,650	2,120	1,050	
		4歳以上児	26,370	2,380	1,990	1,590	790	
151人 以上	設置	乳児	152,310	17,130	14,270	11,420	5,710	
		1, 2歳児	85,370	9,090	7,570	6,060	3,030	
		3歳児	35,420	3,470	2,880	2,310	1,150	
		4歳以上児	28,730	2,670	2,220	1,780	890	
	未設置	乳児	149,670	16,810	14,010	11,200	5,600	
		1, 2歳児	82,730	8,770	7,310	5,840	2,920	
		3歳児	32,780	3,150	2,620	2,090	1,040	
		4歳以上児	26,090	2,350	1,960	1,560	780	

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
8.5/100 地 域	45人 まで	設置	乳児	177,670	20,170	16,810	13,440	6,710
			1, 2歳児	111,160	12,190	10,160	8,120	4,050
		3歳児	61,530	6,600	5,500	4,400	2,190	
		4歳以上児	54,880	5,810	4,840	3,870	1,930	
	未設置	乳児	167,160	18,900	15,760	12,600	6,290	
		1, 2歳児	100,650	10,920	9,110	7,280	3,630	
		3歳児	51,020	5,330	4,450	3,560	1,770	
		4歳以上児	44,370	4,540	3,790	3,030	1,510	
	46人 から 60人 まで	設置	乳児	171,090	19,380	16,150	12,910	6,450
			1, 2歳児	104,580	11,400	9,500	7,590	3,790
		3歳児	54,950	5,810	4,840	3,870	1,930	
		4歳以上児	48,300	5,020	4,180	3,340	1,670	
未設置	乳児	163,200	18,430	15,360	12,280	6,130		
	1, 2歳児	96,690	10,450	8,710	6,960	3,470		
	3歳児	47,060	4,860	4,050	3,240	1,610		
	4歳以上児	40,410	4,070	3,390	2,710	1,350		
61人 から 90人 まで	設置	乳児	161,630	18,240	15,200	12,160	6,070	
		1, 2歳児	95,120	10,260	8,550	6,840	3,410	
		3歳児	45,490	4,670	3,890	3,120	1,550	
		4歳以上児	38,840	3,880	3,230	2,590	1,290	
	未設置	乳児	156,370	17,610	14,680	11,730	5,860	
		1, 2歳児	89,860	9,630	8,030	6,410	3,200	
		3歳児	40,230	4,040	3,370	2,690	1,340	
		4歳以上児	33,580	3,250	2,710	2,160	1,080	
91人 から 120人 まで	設置	乳児	154,560	17,390	14,500	11,590	5,790	
		1, 2歳児	88,050	9,410	7,850	6,270	3,130	
		3歳児	38,420	3,820	3,190	2,550	1,270	
		4歳以上児	31,770	3,030	2,530	2,020	1,010	
	未設置	乳児	150,620	16,920	14,100	11,270	5,630	
		1, 2歳児	84,110	8,940	7,450	5,950	2,970	
		3歳児	34,480	3,350	2,790	2,230	1,110	
		4歳以上児	27,830	2,560	2,130	1,700	850	
121人 から 150人 まで	設置	乳児	152,190	17,110	14,260	11,400	5,690	
		1, 2歳児	85,680	9,130	7,610	6,080	3,030	
		3歳児	36,050	3,540	2,950	2,360	1,170	
		4歳以上児	29,400	2,750	2,290	1,830	910	
	未設置	乳児	149,040	16,730	13,940	11,150	5,570	
		1, 2歳児	82,530	8,750	7,290	5,830	2,910	
		3歳児	32,900	3,160	2,630	2,110	1,050	
		4歳以上児	26,250	2,370	1,970	1,580	790	
151人 以上	設置	乳児	151,390	17,010	14,180	11,340	5,660	
		1, 2歳児	84,880	9,030	7,530	6,020	3,000	
		3歳児	35,250	3,440	2,870	2,300	1,140	
		4歳以上児	28,600	2,650	2,210	1,770	880	
	未設置	乳児	148,760	16,700	13,920	11,130	5,560	
		1, 2歳児	82,250	8,720	7,270	5,810	2,900	
		3歳児	32,620	3,130	2,610	2,090	1,040	
		4歳以上児	25,970	2,340	1,950	1,560	780	

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
8/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	177,400	20,140	16,780	13,420	6,710
			1, 2歳 児	111,000	12,170	10,140	8,100	4,050
			3歳 児	61,440	6,590	5,490	4,390	2,190
		4歳以上 児	54,800	5,800	4,830	3,860	1,930	
		未設置	乳 児	166,910	18,880	15,730	12,580	6,290
			1, 2歳 児	100,510	10,910	9,090	7,260	3,630
	3歳 児		50,950	5,330	4,440	3,550	1,770	
	4歳以上 児	44,310	4,540	3,780	3,020	1,510		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	170,830	19,350	16,120	12,900	6,450
			1, 2歳 児	104,430	11,380	9,480	7,580	3,790
			3歳 児	54,870	5,800	4,830	3,870	1,930
		4歳以上 児	48,230	5,010	4,170	3,340	1,670	
		未設置	乳 児	162,960	18,400	15,340	12,270	6,130
			1, 2歳 児	96,560	10,430	8,700	6,950	3,470
	3歳 児		47,000	4,850	4,050	3,240	1,610	
	4歳以上 児	40,360	4,060	3,390	2,710	1,350		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	161,390	18,210	15,180	12,140	6,070
			1, 2歳 児	94,990	10,240	8,540	6,820	3,410
			3歳 児	45,430	4,660	3,890	3,110	1,550
		4歳以上 児	38,790	3,870	3,230	2,580	1,290	
		未設置	乳 児	156,140	17,580	14,650	11,720	5,860
			1, 2歳 児	89,740	9,610	8,010	6,400	3,200
	3歳 児		40,180	4,030	3,360	2,690	1,340	
	4歳以上 児	33,540	3,240	2,700	2,160	1,080		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	154,340	17,370	14,470	11,580	5,790	
		1, 2歳 児	87,940	9,400	7,830	6,260	3,130	
		3歳 児	38,380	3,820	3,180	2,550	1,270	
	4歳以上 児	31,740	3,030	2,520	2,020	1,010		
	未設置	乳 児	150,400	16,900	14,080	11,260	5,630	
		1, 2歳 児	84,000	8,930	7,440	5,940	2,970	
3歳 児		34,440	3,350	2,790	2,230	1,110		
4歳以上 児	27,800	2,560	2,130	1,700	850			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	151,970	17,080	14,240	11,390	5,690	
		1, 2歳 児	85,570	9,110	7,600	6,070	3,030	
		3歳 児	36,010	3,530	2,950	2,360	1,170	
	4歳以上 児	29,370	2,740	2,290	1,830	910		
	未設置	乳 児	148,820	16,710	13,920	11,140	5,570	
		1, 2歳 児	82,420	8,740	7,280	5,820	2,910	
3歳 児		32,860	3,160	2,630	2,110	1,050		
4歳以上 児	26,220	2,370	1,970	1,580	790			
151人 以上	設 置	乳 児	151,170	16,990	14,160	11,320	5,660	
		1, 2歳 児	84,770	9,020	7,520	6,000	3,000	
		3歳 児	35,210	3,440	2,870	2,290	1,140	
	4歳以上 児	28,570	2,650	2,210	1,760	880		
	未設置	乳 児	148,540	16,670	13,890	11,110	5,550	
		1, 2歳 児	82,140	8,700	7,250	5,790	2,890	
3歳 児		32,580	3,120	2,600	2,080	1,030		
4歳以上 児	25,940	2,330	1,940	1,550	770			

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
8/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	176,990	20,080	16,740	13,380	6,680
			1, 2歳 児	110,760	12,130	10,110	8,080	4,030
			3歳 児	61,310	6,570	5,480	4,370	2,180
		4歳以上 児	54,690	5,780	4,820	3,850	1,920	
		未設置	乳 児	166,520	18,830	15,690	12,550	6,270
			1, 2歳 児	100,290	10,880	9,060	7,250	3,620
	3歳 児		50,840	5,320	4,430	3,540	1,770	
	4歳以上 児	44,220	4,530	3,770	3,020	1,510		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	170,430	19,300	16,080	12,860	6,420
			1, 2歳 児	104,200	11,350	9,450	7,560	3,770
			3歳 児	54,750	5,790	4,820	3,850	1,920
		4歳以上 児	48,130	5,000	4,160	3,330	1,660	
		未設置	乳 児	162,580	18,350	15,300	12,230	6,110
			1, 2歳 児	96,350	10,400	8,670	6,930	3,460
	3歳 児		46,900	4,840	4,040	3,220	1,610	
	4歳以上 児	40,280	4,050	3,380	2,700	1,350		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	161,010	18,160	15,140	12,100	6,040
			1, 2歳 児	94,780	10,210	8,510	6,800	3,390
			3歳 児	45,330	4,650	3,880	3,090	1,540
		4歳以上 児	38,710	3,860	3,220	2,570	1,280	
		未設置	乳 児	155,780	17,540	14,620	11,690	5,840
			1, 2歳 児	89,550	9,590	7,990	6,390	3,190
	3歳 児		40,100	4,030	3,360	2,680	1,340	
	4歳以上 児	33,480	3,240	2,700	2,160	1,080		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	153,980	17,320	14,440	11,540	5,760	
		1, 2歳 児	87,750	9,370	7,810	6,240	3,110	
		3歳 児	38,300	3,810	3,180	2,530	1,260	
	4歳以上 児	31,680	3,020	2,520	2,010	1,000		
	未設置	乳 児	150,050	16,850	14,040	11,230	5,610	
		1, 2歳 児	83,820	8,900	7,410	5,930	2,960	
3歳 児		34,370	3,340	2,780	2,220	1,110		
4歳以上 児	27,750	2,550	2,120	1,700	850			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	151,610	17,040	14,200	11,350	5,670	
		1, 2歳 児	85,380	9,090	7,570	6,050	3,020	
		3歳 児	35,930	3,530	2,940	2,340	1,170	
	4歳以上 児	29,310	2,740	2,280	1,820	910		
	未設置	乳 児	148,480	16,660	13,890	11,100	5,540	
		1, 2歳 児	82,250	8,710	7,260	5,800	2,890	
3歳 児		32,800	3,150	2,630	2,090	1,040		
4歳以上 児	26,180	2,360	1,970	1,570	780			
151人 以上	設 置	乳 児	150,820	16,940	14,120	11,290	5,640	
		1, 2歳 児	84,590	8,990	7,490	5,990	2,990	
		3歳 児	35,140	3,430	2,860	2,280	1,140	
	4歳以上 児	28,520	2,640	2,200	1,760	880		
	未設置	乳 児	148,200	16,630	13,860	11,080	5,530	
		1, 2歳 児	81,970	8,680	7,230	5,780	2,880	
3歳 児		32,520	3,120	2,600	2,070	1,030		
4歳以上 児	25,900	2,330	1,940	1,550	770			

改正後

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
7/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	176,030	19,970	16,640	13,310	6,650
			1, 2 歳 児	110,170	12,070	10,050	8,040	4,010
		未設置	3 歳 児	60,990	6,540	5,440	4,350	2,170
			4 歳以上 児	54,410	5,750	4,790	3,830	1,910
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	169,520	19,190	15,990	12,790	6,390
			1, 2 歳 児	103,660	11,290	9,400	7,520	3,750
		未設置	3 歳 児	54,480	5,760	4,790	3,830	1,910
			4 歳以上 児	47,900	4,970	4,140	3,310	1,650
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	161,720	18,250	15,210	12,170	6,080
			1, 2 歳 児	95,860	10,350	8,620	6,900	3,440
		未設置	3 歳 児	46,680	4,820	4,010	3,210	1,600
			4 歳以上 児	40,100	4,030	3,360	2,690	1,340
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	160,150	18,060	15,050	12,040	6,020	
		1, 2 歳 児	94,290	10,160	8,460	6,770	3,380	
	未設置	3 歳 児	45,110	4,630	3,850	3,080	1,540	
		4 歳以上 児	38,530	3,840	3,200	2,560	1,280	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	154,950	17,440	14,530	11,620	5,810	
		1, 2 歳 児	89,090	9,540	7,940	6,350	3,170	
	未設置	3 歳 児	39,910	4,010	3,330	2,660	1,330	
		4 歳以上 児	33,330	3,220	2,680	2,140	1,070	
151人 以上	設 置	乳 児	153,160	17,220	14,350	11,480	5,740	
		1, 2 歳 児	87,300	9,320	7,760	6,210	3,100	
	未設置	3 歳 児	38,120	3,790	3,150	2,520	1,260	
		4 歳以上 児	31,540	3,000	2,500	2,000	1,000	
7/100 地 域	設 置	乳 児	149,260	16,760	13,960	11,170	5,580	
		1, 2 歳 児	83,400	8,860	7,370	5,900	2,940	
	未設置	3 歳 児	34,220	3,330	2,760	2,210	1,100	
		4 歳以上 児	27,640	2,540	2,110	1,690	840	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	150,810	16,940	14,120	11,290	5,640	
		1, 2 歳 児	84,950	9,040	7,530	6,020	3,000	
	未設置	3 歳 児	35,770	3,510	2,920	2,330	1,160	
		4 歳以上 児	29,190	2,720	2,270	1,810	900	
151人 以上	設 置	乳 児	147,690	16,570	13,810	11,040	5,520	
		1, 2 歳 児	81,830	8,670	7,220	5,770	2,880	
	未設置	3 歳 児	32,650	3,140	2,610	2,080	1,040	
		4 歳以上 児	26,070	2,350	1,960	1,560	780	
7/100 地 域	設 置	乳 児	150,020	16,850	14,040	11,230	5,610	
		1, 2 歳 児	84,160	8,950	7,450	5,960	2,970	
	未設置	3 歳 児	34,980	3,420	2,840	2,270	1,130	
		4 歳以上 児	28,400	2,630	2,190	1,750	870	
7/100 地 域	設 置	乳 児	147,420	16,540	13,780	11,020	5,510	
		1, 2 歳 児	81,560	8,640	7,190	5,750	2,870	
	未設置	3 歳 児	32,380	3,110	2,580	2,060	1,030	
		4 歳以上 児	25,800	2,320	1,930	1,540	770	

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
7.5/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	176,300	20,000	16,670	13,330	6,660
			1, 2 歳 児	110,340	12,090	10,070	8,060	4,030
		未設置	3 歳 児	61,080	6,550	5,450	4,360	2,180
			4 歳以上 児	54,490	5,760	4,800	3,840	1,920
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	169,770	19,220	16,020	12,810	6,400
			1, 2 歳 児	103,810	11,310	9,420	7,540	3,770
		未設置	3 歳 児	54,550	5,770	4,800	3,840	1,920
			4 歳以上 児	47,960	4,980	4,150	3,320	1,660
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	161,960	18,280	15,230	12,180	6,080
			1, 2 歳 児	96,000	10,370	8,630	6,910	3,450
		未設置	3 歳 児	46,740	4,830	4,010	3,210	1,600
			4 歳以上 児	40,150	4,040	3,360	2,690	1,340
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	160,390	18,090	15,080	12,050	6,020	
		1, 2 歳 児	94,430	10,180	8,480	6,780	3,390	
	未設置	3 歳 児	45,170	4,640	3,860	3,080	1,540	
		4 歳以上 児	38,580	3,850	3,210	2,560	1,280	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	155,180	17,460	14,560	11,640	5,810	
		1, 2 歳 児	89,220	9,550	7,960	6,370	3,180	
	未設置	3 歳 児	39,960	4,010	3,340	2,670	1,330	
		4 歳以上 児	33,370	3,220	2,690	2,150	1,070	
151人 以上	設 置	乳 児	153,390	17,250	14,380	11,490	5,740	
		1, 2 歳 児	87,430	9,340	7,780	6,220	3,110	
	未設置	3 歳 児	38,170	3,800	3,160	2,520	1,260	
		4 歳以上 児	31,580	3,010	2,510	2,000	1,000	
7.5/100 地 域	設 置	乳 児	149,480	16,780	13,990	11,180	5,580	
		1, 2 歳 児	83,520	8,870	7,390	5,910	2,950	
	未設置	3 歳 児	34,260	3,330	2,770	2,210	1,100	
		4 歳以上 児	27,670	2,540	2,120	1,690	840	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	151,040	16,970	14,140	11,310	5,650	
		1, 2 歳 児	85,080	9,060	7,540	6,040	3,020	
	未設置	3 歳 児	35,820	3,520	2,920	2,340	1,170	
		4 歳以上 児	29,230	2,730	2,270	1,820	910	
151人 以上	設 置	乳 児	147,910	16,590	13,830	11,060	5,520	
		1, 2 歳 児	81,950	8,680	7,230	5,790	2,890	
	未設置	3 歳 児	32,690	3,140	2,610	2,090	1,040	
		4 歳以上 児	26,100	2,350	1,960	1,570	780	
7.5/100 地 域	設 置	乳 児	150,240	16,870	14,060	11,240	5,610	
		1, 2 歳 児	84,280	8,960	7,460	5,970	2,980	
	未設置	3 歳 児	35,020	3,420	2,840	2,270	1,130	
		4 歳以上 児	28,430	2,630	2,190	1,750	870	
7.5/100 地 域	設 置	乳 児	147,640	16,560	13,800	11,030	5,510	
		1, 2 歳 児	81,680	8,650	7,200	5,760	2,880	
	未設置	3 歳 児	32,420	3,110	2,580	2,060	1,030	
		4 歳以上 児	25,830	2,320	1,930	1,540	770	

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
6/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	174,660	19,800	16,500	13,200	6,600
			1, 2歳 児	109,360	11,960	9,970	7,970	3,980
			3歳 児	60,560	6,480	5,400	4,320	2,160
		4歳以上 児	54,030	5,700	4,750	3,800	1,900	
		未設置	乳 児	164,360	18,570	15,470	12,380	6,190
			1, 2歳 児	99,060	10,730	8,940	7,150	3,570
	3歳 児		50,260	5,250	4,370	3,500	1,750	
	4歳以上 児	43,730	4,470	3,720	2,980	1,490		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	168,190	19,030	15,850	12,680	6,340
			1, 2歳 児	102,890	11,190	9,320	7,450	3,720
			3歳 児	54,090	5,710	4,750	3,800	1,900
		4歳以上 児	47,560	4,930	4,100	3,280	1,640	
		未設置	乳 児	160,470	18,100	15,080	12,060	6,030
			1, 2歳 児	95,170	10,260	8,550	6,830	3,410
	3歳 児		46,370	4,780	3,980	3,180	1,590	
	4歳以上 児	39,840	4,000	3,330	2,660	1,330		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	158,900	17,910	14,930	11,940	5,970
			1, 2歳 児	93,600	10,070	8,400	6,710	3,350
			3歳 児	44,800	4,590	3,830	3,060	1,530
		4歳以上 児	38,270	3,810	3,180	2,540	1,270	
		未設置	乳 児	153,750	17,290	14,410	11,530	5,760
			1, 2歳 児	88,450	9,450	7,880	6,300	3,140
	3歳 児		39,650	3,970	3,310	2,650	1,320	
	4歳以上 児	33,120	3,190	2,660	2,130	1,060		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	151,970	17,080	14,230	11,390	5,690	
		1, 2歳 児	86,670	9,240	7,700	6,160	3,070	
		3歳 児	37,870	3,760	3,130	2,510	1,250	
	4歳以上 児	31,340	2,980	2,480	1,990	990		
	未設置	乳 児	148,110	16,620	13,850	11,080	5,540	
		1, 2歳 児	82,810	8,780	7,320	5,850	2,920	
3歳 児		34,010	3,300	2,750	2,200	1,100		
4歳以上 児	27,480	2,520	2,100	1,680	840			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	149,640	16,800	14,000	11,200	5,600	
		1, 2歳 児	84,340	8,960	7,470	5,970	2,980	
		3歳 児	35,540	3,480	2,900	2,320	1,160	
	4歳以上 児	29,010	2,700	2,250	1,800	900		
	未設置	乳 児	146,550	16,430	13,690	10,950	5,470	
		1, 2歳 児	81,250	8,590	7,160	5,720	2,850	
3歳 児		32,450	3,110	2,590	2,070	1,030		
4歳以上 児	25,920	2,330	1,940	1,550	770			
151人 以上	設 置	乳 児	148,860	16,710	13,920	11,140	5,570	
		1, 2歳 児	83,560	8,870	7,390	5,910	2,950	
		3歳 児	34,760	3,390	2,820	2,260	1,130	
	4歳以上 児	28,230	2,610	2,170	1,740	870		
	未設置	乳 児	146,290	16,400	13,660	10,930	5,460	
		1, 2歳 児	80,990	8,560	7,130	5,700	2,840	
3歳 児		32,190	3,080	2,560	2,050	1,020		
4歳以上 児	25,660	2,300	1,910	1,530	760			

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
7/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	175,620	19,920	16,600	13,270	6,630
			1, 2歳 児	109,930	12,040	10,030	8,020	4,010
			3歳 児	60,860	6,520	5,430	4,340	2,170
		4歳以上 児	54,300	5,740	4,780	3,820	1,910	
		未設置	乳 児	165,250	18,670	15,560	12,440	6,210
			1, 2歳 児	99,560	10,790	8,990	7,190	3,590
	3歳 児		50,490	5,270	4,390	3,510	1,750	
	4歳以上 児	43,930	4,490	3,740	2,990	1,490		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	169,110	19,130	15,950	12,750	6,370
			1, 2歳 児	103,420	11,250	9,380	7,500	3,750
			3歳 児	54,350	5,730	4,780	3,820	1,910
		4歳以上 児	47,790	4,950	4,130	3,300	1,650	
		未設置	乳 児	161,340	18,200	15,170	12,130	6,060
			1, 2歳 児	95,650	10,320	8,600	6,880	3,440
	3歳 児		46,580	4,800	4,000	3,200	1,600	
	4歳以上 児	40,020	4,020	3,350	2,680	1,340		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	159,770	18,010	15,010	12,000	5,990
			1, 2歳 児	94,080	10,130	8,440	6,750	3,370
			3歳 児	45,010	4,610	3,840	3,070	1,530
		4歳以上 児	38,450	3,830	3,190	2,550	1,270	
		未設置	乳 児	154,590	17,390	14,500	11,590	5,790
			1, 2歳 児	88,900	9,510	7,930	6,340	3,170
	3歳 児		39,830	3,990	3,330	2,660	1,330	
	4歳以上 児	33,270	3,210	2,680	2,140	1,070		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	152,800	17,180	14,320	11,450	5,720	
		1, 2歳 児	87,110	9,300	7,750	6,200	3,100	
		3歳 児	38,040	3,780	3,150	2,520	1,260	
	4歳以上 児	31,480	3,000	2,500	2,000	1,000		
	未設置	乳 児	148,910	16,710	13,930	11,140	5,560	
		1, 2歳 児	83,220	8,830	7,360	5,890	2,940	
3歳 児		34,150	3,310	2,760	2,210	1,100		
4歳以上 児	27,590	2,530	2,110	1,690	840			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	150,460	16,900	14,080	11,260	5,620	
		1, 2歳 児	84,770	9,020	7,510	6,010	3,000	
		3歳 児	35,700	3,500	2,910	2,330	1,160	
	4歳以上 児	29,140	2,720	2,260	1,810	900		
	未設置	乳 児	147,350	16,520	13,770	11,010	5,500	
		1, 2歳 児	81,660	8,640	7,200	5,760	2,880	
3歳 児		32,590	3,120	2,600	2,080	1,040		
4歳以上 児	26,030	2,340	1,950	1,560	780			
151人 以上	設 置	乳 児	149,670	16,800	14,000	11,200	5,590	
		1, 2歳 児	83,980	8,920	7,430	5,950	2,970	
		3歳 児	34,910	3,400	2,830	2,270	1,130	
	4歳以上 児	28,350	2,620	2,180	1,750	870		
	未設置	乳 児	147,080	16,490	13,740	10,990	5,490	
		1, 2歳 児	81,390	8,610	7,170	5,740	2,870	
3歳 児		32,320	3,090	2,570	2,060	1,030		
4歳以上 児	25,760	2,310	1,920	1,540	770			

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
4/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	171,920	19,480	16,220	12,980	6,490
			1, 2歳児	107,700	11,770	9,800	7,840	3,920
			3歳児	59,670	6,380	5,310	4,250	2,120
		4歳以上児	53,250	5,610	4,670	3,740	1,870	
		未設置	乳 児	161,810	18,270	15,210	12,170	6,080
			1, 2歳児	97,590	10,560	8,790	7,030	3,510
	3歳児		49,560	5,170	4,300	3,440	1,710	
	4歳以上児	43,140	4,400	3,660	2,930	1,460		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	165,560	18,720	15,590	12,470	6,230
			1, 2歳児	101,340	11,010	9,170	7,330	3,660
			3歳児	53,310	5,620	4,680	3,740	1,860
		4歳以上児	46,890	4,850	4,040	3,230	1,610	
		未設置	乳 児	157,980	17,810	14,830	11,860	5,930
			1, 2歳児	93,760	10,100	8,410	6,720	3,360
	3歳児		45,730	4,710	3,920	3,130	1,560	
	4歳以上児	39,310	3,940	3,280	2,620	1,310		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	156,420	17,620	14,670	11,740	5,870
			1, 2歳児	92,200	9,910	8,250	6,600	3,300
			3歳児	44,170	4,520	3,760	3,010	1,500
		4歳以上児	37,750	3,750	3,120	2,500	1,250	
		未設置	乳 児	151,360	17,010	14,170	11,330	5,660
			1, 2歳児	87,140	9,300	7,750	6,190	3,090
	3歳児		39,110	3,910	3,260	2,600	1,290	
	4歳以上児	32,690	3,140	2,620	2,090	1,040		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	149,620	16,800	13,990	11,190	5,590	
		1, 2歳児	85,400	9,090	7,570	6,050	3,020	
		3歳児	37,370	3,700	3,080	2,460	1,220	
	4歳以上児	30,950	2,930	2,440	1,950	970		
	未設置	乳 児	145,830	16,350	13,620	10,890	5,440	
		1, 2歳児	81,610	8,640	7,200	5,750	2,870	
3歳児		33,580	3,250	2,710	2,160	1,070		
4歳以上児	27,160	2,480	2,070	1,650	820			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	147,330	16,530	13,760	11,010	5,500	
		1, 2歳児	83,110	8,820	7,340	5,870	2,930	
		3歳児	35,080	3,430	2,850	2,280	1,130	
	4歳以上児	28,660	2,660	2,210	1,770	880		
	未設置	乳 児	144,290	16,160	13,460	10,770	5,380	
		1, 2歳児	80,070	8,450	7,040	5,630	2,810	
3歳児		32,040	3,060	2,550	2,040	1,010		
4歳以上児	25,620	2,290	1,910	1,530	760			
151人 以上	設 置	乳 児	146,570	16,440	13,690	10,950	5,470	
		1, 2歳児	82,350	8,730	7,270	5,810	2,900	
		3歳児	34,320	3,340	2,780	2,220	1,100	
	4歳以上児	27,900	2,570	2,140	1,710	850		
	未設置	乳 児	144,040	16,130	13,440	10,750	5,370	
		1, 2歳児	79,820	8,420	7,020	5,610	2,800	
3歳児		31,790	3,030	2,530	2,020	1,000		
4歳以上児	25,370	2,260	1,890	1,510	750			

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
6.5/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	174,930	19,830	16,530	13,220	6,500
			1, 2歳児	109,510	11,980	9,990	7,990	3,990
			3歳児	60,640	6,490	5,410	4,330	2,160
		4歳以上児	54,100	5,710	4,760	3,810	1,900	
		未設置	乳 児	164,620	18,590	15,500	12,390	6,190
			1, 2歳児	99,200	10,740	8,960	7,160	3,580
	3歳児		50,330	5,250	4,380	3,500	1,750	
	4歳以上児	43,790	4,470	3,730	2,980	1,490		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	168,460	19,050	15,880	12,700	6,340
			1, 2歳児	103,040	11,200	9,340	7,470	3,730
			3歳児	54,170	5,710	4,760	3,810	1,900
		4歳以上児	47,630	4,930	4,110	3,290	1,640	
		未設置	乳 児	160,720	18,130	15,110	12,080	6,030
			1, 2歳児	95,300	10,280	8,570	6,850	3,420
	3歳児		46,430	4,790	3,990	3,190	1,590	
	4歳以上児	39,890	4,010	3,340	2,670	1,330		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	159,150	17,940	14,950	11,950	5,970
			1, 2歳児	93,730	10,090	8,410	6,720	3,360
			3歳児	44,860	4,600	3,830	3,060	1,530
		4歳以上児	38,320	3,820	3,180	2,540	1,270	
		未設置	乳 児	153,990	17,320	14,430	11,540	5,760
			1, 2歳児	88,570	9,470	7,890	6,310	3,150
	3歳児		39,700	3,980	3,310	2,650	1,320	
	4歳以上児	33,160	3,200	2,660	2,130	1,060		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	152,210	17,110	14,260	11,400	5,690	
		1, 2歳児	86,790	9,260	7,720	6,170	3,080	
		3歳児	37,920	3,770	3,140	2,510	1,250	
	4歳以上児	31,380	2,990	2,490	1,990	990		
	未設置	乳 児	148,340	16,640	13,870	11,090	5,540	
		1, 2歳児	82,920	8,790	7,330	5,860	2,930	
3歳児		34,050	3,300	2,750	2,200	1,100		
4歳以上児	27,510	2,520	2,100	1,680	840			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	149,880	16,830	14,020	11,210	5,600	
		1, 2歳児	84,460	8,980	7,480	5,980	2,990	
		3歳児	35,590	3,490	2,900	2,320	1,160	
	4歳以上児	29,050	2,710	2,250	1,800	900		
	未設置	乳 児	146,780	16,450	13,710	10,960	5,470	
		1, 2歳児	81,360	8,600	7,170	5,730	2,860	
3歳児		32,490	3,110	2,590	2,070	1,030		
4歳以上児	25,950	2,330	1,940	1,550	770			
151人 以上	設 置	乳 児	149,100	16,730	13,950	11,150	5,570	
		1, 2歳児	83,680	8,880	7,410	5,920	2,960	
		3歳児	34,810	3,390	2,830	2,260	1,130	
	4歳以上児	28,270	2,610	2,180	1,740	870		
	未設置	乳 児	146,520	16,420	13,690	10,940	5,460	
		1, 2歳児	81,100	8,570	7,150	5,710	2,850	
3歳児		32,230	3,080	2,570	2,050	1,020		
4歳以上児	25,690	2,300	1,920	1,530	760			

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
3/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	170,540	19,310	16,090	12,870	6,430
			1, 2歳 児	106,870	11,670	9,720	7,780	3,880
			3 歳 児	59,220	6,320	5,260	4,210	2,100
			4歳以上 児	52,860	5,560	4,630	3,710	1,850
	45人 まで	未設置	乳 児	160,530	18,110	15,090	12,070	6,030
			1, 2歳 児	96,860	10,470	8,720	6,980	3,480
			3 歳 児	49,210	5,120	4,260	3,410	1,700
			4歳以上 児	42,850	4,360	3,630	2,910	1,450
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	164,230	18,560	15,460	12,360	6,180
			1, 2歳 児	100,560	10,920	9,090	7,270	3,630
			3 歳 児	52,910	5,570	4,630	3,700	1,850
			4歳以上 児	46,550	4,810	4,000	3,200	1,600
46人 から 60人 まで	未設置	乳 児	156,720	17,650	14,710	11,760	5,880	
		1, 2歳 児	93,050	10,010	8,340	6,670	3,330	
		3 歳 児	45,400	4,660	3,880	3,100	1,550	
		4歳以上 児	39,040	3,900	3,250	2,600	1,300	
61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	155,170	17,470	14,560	11,640	5,820	
		1, 2歳 児	91,500	9,830	8,190	6,550	3,270	
		3 歳 児	43,850	4,480	3,730	2,980	1,490	
		4歳以上 児	37,490	3,720	3,100	2,480	1,240	
61人 から 90人 まで	未設置	乳 児	150,160	16,870	14,060	11,240	5,620	
		1, 2歳 児	86,490	9,230	7,690	6,150	3,070	
		3 歳 児	38,840	3,880	3,230	2,580	1,290	
		4歳以上 児	32,480	3,120	2,600	2,080	1,040	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	148,440	16,660	13,880	11,100	5,550	
		1, 2歳 児	84,770	9,020	7,510	6,010	3,000	
		3 歳 児	37,120	3,670	3,050	2,440	1,220	
		4歳以上 児	30,760	2,910	2,420	1,940	970	
91人 から 120人 まで	未設置	乳 児	144,680	16,210	13,510	10,800	5,400	
		1, 2歳 児	81,010	8,570	7,140	5,710	2,850	
		3 歳 児	33,360	3,220	2,680	2,140	1,070	
		4歳以上 児	27,000	2,460	2,050	1,640	820	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	146,160	16,390	13,660	10,920	5,460	
		1, 2歳 児	82,490	8,750	7,290	5,830	2,910	
		3 歳 児	34,840	3,400	2,830	2,260	1,130	
		4歳以上 児	28,480	2,640	2,200	1,760	880	
121人 から 150人 まで	未設置	乳 児	143,150	16,030	13,360	10,680	5,340	
		1, 2歳 児	79,480	8,390	6,990	5,590	2,790	
		3 歳 児	31,830	3,040	2,530	2,020	1,010	
		4歳以上 児	25,470	2,280	1,900	1,520	760	
151人 以上	設 置	乳 児	145,410	16,300	13,580	10,860	5,430	
		1, 2歳 児	81,740	8,660	7,210	5,770	2,880	
		3 歳 児	34,090	3,310	2,750	2,200	1,100	
		4歳以上 児	27,730	2,550	2,120	1,700	850	
151人 以上	未設置	乳 児	142,910	16,000	13,330	10,660	5,330	
		1, 2歳 児	79,240	8,360	6,960	5,570	2,780	
		3 歳 児	31,590	3,010	2,500	2,000	1,000	
		4歳以上 児	25,230	2,250	1,870	1,500	750	

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
6/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	174,250	19,760	16,460	13,170	6,580
			1, 2歳 児	109,100	11,940	9,950	7,950	3,970
			3 歳 児	60,420	6,470	5,390	4,310	2,150
			4歳以上 児	53,910	5,690	4,740	3,790	1,890
	45人 まで	未設置	乳 児	163,980	18,530	15,430	12,350	6,170
			1, 2歳 児	98,830	10,710	8,920	7,130	3,560
			3 歳 児	50,150	5,240	4,360	3,490	1,740
			4歳以上 児	43,640	4,460	3,710	2,970	1,480
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	167,800	18,980	15,810	12,650	6,320
			1, 2歳 児	102,650	11,160	9,300	7,430	3,710
			3 歳 児	53,970	5,690	4,740	3,790	1,890
			4歳以上 児	47,460	4,910	4,090	3,270	1,630
46人 から 60人 まで	未設置	乳 児	160,100	18,060	15,040	12,040	6,020	
		1, 2歳 児	94,950	10,240	8,530	6,820	3,410	
		3 歳 児	46,270	4,770	3,970	3,180	1,590	
		4歳以上 児	39,760	3,990	3,320	2,660	1,330	
61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	158,530	17,870	14,890	11,910	5,950	
		1, 2歳 児	93,380	10,050	8,380	6,690	3,340	
		3 歳 児	44,700	4,580	3,820	3,050	1,520	
		4歳以上 児	38,190	3,800	3,170	2,530	1,260	
61人 から 90人 まで	未設置	乳 児	153,390	17,260	14,370	11,500	5,750	
		1, 2歳 児	88,240	9,440	7,860	6,280	3,140	
		3 歳 児	39,560	3,970	3,300	2,640	1,320	
		4歳以上 児	33,050	3,190	2,650	2,120	1,060	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	151,630	17,040	14,200	11,360	5,680	
		1, 2歳 児	86,480	9,220	7,690	6,140	3,070	
		3 歳 児	37,800	3,750	3,130	2,500	1,250	
		4歳以上 児	31,290	2,970	2,480	1,980	990	
91人 から 120人 まで	未設置	乳 児	147,770	16,580	13,810	11,050	5,520	
		1, 2歳 児	82,620	8,760	7,300	5,830	2,910	
		3 歳 児	33,940	3,290	2,740	2,190	1,090	
		4歳以上 児	27,430	2,510	2,090	1,670	830	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	149,300	16,760	13,960	11,170	5,580	
		1, 2歳 児	84,150	8,940	7,450	5,950	2,970	
		3 歳 児	35,470	3,470	2,890	2,310	1,150	
		4歳以上 児	28,960	2,690	2,240	1,790	890	
121人 から 150人 まで	未設置	乳 児	146,220	16,390	13,660	10,930	5,460	
		1, 2歳 児	81,070	8,570	7,150	5,710	2,850	
		3 歳 児	32,390	3,100	2,590	2,070	1,030	
		4歳以上 児	25,880	2,320	1,940	1,550	770	
151人 以上	設 置	乳 児	148,520	16,670	13,890	11,110	5,550	
		1, 2歳 児	83,370	8,850	7,380	5,890	2,940	
		3 歳 児	34,690	3,380	2,820	2,250	1,120	
		4歳以上 児	28,180	2,600	2,170	1,730	860	
151人 以上	未設置	乳 児	145,960	16,360	13,630	10,910	5,450	
		1, 2歳 児	80,810	8,540	7,120	5,690	2,840	
		3 歳 児	32,130	3,070	2,560	2,050	1,020	
		4歳以上 児	25,620	2,290	1,910	1,530	760	

改正後

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0%	10.0%	8.0%	4.0%
					加算分	加算分	加算分	加算分
その他地域	45人まで	設置	乳児	166,430	18,810	15,680	12,540	6,260
			1, 2歳児	104,390	11,370	9,480	7,580	3,780
		未設置	3歳児	57,890	6,160	5,140	4,100	2,040
			4歳以上児	51,690	5,420	4,520	3,610	1,800
	46人から60人まで	設置	乳児	160,280	18,070	15,060	12,050	6,020
			1, 2歳児	98,240	10,630	8,860	7,090	3,540
		未設置	3歳児	51,740	5,420	4,520	3,610	1,800
			4歳以上児	45,540	4,680	3,900	3,120	1,560
	61人から90人まで	設置	乳児	152,990	17,200	14,330	11,470	5,730
			1, 2歳児	90,950	9,760	8,130	6,510	3,250
		未設置	3歳児	44,450	4,550	3,790	3,030	1,510
			4歳以上児	38,250	3,810	3,170	2,540	1,270
	91人から120人まで	設置	乳児	151,440	17,010	14,180	11,340	5,660
			1, 2歳児	89,400	9,570	7,980	6,380	3,180
		未設置	3歳児	42,900	4,360	3,640	2,900	1,440
			4歳以上児	36,700	3,620	3,020	2,410	1,200
	121人から150人まで	設置	乳児	144,910	16,230	13,530	10,820	5,400
			1, 2歳児	82,870	8,790	7,330	5,860	2,920
		未設置	3歳児	36,370	3,580	2,990	2,380	1,180
			4歳以上児	30,170	2,840	2,370	1,890	940
	151人以上	設置	乳児	142,680	15,960	13,300	10,640	5,310
			1, 2歳児	80,640	8,520	7,100	5,680	2,830
		未設置	3歳児	34,140	3,310	2,760	2,200	1,090
			4歳以上児	27,940	2,570	2,140	1,710	850

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0%	10.0%	8.0%	4.0%
					加算分	加算分	加算分	加算分
5.5/100地域	45人まで	設置	乳児	173,570	19,680	16,390	13,120	6,560
			1, 2歳児	108,700	11,890	9,900	7,930	3,960
		未設置	3歳児	60,200	6,440	5,360	4,290	2,140
			4歳以上児	53,720	5,670	4,720	3,780	1,890
	46人から60人まで	設置	乳児	167,140	18,900	15,750	12,600	6,300
			1, 2歳児	102,270	11,110	9,260	7,410	3,700
		未設置	3歳児	53,770	5,660	4,720	3,770	1,880
			4歳以上児	47,290	4,890	4,080	3,260	1,630
	61人から90人まで	設置	乳児	159,470	17,980	14,980	11,990	5,990
			1, 2歳児	94,600	10,190	8,490	6,800	3,390
		未設置	3歳児	46,100	4,740	3,950	3,160	1,570
			4歳以上児	39,620	3,970	3,310	2,650	1,320
	91人から120人まで	設置	乳児	157,910	17,800	14,820	11,860	5,930
			1, 2歳児	93,040	10,010	8,330	6,670	3,330
		未設置	3歳児	44,540	4,560	3,790	3,030	1,510
			4歳以上児	38,060	3,790	3,150	2,520	1,260
	121人から150人まで	設置	乳児	152,800	17,180	14,310	11,430	5,720
			1, 2歳児	87,930	9,390	7,820	6,260	3,120
		未設置	3歳児	39,430	3,940	3,280	2,620	1,300
			4歳以上児	32,950	3,170	2,640	2,110	1,050
	151人以上	設置	乳児	151,040	16,970	14,140	11,310	5,650
			1, 2歳児	86,170	9,180	7,650	6,120	3,050
		未設置	3歳児	37,670	3,730	3,110	2,480	1,230
			4歳以上児	31,190	2,960	2,470	1,970	980

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
5/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	172,880	19,590	16,320	13,060	6,530
			1, 2 歳 児	108,280	11,840	9,860	7,890	3,940
			3 歳 児	59,980	6,410	5,340	4,270	2,130
		4 歳 以上 児	53,520	5,640	4,700	3,760	1,880	
		未設置	乳 児	162,710	18,370	15,300	12,250	6,120
			1, 2 歳 児	98,110	10,620	8,840	7,080	3,530
	3 歳 児		49,810	5,190	4,320	3,460	1,720	
	4 歳 以上 児	43,350	4,420	3,680	2,950	1,470		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	166,480	18,820	15,680	12,550	6,270
			1, 2 歳 児	101,880	11,070	9,220	7,380	3,680
			3 歳 児	53,580	5,640	4,700	3,760	1,870
		4 歳 以上 児	47,120	4,870	4,060	3,250	1,620	
		未設置	乳 児	158,850	17,910	14,920	11,940	5,970
			1, 2 歳 児	94,250	10,160	8,460	6,770	3,380
	3 歳 児		45,950	4,730	3,940	3,150	1,570	
	4 歳 以上 児	39,490	3,960	3,300	2,640	1,320		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	157,290	17,720	14,760	11,810	5,900
			1, 2 歳 児	92,690	9,970	8,300	6,640	3,310
			3 歳 児	44,390	4,540	3,780	3,020	1,500
		4 歳 以上 児	37,930	3,770	3,140	2,510	1,250	
		未設置	乳 児	152,200	17,110	14,250	11,410	5,700
			1, 2 歳 児	87,600	9,360	7,790	6,240	3,110
	3 歳 児		39,300	3,930	3,270	2,620	1,300	
	4 歳 以上 児	32,840	3,160	2,630	2,110	1,050		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	150,450	16,900	14,080	11,270	5,630	
		1, 2 歳 児	85,850	9,150	7,620	6,100	3,040	
		3 歳 児	37,550	3,720	3,100	2,480	1,230	
	4 歳 以上 児	31,090	2,950	2,460	1,970	980		
	未設置	乳 児	146,640	16,440	13,700	10,960	5,480	
		1, 2 歳 児	82,040	8,690	7,240	5,790	2,890	
3 歳 児		33,740	3,260	2,720	2,170	1,080		
4 歳 以上 児	27,280	2,490	2,080	1,660	830			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	148,140	16,620	13,850	11,080	5,540	
		1, 2 歳 児	83,540	8,870	7,390	5,910	2,950	
		3 歳 児	35,240	3,440	2,870	2,290	1,140	
	4 歳 以上 児	28,780	2,670	2,230	1,780	890		
	未設置	乳 児	145,090	16,260	13,540	10,840	5,420	
		1, 2 歳 児	80,490	8,510	7,080	5,670	2,830	
3 歳 児		32,190	3,080	2,560	2,050	1,020		
4 歳 以上 児	25,730	2,310	1,920	1,540	770			
151人 以上	設 置	乳 児	147,380	16,530	13,770	11,020	5,510	
		1, 2 歳 児	82,780	8,780	7,310	5,850	2,920	
		3 歳 児	34,480	3,350	2,790	2,230	1,110	
	4 歳 以上 児	28,020	2,580	2,150	1,720	860		
	未設置	乳 児	144,830	16,230	13,520	10,820	5,410	
		1, 2 歳 児	80,230	8,480	7,060	5,650	2,820	
3 歳 児		31,930	3,050	2,540	2,030	1,010		
4 歳 以上 児	25,470	2,280	1,900	1,520	760			

改正後

改正前

その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)  円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				
					12.0%	10.0%	8.0%	4.0%	
					加算分	加算分	加算分	加算分	加算分
4.5/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	172,200	19,510	16,250	13,000	6,500	
			1, 2 歳 児	107,870	11,790	9,820	7,850	3,920	
			3 歳 児	59,760	6,390	5,320	4,250	2,120	
		4 歳 以上 児	53,330	5,620	4,680	3,740	1,870		
		未設置	乳 児	162,070	18,290	15,240	12,190	6,090	
			1, 2 歳 児	97,740	10,570	8,810	7,040	3,510	
	3 歳 児		49,630	5,170	4,310	3,440	1,710		
	4 歳 以上 児	43,200	4,400	3,670	2,930	1,460			
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	165,830	18,740	15,610	12,490	6,240	
			1, 2 歳 児	101,500	11,020	9,180	7,340	3,660	
			3 歳 児	53,390	5,620	4,680	3,740	1,860	
		4 歳 以上 児	46,960	4,850	4,040	3,230	1,610		
		未設置	乳 児	158,230	17,830	14,850	11,890	5,940	
			1, 2 歳 児	93,900	10,110	8,420	6,740	3,360	
	3 歳 児		45,790	4,710	3,920	3,140	1,560		
	4 歳 以上 児	39,360	3,940	3,280	2,630	1,310			
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	156,670	17,650	14,700	11,760	5,880	
			1, 2 歳 児	92,340	9,930	8,270	6,610	3,300	
			3 歳 児	44,230	4,530	3,770	3,010	1,500	
		4 歳 以上 児	37,800	3,760	3,130	2,500	1,250		
		未設置	乳 児	151,610	17,040	14,190	11,360	5,680	
			1, 2 歳 児	87,280	9,320	7,760	6,210	3,100	
	3 歳 児		39,170	3,920	3,260	2,610	1,300		
	4 歳 以上 児	32,740	3,150	2,620	2,100	1,050			
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	149,860	16,830	14,020	11,220	5,610		
		1, 2 歳 児	85,530	9,110	7,590	6,070	3,030		
		3 歳 児	37,420	3,710	3,090	2,470	1,230		
	4 歳 以上 児	30,990	2,940	2,450	1,960	980			
	未設置	乳 児	146,070	16,370	13,640	10,910	5,450		
		1, 2 歳 児	81,740	8,650	7,210	5,760	2,870		
3 歳 児		33,630	3,250	2,710	2,160	1,070			
4 歳 以上 児	27,200	2,480	2,070	1,650	820				
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	147,560	16,550	13,790	11,030	5,510		
		1, 2 歳 児	83,230	8,830	7,360	5,880	2,930		
		3 歳 児	35,120	3,430	2,860	2,280	1,130		
	4 歳 以上 児	28,690	2,660	2,220	1,770	880			
	未設置	乳 児	144,520	16,190	13,480	10,790	5,390		
		1, 2 歳 児	80,190	8,470	7,050	5,640	2,810		
3 歳 児		32,080	3,070	2,550	2,040	1,010			
4 歳 以上 児	25,650	2,300	1,910	1,530	760				
151人 以上	設 置	乳 児	146,800	16,460	13,710	10,970	5,480		
		1, 2 歳 児	82,470	8,740	7,280	5,820	2,900		
		3 歳 児	34,360	3,340	2,780	2,220	1,100		
	4 歳 以上 児	27,930	2,570	2,140	1,710	850			
	未設置	乳 児	144,270	16,160	13,460	10,770	5,380		
		1, 2 歳 児	79,940	8,440	7,030	5,620	2,800		
3 歳 児		31,830	3,040	2,530	2,020	1,000			
4 歳 以上 児	25,400	2,270	1,890	1,510	750				

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
4/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	171,520	19,430	16,190	12,950	6,470
			1, 2 歳 児	107,460	11,740	9,780	7,820	3,900
			3 歳 児	59,540	6,360	5,300	4,240	2,110
			4 歳 以上 児	53,140	5,600	4,660	3,730	1,860
	45人 まで	未設置	乳 児	161,440	18,220	15,180	12,140	6,070
			1, 2 歳 児	97,380	10,530	8,770	7,010	3,500
			3 歳 児	49,460	5,150	4,290	3,430	1,710
			4 歳 以上 児	43,060	4,390	3,650	2,920	1,460
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	165,170	18,660	15,560	12,440	6,220
			1, 2 歳 児	101,110	10,970	9,150	7,310	3,650
			3 歳 児	53,190	5,590	4,670	3,730	1,860
			4 歳 以上 児	46,790	4,830	4,030	3,220	1,610
	46人 から 60人 まで	未設置	乳 児	157,610	17,760	14,800	11,840	5,920
			1, 2 歳 児	93,550	10,070	8,390	6,710	3,350
			3 歳 児	45,630	4,690	3,910	3,130	1,560
			4 歳 以上 児	39,230	3,930	3,270	2,620	1,310
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	156,050	17,570	14,650	11,710	5,850
			1, 2 歳 児	91,990	9,880	8,240	6,580	3,280
			3 歳 児	44,070	4,500	3,760	3,000	1,490
			4 歳 以上 児	37,670	3,740	3,120	2,490	1,240
	61人 から 90人 まで	未設置	乳 児	151,010	16,970	14,140	11,310	5,650
			1, 2 歳 児	86,950	9,280	7,730	6,180	3,080
			3 歳 児	39,030	3,900	3,250	2,600	1,290
			4 歳 以上 児	32,630	3,140	2,610	2,090	1,040
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	149,280	16,760	13,970	11,170	5,580	
		1, 2 歳 児	85,220	9,070	7,560	6,040	3,010	
		3 歳 児	37,300	3,690	3,090	2,460	1,220	
		4 歳 以上 児	30,900	2,930	2,440	1,950	970	
91人 から 120人 まで	未設置	乳 児	145,500	16,300	13,590	10,870	5,430	
		1, 2 歳 児	81,440	8,610	7,180	5,740	2,860	
		3 歳 児	33,520	3,230	2,700	2,160	1,070	
		4 歳 以上 児	27,120	2,470	2,060	1,650	820	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	146,980	16,480	13,740	10,990	5,490	
		1, 2 歳 児	82,920	8,790	7,330	5,860	2,920	
		3 歳 児	35,000	3,410	2,850	2,280	1,130	
		4 歳 以上 児	28,600	2,650	2,210	1,770	880	
121人 から 150人 まで	未設置	乳 児	143,960	16,120	13,440	10,740	5,370	
		1, 2 歳 児	79,900	8,430	7,030	5,610	2,800	
		3 歳 児	31,980	3,050	2,550	2,030	1,010	
		4 歳 以上 児	25,580	2,290	1,910	1,520	760	
151人 以上	設 置	乳 児	146,230	16,390	13,660	10,930	5,460	
		1, 2 歳 児	82,170	8,700	7,250	5,800	2,890	
		3 歳 児	34,250	3,320	2,770	2,220	1,100	
		4 歳 以上 児	27,850	2,560	2,130	1,710	850	
151人 以上	未設置	乳 児	143,710	16,090	13,410	10,720	5,360	
		1, 2 歳 児	79,650	8,400	7,000	5,590	2,790	
		3 歳 児	31,730	3,020	2,520	2,010	1,000	
		4 歳 以上 児	25,330	2,260	1,880	1,500	750	

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
3/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	170,150	19,260	16,050	12,840	6,420
			1, 2 歳 児	106,640	11,640	9,700	7,760	3,880
			3 歳 児	59,100	6,310	5,250	4,200	2,100
			4 歳 以上 児	52,750	5,550	4,620	3,700	1,850
	45人 まで	未設置	乳 児	150,170	18,050	15,050	12,040	6,020
			1, 2 歳 児	96,660	10,440	8,710	6,960	3,480
			3 歳 児	49,120	5,110	4,260	3,400	1,700
			4 歳 以上 児	42,770	4,350	3,630	2,900	1,450
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	163,850	18,500	15,420	12,330	6,160
			1, 2 歳 児	100,340	10,880	9,070	7,250	3,620
			3 歳 児	52,800	5,550	4,620	3,690	1,840
			4 歳 以上 児	46,450	4,790	3,990	3,190	1,590
	46人 から 60人 まで	未設置	乳 児	156,370	17,610	14,680	11,740	5,870
			1, 2 歳 児	92,860	9,990	8,330	6,660	3,330
			3 歳 児	45,320	4,660	3,880	3,100	1,550
			4 歳 以上 児	38,970	3,900	3,250	2,600	1,300
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	154,810	17,420	14,520	11,610	5,800
			1, 2 歳 児	91,300	9,800	8,170	6,530	3,260
			3 歳 児	43,760	4,470	3,720	2,970	1,480
			4 歳 以上 児	37,410	3,710	3,090	2,470	1,230
	61人 から 90人 まで	未設置	乳 児	149,820	16,820	14,020	11,210	5,600
			1, 2 歳 児	86,310	9,200	7,670	6,130	3,060
			3 歳 児	38,770	3,870	3,220	2,570	1,280
			4 歳 以上 児	32,420	3,110	2,590	2,070	1,030
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	148,100	16,610	13,850	11,070	5,530	
		1, 2 歳 児	84,590	8,990	7,500	5,990	2,990	
		3 歳 児	37,050	3,660	3,050	2,430	1,210	
		4 歳 以上 児	30,700	2,900	2,420	1,930	960	
91人 から 120人 まで	未設置	乳 児	144,360	16,160	13,470	10,770	5,380	
		1, 2 歳 児	80,850	8,540	7,120	5,690	2,840	
		3 歳 児	33,310	3,210	2,670	2,130	1,060	
		4 歳 以上 児	26,960	2,450	2,040	1,630	810	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	145,830	16,340	13,620	10,890	5,440	
		1, 2 歳 児	82,320	8,720	7,270	5,810	2,900	
		3 歳 児	34,780	3,390	2,820	2,250	1,120	
		4 歳 以上 児	28,430	2,630	2,190	1,750	870	
121人 から 150人 まで	未設置	乳 児	142,830	15,980	13,320	10,650	5,320	
		1, 2 歳 児	79,320	8,360	6,970	5,570	2,780	
		3 歳 児	31,780	3,030	2,520	2,010	1,000	
		4 歳 以上 児	25,430	2,270	1,890	1,510	750	
151人 以上	設 置	乳 児	145,080	16,250	13,550	10,830	5,410	
		1, 2 歳 児	81,570	8,630	7,200	5,750	2,870	
		3 歳 児	34,030	3,300	2,750	2,190	1,090	
		4 歳 以上 児	27,680	2,540	2,120	1,690	840	
151人 以上	未設置	乳 児	142,590	15,950	13,300	10,630	5,310	
		1, 2 歳 児	79,080	8,330	6,950	5,550	2,770	
		3 歳 児	31,540	3,000	2,500	1,990	990	
		4 歳 以上 児	25,190	2,240	1,870	1,490	740	

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
2.5/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	169,460	19,180	15,980	12,780	6,390
			1, 2 歳 児	106,220	11,600	9,650	7,720	3,860
			3 歳 児	58,870	6,280	5,230	4,180	2,090
			4 歳 以上 児	52,550	5,530	4,600	3,680	1,840
	45人 まで	未設置	乳 児	159,530	17,980	14,990	11,990	5,990
			1, 2 歳 児	96,290	10,400	8,660	6,930	3,460
			3 歳 児	48,940	5,080	4,240	3,390	1,690
			4 歳 以上 児	42,620	4,330	3,610	2,890	1,440
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	163,190	18,420	15,360	12,280	6,140
			1, 2 歳 児	99,950	10,840	9,030	7,220	3,610
			3 歳 児	52,600	5,520	4,610	3,680	1,840
			4 歳 以上 児	46,280	4,770	3,980	3,180	1,590
	46人 から 60人 まで	未設置	乳 児	155,740	17,530	14,610	11,680	5,840
			1, 2 歳 児	92,500	9,950	8,280	6,620	3,310
			3 歳 児	45,150	4,630	3,860	3,080	1,540
			4 歳 以上 児	38,830	3,880	3,230	2,580	1,290
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	154,190	17,340	14,460	11,560	5,780
			1, 2 歳 児	90,950	9,760	8,130	6,500	3,250
			3 歳 児	43,600	4,440	3,710	2,960	1,480
			4 歳 以上 児	37,280	3,690	3,080	2,460	1,230
	61人 から 90人 まで	未設置	乳 児	149,220	16,750	13,960	11,160	5,580
			1, 2 歳 児	85,980	9,170	7,630	6,100	3,050
			3 歳 児	38,630	3,850	3,210	2,560	1,280
			4 歳 以上 児	32,310	3,100	2,580	2,060	1,030
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	147,510	16,540	13,790	11,030	5,510	
		1, 2 歳 児	84,270	8,960	7,460	5,970	2,980	
		3 歳 児	36,920	3,640	3,040	2,430	1,210	
		4 歳 以上 児	30,600	2,890	2,410	1,930	960	
91人 から 120人 まで	未設置	乳 児	143,790	16,100	13,420	10,730	5,360	
		1, 2 歳 児	80,550	8,520	7,090	5,670	2,830	
		3 歳 児	33,200	3,200	2,670	2,130	1,060	
		4 歳 以上 児	26,880	2,450	2,040	1,630	810	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	145,250	16,270	13,560	10,850	5,420	
		1, 2 歳 児	82,010	8,690	7,230	5,790	2,890	
		3 歳 児	34,660	3,370	2,810	2,250	1,120	
		4 歳 以上 児	28,340	2,620	2,180	1,750	870	
121人 から 150人 まで	未設置	乳 児	142,270	15,910	13,260	10,610	5,300	
		1, 2 歳 児	79,030	8,330	6,930	5,550	2,770	
		3 歳 児	31,680	3,010	2,510	2,010	1,000	
		4 歳 以上 児	25,360	2,260	1,880	1,510	750	
151人 以上	設 置	乳 児	144,510	16,180	13,490	10,790	5,390	
		1, 2 歳 児	81,270	8,600	7,160	5,730	2,860	
		3 歳 児	33,920	3,280	2,740	2,190	1,090	
		4 歳 以上 児	27,600	2,530	2,110	1,690	840	
151人 以上	未設置	乳 児	142,030	15,880	13,240	10,590	5,290	
		1, 2 歳 児	78,790	8,300	6,910	5,530	2,760	
		3 歳 児	31,440	2,980	2,490	1,990	990	
		4 歳 以上 児	25,120	2,230	1,860	1,490	740	

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
2/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	168.780	19,100	15,920	12,730	6,360
			1, 2 歳 児	105.810	11,540	9,620	7,690	3,840
			3 歳 児	58.650	6,250	5,210	4,170	2,080
		4 歳 以上 児	52.360	5,500	4,590	3,670	1,830	
		未設置	乳 児	158.900	17,920	14,930	11,940	5,970
			1, 2 歳 児	95.930	10,360	8,630	6,900	3,450
	3 歳 児		48.770	5,070	4,220	3,380	1,690	
	4 歳 以上 児	42.480	4,320	3,600	2,880	1,440		
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	162.540	18,350	15,290	12,230	6,110
			1, 2 歳 児	99.570	10,790	8,990	7,190	3,590
			3 歳 児	52.410	5,500	4,580	3,670	1,830
		4 歳 以上 児	46.120	4,750	3,960	3,170	1,580	
		未設置	乳 児	155.120	17,460	14,550	11,630	5,810
			1, 2 歳 児	92.150	9,900	8,250	6,590	3,290
	3 歳 児		44.990	4,610	3,840	3,070	1,530	
	4 歳 以上 児	38.700	3,860	3,220	2,570	1,280		
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	153.570	17,280	14,390	11,510	5,750
			1, 2 歳 児	90.600	9,720	8,090	6,470	3,230
			3 歳 児	43.440	4,430	3,680	2,950	1,470
		4 歳 以上 児	37.150	3,680	3,060	2,450	1,220	
		未設置	乳 児	148.630	16,680	13,900	11,110	5,550
			1, 2 歳 児	85.660	9,120	7,600	6,070	3,030
	3 歳 児		38.500	3,830	3,190	2,550	1,270	
	4 歳 以上 児	32.210	3,080	2,570	2,050	1,020		
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	146.930	16,480	13,730	10,980	5,490	
		1, 2 歳 児	83.960	8,920	7,430	5,940	2,970	
		3 歳 児	36.800	3,630	3,020	2,420	1,210	
	4 歳 以上 児	30.510	2,880	2,400	1,920	960		
	未設置	乳 児	143.220	16,040	13,360	10,680	5,340	
		1, 2 歳 児	80.250	8,480	7,060	5,640	2,820	
3 歳 児		33.090	3,190	2,650	2,120	1,060		
4 歳 以上 児	26.800	2,440	2,030	1,620	810			
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	144.670	16,210	13,500	10,800	5,400	
		1, 2 歳 児	81.700	8,650	7,200	5,760	2,880	
		3 歳 児	34.540	3,360	2,790	2,240	1,120	
	4 歳 以上 児	28.250	2,610	2,170	1,740	870		
	未設置	乳 児	141.700	15,850	13,210	10,560	5,280	
		1, 2 歳 児	78.730	8,290	6,910	5,520	2,760	
3 歳 児		31.570	3,000	2,500	2,000	1,000		
4 歳 以上 児	25.280	2,250	1,880	1,500	750			
151人 以上	設 置	乳 児	143.940	16,120	13,430	10,740	5,370	
		1, 2 歳 児	80.970	8,560	7,130	5,700	2,850	
		3 歳 児	33.810	3,270	2,720	2,180	1,090	
	4 歳 以上 児	27.520	2,520	2,100	1,680	840		
	未設置	乳 児	141.470	15,830	13,180	10,540	5,270	
		1, 2 歳 児	78.500	8,270	6,880	5,500	2,750	
3 歳 児		31.340	2,980	2,470	1,980	990		
4 歳 以上 児	25.050	2,230	1,850	1,480	740			

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
1/100 地 域	45人 まで	設 置	乳 児	167.410	18.940	15.780	12.620	6.310
			1, 2 歳 児	104.990	11.450	9.540	7.630	3.810
		未設置	3 歳 児	58.210	6.200	5.170	4.130	2.060
			4 歳以上 児	51.970	5.460	4.550	3.640	1.820
	46人 から 60人 まで	設 置	乳 児	157.620	17.760	14.800	11.830	5.910
			1, 2 歳 児	95.200	10.270	8.560	6.840	3.410
		未設置	3 歳 児	48.420	5.020	4.190	3.340	1.660
			4 歳以上 児	42.180	4.280	3.570	2.850	1.420
	61人 から 90人 まで	設 置	乳 児	161.220	18.190	15.160	12.120	6.060
			1, 2 歳 児	98.800	10.700	8.920	7.130	3.560
		未設置	3 歳 児	52.020	5.450	4.550	3.630	1.810
			4 歳以上 児	45.780	4.710	3.930	3.140	1.570
	91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	153.880	17.310	14.420	11.530	5.760
			1, 2 歳 児	91.460	9.820	8.180	6.540	3.260
		未設置	3 歳 児	44.680	4.570	3.810	3.040	1.510
			4 歳以上 児	38.440	3.830	3.190	2.550	1.270
	121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	152.330	17.130	14.270	11.410	5.700
			1, 2 歳 児	89.910	9.640	8.030	6.420	3.200
		未設置	3 歳 児	43.130	4.390	3.660	2.920	1.450
			4 歳以上 児	36.890	3.650	3.040	2.430	1.210
	151人 以上	設 置	乳 児	147.440	16.540	13.780	11.020	5.510
			1, 2 歳 児	85.020	9.050	7.540	6.030	3.010
		未設置	3 歳 児	38.240	3.800	3.170	2.530	1.260
			4 歳以上 児	32.000	3.060	2.550	2.040	1.020
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	145.750	16.340	13.610	10.880	5.440	
		1, 2 歳 児	83.330	8.850	7.370	5.890	2.940	
	未設置	3 歳 児	36.550	3.600	3.000	2.390	1.190	
		4 歳以上 児	30.310	2.860	2.380	1.900	950	
121人 から 150人 まで	設 置	乳 児	142.080	15.900	13.240	10.590	5.290	
		1, 2 歳 児	79.660	8.410	7.000	5.600	2.790	
	未設置	3 歳 児	32.880	3.160	2.630	2.100	1.040	
		4 歳以上 児	26.640	2.420	2.010	1.610	800	
151人 以上	設 置	乳 児	143.510	16.070	13.390	10.700	5.350	
		1, 2 歳 児	81.090	8.580	7.150	5.710	2.850	
	未設置	3 歳 児	34.310	3.330	2.780	2.210	1.100	
		4 歳以上 児	28.070	2.590	2.160	1.720	860	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	140.570	15.720	13.090	10.470	5.230	
		1, 2 歳 児	78.150	8.230	6.850	5.480	2.730	
	未設置	3 歳 児	31.370	2.980	2.480	1.980	980	
		4 歳以上 児	25.130	2.240	1.860	1.490	740	
151人 以上	設 置	乳 児	142.790	15.980	13.310	10.650	5.320	
		1, 2 歳 児	80.370	8.490	7.070	5.660	2.820	
	未設置	3 歳 児	33.590	3.240	2.700	2.160	1.070	
		4 歳以上 児	27.350	2.500	2.080	1.670	830	
91人 から 120人 まで	設 置	乳 児	140.350	15.690	13.070	10.450	5.220	
		1, 2 歳 児	77.930	8.200	6.830	5.460	2.720	
	未設置	3 歳 児	31.150	2.950	2.460	1.960	970	
		4 歳以上 児	24.910	2.210	1.840	1.470	730	

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
その他地域	45人まで	設置	乳児	166,050	18,770	15,640	12,520	6,250
			1, 2歳児	104,170	11,350	9,460	7,570	3,780
			3歳児	57,770	6,150	5,120	4,100	2,040
		4歳以上児	51,590	5,410	4,510	3,610	1,800	
		未設置	乳児	156,350	17,610	14,670	11,740	5,860
			1, 2歳児	94,470	10,190	8,490	6,790	3,390
	3歳児		48,070	4,990	4,150	3,320	1,650	
	4歳以上児	41,890	4,250	3,540	2,830	1,410		
	46人から60人まで	設置	乳児	159,910	18,030	15,020	12,020	6,000
			1, 2歳児	98,030	10,610	8,840	7,070	3,530
			3歳児	51,630	5,410	4,500	3,600	1,790
		4歳以上児	45,450	4,670	3,890	3,110	1,550	
		未設置	乳児	152,640	17,160	14,300	11,440	5,710
			1, 2歳児	90,760	9,740	8,120	6,490	3,240
	3歳児		44,360	4,540	3,780	3,020	1,500	
	4歳以上児	38,180	3,800	3,170	2,530	1,260		
	61人から90人まで	設置	乳児	151,090	16,980	14,140	11,320	5,650
			1, 2歳児	89,210	9,560	7,960	6,370	3,180
			3歳児	42,810	4,360	3,620	2,900	1,440
		4歳以上児	36,630	3,620	3,010	2,410	1,200	
		未設置	乳児	146,240	16,390	13,660	10,930	5,460
			1, 2歳児	84,360	8,970	7,480	5,980	2,990
	3歳児		37,960	3,770	3,140	2,510	1,250	
	4歳以上児	31,780	3,030	2,530	2,020	1,010		
91人から120人まで	設置	乳児	144,580	16,190	13,490	10,800	5,390	
		1, 2歳児	82,700	8,770	7,310	5,850	2,920	
		3歳児	36,300	3,570	2,970	2,380	1,180	
	4歳以上児	30,120	2,830	2,360	1,890	940		
	未設置	乳児	140,240	15,760	13,130	10,510	5,250	
		1, 2歳児	79,060	8,340	6,950	5,560	2,780	
3歳児		32,660	3,140	2,610	2,090	1,040		
4歳以上児	26,480	2,400	2,000	1,600	800			
121人から150人まで	設置	乳児	142,350	15,930	13,270	10,620	5,300	
		1, 2歳児	80,470	8,510	7,090	5,670	2,830	
		3歳児	34,070	3,310	2,750	2,200	1,090	
	4歳以上児	27,890	2,570	2,140	1,710	850		
	未設置	乳児	139,440	15,580	12,980	10,390	5,190	
		1, 2歳児	77,560	8,160	6,800	5,440	2,720	
3歳児		31,160	2,960	2,460	1,970	980		
4歳以上児	24,980	2,220	1,850	1,480	740			
151人以上	設置	乳児	141,650	15,840	13,200	10,560	5,270	
		1, 2歳児	79,770	8,420	7,020	5,610	2,800	
		3歳児	33,370	3,220	2,680	2,140	1,060	
	4歳以上児	27,190	2,480	2,070	1,650	820		
	未設置	乳児	139,220	15,550	12,960	10,370	5,180	
		1, 2歳児	77,340	8,130	6,780	5,420	2,710	
3歳児		30,940	2,930	2,440	1,950	970		
4歳以上児	24,760	2,190	1,830	1,460	730			

改正後

2 保育単価に加える加算額

その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。

(1) (略)

(2) (略)

寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。

次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域とする。

改正前

2 保育単価に加える加算額

その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。

(1) 児童用採暖費加算

すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限ること。

次の表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域(以下「旧寒冷地」という。)とし、「その他の地域」は、旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

児童用採暖費加算額表

級地区分	加算額
旧5級地	1,130円
旧4級地	960円
旧3級地	590円
旧2級地	380円
その他の地域	190円

(2) 寒冷地加算

寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。

次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域(以下「新寒冷地」という。)のほか、旧寒冷地のうち新寒冷地を除く地域とすること。

改正後

寒冷地加算額表

(1) 新寒冷地に所在する施設の場合

支 地 域 区	給 分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分					
				45人 まで	46人 から 60人 まで	61人 から 90人 まで	91人 から 120人 まで	121人 から 150人 まで	151人 以上
1級地	設置		乳児	円	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	2,490	2,420	2,220	2,170	2,140	2,120
			3歳児	1,480	1,410	1,210	1,160	1,130	1,110
			4歳以上児	670	600	400	350	320	300
	未設置		乳児	2,360	2,320	2,150	2,120	2,100	2,090
			1, 2歳児	1,350	1,310	1,140	1,110	1,090	1,080
			3歳児	540	500	330	300	280	270
			4歳以上児						
2級地	設置		乳児	2,230	2,170	1,990	1,940	1,920	1,900
			1, 2歳児	1,320	1,260	1,080	1,030	1,010	990
			3歳児	600	540	360	310	290	270
			4歳以上児						
	未設置		乳児	2,110	2,080	1,930	1,900	1,880	1,870
			1, 2歳児	1,200	1,170	1,020	990	970	960
			3歳児	480	450	300	270	250	240
			4歳以上児						
3級地	設置		乳児	2,190	2,130	1,950	1,910	1,880	1,860
			1, 2歳児	1,300	1,240	1,060	1,020	990	970
			3歳児	590	530	350	310	280	260
			4歳以上児						
	未設置		乳児	2,070	2,040	1,890	1,860	1,850	1,830
			1, 2歳児	1,180	1,150	1,000	970	960	940
			3歳児	470	440	290	260	250	230
			4歳以上児						
4級地	設置		乳児	1,740	1,690	1,550	1,510	1,490	1,480
			1, 2歳児	1,030	980	840	800	780	770
			3歳児	470	420	280	240	220	210
			4歳以上児						
	未設置		乳児	1,640	1,620	1,500	1,480	1,460	1,450
			1, 2歳児	930	910	790	770	750	740
			3歳児	370	350	230	210	190	180
			4歳以上児						

改正前

寒冷地加算額表

(1) 新寒冷地に所在する施設の場合

支 地 域 区	給 分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分					
				45人 まで	46人 から 60人 まで	61人 から 90人 まで	91人 から 120人 まで	121人 から 150人 まで	151人 以上
新1級地	設置		乳児	円	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	2,490	2,420	2,220	2,170	2,140	2,120
			3歳児	1,480	1,410	1,210	1,160	1,130	1,110
			4歳以上児	670	600	400	350	320	300
	未設置		乳児	2,360	2,320	2,150	2,120	2,100	2,090
			1, 2歳児	1,350	1,310	1,140	1,110	1,090	1,080
			3歳児	540	500	330	300	280	270
			4歳以上児						
新2級地	設置		乳児	2,230	2,170	1,990	1,940	1,920	1,900
			1, 2歳児	1,320	1,260	1,080	1,030	1,010	990
			3歳児	600	540	360	310	290	270
			4歳以上児						
	未設置		乳児	2,110	2,080	1,930	1,900	1,880	1,870
			1, 2歳児	1,200	1,170	1,020	990	970	960
			3歳児	480	450	300	270	250	240
			4歳以上児						
新3級地	設置		乳児	2,190	2,130	1,950	1,910	1,880	1,860
			1, 2歳児	1,300	1,240	1,060	1,020	990	970
			3歳児	590	530	350	310	280	260
			4歳以上児						
	未設置		乳児	2,070	2,040	1,890	1,860	1,850	1,830
			1, 2歳児	1,180	1,150	1,000	970	960	940
			3歳児	470	440	290	260	250	230
			4歳以上児						
新4級地	設置		乳児	1,740	1,690	1,550	1,510	1,490	1,480
			1, 2歳児	1,030	980	840	800	780	770
			3歳児	470	420	280	240	220	210
			4歳以上児						
	未設置		乳児	1,640	1,620	1,500	1,480	1,460	1,450
			1, 2歳児	930	910	790	770	750	740
			3歳児	370	350	230	210	190	180
			4歳以上児						

改正後

(2) 削除

改正前

(2) 旧寒冷地に所在する施設の場合

支 地 区	給 分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分							
				45人 まで	46人 から 60人 まで	61人 から 90人 まで	91人 から 120人 まで	121人 から 150人 まで	151人 以上		
旧5級地	設 置		乳 児	円 810	円 780	円 720	円 700	円 690	円 680		
			1, 2 歳 児	480	450	390	370	360	350		
			3 歳 児								
			4 歳 以上 児	220	190	130	110	100	90		
	未 設 置			乳 児	760	750	700	680	680	670	
				1, 2 歳 児	430	420	370	350	350	340	
				3 歳 児							
				4 歳 以上 児	170	160	110	90	90	80	
旧4級地	設 置			乳 児	10	10	10	10	10	10	
				1, 2 歳 児	10	10	10	10	10	10	
				3 歳 児							
				4 歳 以上 児	10	10	10	10	10	10	
	未 設 置				乳 児	10	10	10	10	10	10
					1, 2 歳 児	10	10	10	10	10	10
					3 歳 児						
					4 歳 以上 児	10	10	10	10	10	10

改正後	改正前
(3) (略)	(3) 単身赴任手当加算 別に定めるところにより、単身赴任手当加算費を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。
(4) (略)	(4) 事務用採暖費の加算 北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として120円を加算すること。
(5) (略)	(5) 除雪費加算 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,650円を2月分の保育単価に加算すること。
(6) 降灰除去費加算 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費138,700円を2月分の保育単価に加算すること。	(6) 降灰除去費加算 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,020円を2月分の保育単価に加算すること。
(7) (略)	(7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算 別に定めるところにより、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。
(8) (略)	(8) 施設機能強化推進費の加算 別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。
(9) (略)	(9) 保育所事務職員雇上費の加算 別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

改正後

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人	1,020	円 120	円 100	円 80	円 40
46人～ 60人	760	90	70	60	30
61人～ 90人	510	60	50	40	20
91人～ 120人	380	40	30	30	10
121人～ 150人	300	30	30	20	10
151人～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人	5,500	円 660	円 550	円 440	円 220
46人～ 60人	4,120	490	410	330	160
61人～ 90人	2,750	330	270	220	110
91人～ 120人	2,060	240	200	160	80
121人～ 150人	1,650	190	160	130	60
151人～	1,370	160	130	110	50

3 (略)

改正前

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人		円	円	円	円
平成19年9月まで	510	60	50	40	20
平成19年10月から	1,020	120	100	80	40
46人～ 60人	760	90	70	60	30
61人～ 90人	510	60	50	40	20
91人～ 120人	380	40	30	30	10
121人～ 150人	300	30	30	20	10
151人～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 45人	5,470	円 650	円 540	円 430	円 210
46人～ 60人	4,100	490	410	320	160
61人～ 90人	2,730	320	270	210	100
91人～ 120人	2,050	240	200	160	80
121人～ 150人	1,640	190	160	130	60
151人～	1,360	160	130	100	50

3 保育単価の特例

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、保育所の運営について、特別の事由があるため1及び2による保育単価によることが適当でないと思われるときは、厚生労働大臣の承認を得て別に定める保育単価によることができること。

4 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

算式3 (略)

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価 × その月初日の乳児入所児童数

1～2歳児保育単価 × その月初日の1～2歳児入所児童数

3歳児保育単価 × その月初日の3歳児入所児童数

4歳以上児保育単価 × その月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (月途中入所児童の場合)

乳児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

1～2歳児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

3歳児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

4歳以上児保育単価 × その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式3 (月途中退所児童の場合)

乳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数

(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

1～2歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数

(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

3歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数

(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

4歳以上児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数

(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

改正後

第4 徴収金(保育料)基準額  
1 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

改正前

第4 徴収金(保育料)基準額

1 基準額の算定方法

その年度における徴収金(保育料)基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。

算式1 (月途中入所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (月途中退所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

改正後

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,500円	16,500円
第4階層		40,000円未満	30,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	44,500円 (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上	58,000円 (保育単価限度)
		80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

改正前

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,500円	16,500円
第4階層		72,000円未満	30,000円
第5階層		72,000円以上 180,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
第6階層		180,000円以上 459,000円未満	44,500円 (保育単価限度)
第7階層		459,000円以上	58,000円 (保育単価限度)
		80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

## 改正後

## 改正前

## 備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) (略)
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
- (3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

(3) (略)

## 備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の二部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)第14条による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金(保育料)基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」… 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
  - ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
  - ② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
  - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を請けた者。
  - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
- (3) 「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している上記以外の就学前児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 (略)

階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 徴収金(保育料)基準額の特例

その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難しいときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。

(案)

雇 児 発 第 ※ 号  
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中 核市市長

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局長

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」  
通知の施行について』の一部改正について

標記の昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知の一部を次のとおり改正し、平成20年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとしたので通知する。

記

1. 第1の1の本文中、「地域差を19区分」を「地域差を11区分」に改める。

(案)

雇児発第 ※ 号  
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成20年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により、小規模保育所（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第1の2のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成20年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。

その保育所の その月の 定員区分	その保育所の 所在する 地域区分	その保育所の長 がその月初日 において設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人	16/100 地域	設置	乳児	223,090	25,620	21,340	17,080	8,530
			1, 2歳児	152,320	17,130	14,270	11,410	5,700
			3歳児	99,700	11,180	9,310	7,450	3,720
		未設置	4歳以上児	92,630	10,340	8,610	6,890	3,440
			乳児	197,740	22,570	18,810	15,050	7,520
			1, 2歳児	126,970	14,080	11,740	9,380	4,690
	13/100 地域	設置	3歳児	74,350	8,130	6,780	5,420	2,710
			4歳以上児	67,280	7,290	6,080	4,860	2,430
			乳児	218,200	25,030	20,860	16,680	8,330
		未設置	1, 2歳児	149,070	16,730	13,950	11,150	5,570
			3歳児	97,600	10,920	9,110	7,280	3,630
			4歳以上児	90,690	10,100	8,420	6,730	3,360
	12/100 地域	設置	乳児	193,500	22,070	18,390	14,710	7,350
			1, 2歳児	124,370	13,770	11,480	9,180	4,590
			3歳児	72,900	7,960	6,640	5,310	2,650
		未設置	4歳以上児	65,990	7,140	5,950	4,760	2,380
			乳児	216,580	24,840	20,690	16,550	8,270
			1, 2歳児	148,000	16,610	13,830	11,060	5,530
	10/100 地域	設置	3歳児	96,900	10,850	9,030	7,220	3,610
			4歳以上児	90,050	10,030	8,350	6,680	3,340
			乳児	192,090	21,900	18,250	14,590	7,290
		未設置	1, 2歳児	123,510	13,670	11,390	9,100	4,550
			3歳児	72,410	7,910	6,590	5,260	2,630
			4歳以上児	65,560	7,090	5,910	4,720	2,360
	9/100 地域	設置	乳児	213,310	24,440	20,360	16,290	8,140
			1, 2歳児	145,820	16,340	13,610	10,890	5,440
			3歳児	95,490	10,670	8,890	7,110	3,550
		未設置	4歳以上児	88,750	9,870	8,220	6,580	3,290
乳児			189,270	21,550	17,960	14,360	7,170	
1, 2歳児			121,780	13,450	11,210	8,960	4,470	
8/100 地域	設置	3歳児	71,450	7,780	6,490	5,180	2,580	
		4歳以上児	64,710	6,980	5,820	4,650	2,320	
		乳児	211,690	24,250	20,210	16,170	8,080	
	未設置	1, 2歳児	144,750	16,210	13,510	10,810	5,400	
		3歳児	94,800	10,590	8,820	7,060	3,520	
		4歳以上児	88,110	9,790	8,160	6,530	3,260	
7/100 地域	設置	乳児	187,860	21,390	17,830	14,260	7,130	
		1, 2歳児	120,920	13,350	11,130	8,900	4,450	
		3歳児	70,970	7,730	6,440	5,150	2,570	
	未設置	4歳以上児	64,280	6,930	5,780	4,620	2,310	
		乳児	210,060	24,050	20,040	16,030	8,010	
		1, 2歳児	143,660	16,080	13,400	10,710	5,350	
7/100 地域	設置	3歳児	94,100	10,500	8,750	7,000	3,490	
		4歳以上児	87,460	9,710	8,090	6,470	3,230	
		乳児	186,450	21,220	17,680	14,150	7,070	
	未設置	1, 2歳児	120,050	13,250	11,040	8,830	4,410	
		3歳児	70,490	7,670	6,390	5,120	2,550	
		4歳以上児	63,850	6,880	5,730	4,590	2,290	
7/100 地域	設置	乳児	208,430	23,860	19,880	15,900	7,950	
		1, 2歳児	142,570	15,960	13,290	10,630	5,310	
		3歳児	93,390	10,430	8,680	6,940	3,470	
	未設置	4歳以上児	86,810	9,640	8,030	6,420	3,210	
		乳児	185,040	21,050	17,540	14,030	7,010	
		1, 2歳児	119,180	13,150	10,950	8,760	4,370	
7/100 地域	未設置	3歳児	70,000	7,620	6,340	5,070	2,530	
		4歳以上児	63,420	6,830	5,690	4,550	2,270	

その保育所の 月初日 定員区分	その保育所の 所在する 地域区分	その保育所が その月初日 において設置 又は未設置 (欠員・無給)の 区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
20人	6/100 地域	設置	乳児	206,800	23,660	19,720	15,770	7,880
			1,2歳児	141,500	15,820	13,190	10,540	5,260
			3歳児	92,700	10,340	8,620	6,890	3,440
			4歳以上児	86,170	9,560	7,970	6,370	3,180
		未設置	乳児	183,620	20,880	17,400	13,920	6,960
			1,2歳児	118,320	13,040	10,870	8,690	4,340
	3歳児		69,520	7,560	6,300	5,040	2,520	
	4歳以上児		62,990	6,780	5,650	4,520	2,260	
	4/100 地域	設置	乳児	203,540	23,270	19,390	15,510	7,750
			1,2歳児	139,320	15,560	12,970	10,370	5,180
			3歳児	91,290	10,170	8,480	6,780	3,380
			4歳以上児	84,870	9,400	7,840	6,270	3,130
		未設置	乳児	180,800	20,550	17,110	13,690	6,840
			1,2歳児	116,580	12,840	10,690	8,550	4,270
	3歳児		68,550	7,450	6,200	4,960	2,470	
	4歳以上児		62,130	6,680	5,560	4,450	2,220	
	3/100 地域	設置	乳児	201,910	23,080	19,230	15,380	7,690
			1,2歳児	138,240	15,440	12,860	10,290	5,140
			3歳児	90,590	10,090	8,400	6,720	3,360
			4歳以上児	84,230	9,330	7,770	6,220	3,110
		未設置	乳児	179,380	20,370	16,980	13,570	6,780
			1,2歳児	115,710	12,730	10,610	8,480	4,230
	3歳児		68,060	7,380	6,150	4,910	2,450	
	4歳以上児		61,700	6,620	5,520	4,410	2,200	
その他 地域	設置	乳児	197,030	22,480	18,740	14,990	7,490	
		1,2歳児	134,990	15,040	12,540	10,030	5,010	
		3歳児	88,490	9,830	8,200	6,550	3,270	
		4歳以上児	82,290	9,090	7,580	6,060	3,030	
	未設置	乳児	175,160	19,860	16,550	13,240	6,610	
		1,2歳児	113,120	12,420	10,350	8,280	4,130	
3歳児		66,620	7,210	6,010	4,800	2,390		
4歳以上児		60,420	6,470	5,390	4,310	2,150		

その保育所の 定員区分	その保育所 の所在する 地域区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
21人 から 30人 まで	16/100 地域	設置	乳児	199,930	22,840	19,030	15,230	7,610
			1, 2歳児	129,160	14,350	11,960	9,560	4,780
			3歳児	76,540	8,400	7,000	5,600	2,800
			4歳以上児	69,470	7,560	6,300	5,040	2,520
		未設置	乳児	183,020	20,810	17,340	13,870	6,930
			1, 2歳児	112,250	12,320	10,270	8,200	4,100
	3歳児		59,630	6,370	5,310	4,240	2,120	
	4歳以上児		52,560	5,530	4,610	3,680	1,840	
	13/100 地域	設置	乳児	195,550	22,310	18,590	14,870	7,430
			1, 2歳児	126,420	14,010	11,680	9,340	4,670
			3歳児	74,950	8,200	6,840	5,470	2,730
			4歳以上児	68,040	7,380	6,150	4,920	2,460
		未設置	乳児	179,090	20,340	16,950	13,550	6,770
			1, 2歳児	109,960	12,040	10,040	8,020	4,010
	3歳児		58,490	6,230	5,200	4,150	2,070	
	4歳以上児		51,580	5,410	4,510	3,600	1,800	
	12/100 地域	設置	乳児	194,100	22,140	18,450	14,750	7,370
			1, 2歳児	125,520	13,910	11,590	9,260	4,630
			3歳児	74,420	8,150	6,790	5,420	2,710
			4歳以上児	67,570	7,330	6,110	4,880	2,440
		未設置	乳児	177,780	20,180	16,810	13,450	6,720
			1, 2歳児	109,200	11,950	9,950	7,960	3,980
	3歳児		58,100	6,190	5,150	4,120	2,060	
	4歳以上児		51,250	5,370	4,470	3,580	1,790	
10/100 地域	設置	乳児	191,180	21,780	18,150	14,520	7,250	
		1, 2歳児	123,690	13,680	11,400	9,120	4,550	
		3歳児	73,360	8,010	6,680	5,340	2,660	
		4歳以上児	66,620	7,210	6,010	4,810	2,400	
	未設置	乳児	175,150	19,860	16,550	13,240	6,610	
		1, 2歳児	107,660	11,760	9,800	7,840	3,910	
3歳児		57,330	6,090	5,080	4,060	2,020		
4歳以上児		50,590	5,290	4,410	3,530	1,760		
9/100 地域	設置	乳児	189,730	21,620	18,010	14,410	7,200	
		1, 2歳児	122,790	13,580	11,310	9,050	4,520	
		3歳児	72,840	7,960	6,620	5,300	2,640	
		4歳以上児	66,150	7,160	5,960	4,770	2,380	
	未設置	乳児	173,840	19,710	16,420	13,140	6,570	
		1, 2歳児	106,900	11,670	9,720	7,780	3,890	
3歳児		56,950	6,050	5,030	4,030	2,010		
4歳以上児		50,260	5,250	4,370	3,500	1,750		
8/100 地域	設置	乳児	188,270	21,440	17,870	14,290	7,140	
		1, 2歳児	121,870	13,470	11,230	8,970	4,480	
		3歳児	72,310	7,890	6,580	5,260	2,620	
		4歳以上児	65,670	7,100	5,920	4,730	2,360	
	未設置	乳児	172,530	19,550	16,290	13,030	6,510	
		1, 2歳児	106,130	11,580	9,650	7,710	3,850	
3歳児		56,570	6,000	5,000	4,000	1,990		
4歳以上児		49,930	5,210	4,340	3,470	1,730		
7/100 地域	設置	乳児	186,820	21,260	17,720	14,170	7,080	
		1, 2歳児	120,960	13,360	11,130	8,900	4,440	
		3歳児	71,780	7,830	6,520	5,210	2,600	
		4歳以上児	65,200	7,040	5,870	4,690	2,340	
	未設置	乳児	171,220	19,390	16,160	12,930	6,460	
		1, 2歳児	105,360	11,490	9,570	7,660	3,820	
3歳児		56,180	5,960	4,960	3,970	1,980		
4歳以上児		49,600	5,170	4,310	3,450	1,720		

その保育所の 月定員	その保育所の 区分	その保育所の 所在する 地域区分	その保育所の長 がその月初日 において設置又 は未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
21人 から 30人 まで	6/100 地域	設置	乳児	185,360	21,090	17,570	14,060	7,030	
			1, 2歳児	120,060	13,250	11,040	8,830	4,410	
			3歳児	71,260	7,770	6,470	5,180	2,590	
		未設置	4歳以上児	64,730	6,990	5,820	4,660	2,330	
			乳児	169,900	19,230	16,030	12,820	6,410	
			1, 2歳児	104,600	11,390	9,500	7,590	3,790	
	4/100 地域	設置	3歳児	55,800	5,910	4,930	3,940	1,970	
			4歳以上児	49,270	5,130	4,280	3,420	1,710	
			乳児	182,450	20,740	17,280	13,820	6,910	
		未設置	1, 2歳児	118,230	13,030	10,860	8,680	4,340	
			3歳児	70,200	7,640	6,370	5,090	2,540	
			4歳以上児	63,780	6,870	5,730	4,580	2,290	
	3/100 地域	設置	乳児	167,290	18,920	15,760	12,610	6,300	
			1, 2歳児	103,070	11,210	9,340	7,470	3,730	
			3歳児	55,040	5,820	4,850	3,880	1,930	
		未設置	4歳以上児	48,620	5,050	4,210	3,370	1,680	
			乳児	180,980	20,570	17,140	13,700	6,850	
			1, 2歳児	117,310	12,930	10,770	8,610	4,300	
	その他 地域	設置	3歳児	69,660	7,580	6,310	5,040	2,520	
			4歳以上児	63,300	6,820	5,680	4,540	2,270	
			乳児	165,970	18,760	15,640	12,500	6,250	
		未設置	1, 2歳児	102,300	11,120	9,270	7,410	3,700	
			3歳児	54,650	5,770	4,810	3,840	1,920	
			4歳以上児	48,290	5,010	4,180	3,340	1,670	
その他 地域	設置	乳児	176,620	20,040	16,700	13,360	6,670		
		1, 2歳児	114,580	12,600	10,500	8,400	4,190		
		3歳児	68,080	7,390	6,160	4,920	2,450		
	未設置	4歳以上児	61,880	6,650	5,540	4,430	2,210		
		乳児	162,040	18,290	15,240	12,190	6,090		
		1, 2歳児	100,000	10,850	9,040	7,230	3,610		
その他 地域	未設置	3歳児	53,500	5,640	4,700	3,750	1,870		
		4歳以上児	47,300	4,900	4,080	3,260	1,630		

別 紙 (参 考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	管 理 費
20人	設 置	乳 児	14,639
		1, 2歳児	9,497
		3歳児	5,897
		4歳以上児	5,383
	未 設 置	乳 児	14,347
		1, 2歳児	9,205
		3歳児	5,605
		4歳以上児	5,091
21人から 30人まで	設 置	乳 児	13,249
		1, 2歳児	8,107
		3歳児	4,507
		4歳以上児	3,993
	未 設 置	乳 児	13,053
		1, 2歳児	7,911
		3歳児	4,311
		4歳以上児	3,797

(案)

雇 児 発 第 ※ 号  
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成20年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成20年度分について適用することとしたので通知する。

別紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所 その月初日 定員区分	年齢区分	加算額	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人	3歳未満児	円 13,870	円 1,100	円 910	円 730	円 360
	3歳以上児	円 15,440	円 1,100	円 910	円 730	円 360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,810	円 730	円 610	円 480	円 240
	3歳以上児	円 12,380	円 730	円 610	円 480	円 240
31人から 45人まで	3歳未満児	円 8,770	円 480	円 400	円 320	円 160
	3歳以上児	円 10,340	円 480	円 400	円 320	円 160
46人から 60人まで	3歳未満児	円 7,750	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	円 9,320	円 360	円 300	円 240	円 120
61人から 90人まで	3歳未満児	円 6,730	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	円 8,300	円 240	円 200	円 160	円 80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	円 6,263

平成20年度 保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">児 発 第 2 4 7 号 平成12年3月29日 〔雇児発第*****号 平成20年*月**日 一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（平成6年12月16日文部・厚生・労働・建設4大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）」等に基づき、保育所における特別保育事業が推進されてきたところであるが、今般、策定された「少子化対策推進基本方針（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議）」及びその具体的実施計画としての「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）」を踏まえて、必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実等の施策の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「保育対策等促進事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、これに伴い、平成10年4月8日児発第283号厚生省児童家庭局長通知「特別保育事業の実施について」は、平成12年3月31日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 2 4 7 号 平成12年3月29日 〔雇児発第0612002号 平成19年6月12日 一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本方向について（平成6年12月16日文部・厚生・労働・建設4大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（平成6年12月18日大蔵・厚生・自治3大臣合意）」等に基づき、保育所における特別保育事業が推進されてきたところであるが、今般、策定された「少子化対策推進基本方針（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議）」及びその具体的実施計画としての「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）（平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）」を踏まえて、必要なときに利用できる多様な保育サービスの整備及び在宅の乳幼児も含めた子育て支援の充実等の施策の総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「保育対策等促進事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p>なお、これに伴い、平成10年4月8日児発第283号厚生省児童家庭局長通知「特別保育事業の実施について」は、平成12年3月31日限りで廃止する。</p>

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、一時・特定保育、<u>病児・病後児保育</u>等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 保育対策等促進事業の定義及び内容 この要綱において、次の事業を保育対策等促進事業とする。 (1) 一時・特定保育等事業（内容については、別添1のとおり） (2) 休日・夜間保育事業（内容については、別添2のとおり） (3) <u>病児・病後児保育事業</u>（内容については、別添3のとおり） (4) 待機児童解消促進等事業（内容については、別添4のとおり） (5) 保育環境改善等事業（内容については、別添5のとおり）</p> <p>3 事業を実施する手続 現行どおり（略）</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;">一時・特定保育等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 (1) 現行どおり（略）  (2) 現行どおり（略）</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、一時・特定保育、<u>地域の子育て支援</u>等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 保育対策等促進事業の定義及び内容 この要綱において、次の事業を保育対策等促進事業とする。 (1) 一時・特定保育等事業（内容については、別添1のとおり） (2) 休日・夜間保育事業（内容については、別添2のとおり） (3) <u>病児・病後児保育事業（自園型）</u>（内容については、別添3のとおり） (4) 待機児童解消促進等事業（内容については、別添4のとおり） (5) 保育環境改善等事業（内容については、別添5のとおり）</p> <p>3 事業を実施する手続 各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p> <p>別添1</p> <p style="text-align: center;">一時・特定保育等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 (1) 3の(1)及び(2)の事業については、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、又は親の就労形態の多様化に伴う断続的な保育など、需要に応じた保育サービスを提供することにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 (2) 3の(3)の事業については、在宅子育て家庭等に対する支援の一環として、必要な場所で必要なだけ利用できる一時預かりの体制整備を推進するため、利便性の高い場所において公共的で安全な保育サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう検証することを目的とする。</p>

改正後	現行
<p>(3) 3の(4)の事業については、休日保育、時間外保育及び病児・病後児保育に対応可能な事業所内保育施設（事業主が雇用する労働者のために、事業所の敷地内若しくはその近接地又は雇用する労働者の通勤経路若しくは近接地域等に設置する、当該雇用する労働者の子を保育するための施設。以下同じ。）において、地域住民の児童を受け入れることで、保護者の多様な保育ニーズに対応することを目的とする。</p> <p>2 実施主体            (1) 現行どおり（略）            (2) 現行どおり（略）            (3) 3の(4)の事業の実施主体は、市町村とする。  <u>ただし、本事業については、事業所内保育施設を経営する事業主に委託できるものとする。</u></p> <p>3 対象事業            (1) 一時保育促進事業            ① 事業内容            児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。            ② 実施要件            ア 原則として、対象児童の多さ等に応じて事業を担当する保育士を配置することとするが、毎日の利用が無いような保育所にあつては、事業担当保育士が配置されていない場合でも、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準を超えた保育士が配置されていれば事業の実施について差し支えないこととする。            イ 実施場所については、原則として、専用部屋を確保すること。            ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の開きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共的施設の空き部屋等においても実施できること。            また、公共的施設の空き部屋等を利用して実施する場合においては、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）</p>	<p>2 実施主体            (1) 3の(1)及び(2)の事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。            (2) 3の(3)の事業の実施主体は、市町村又は市町村が適切と認められた者とする。</p> <p>3 対象事業            (1) 一時保育促進事業            児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であつて、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。            (2) 特定保育事業            市町村が定めた事由により、児童の保護者のいずれもが、一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）の日時について当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童について、保護者からの申込みにより、必要な日時について保育所で保育する事業。            (3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業            就学前児童について、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所又は需要の高い場所等で必要な時間、安全な体制の中で利用できる一時預かりを行い、次の事項について検証する事業。            ① 利用者のニーズ・評価の把握            ② 児童の安全等適切な援助の確保            ③ 安定的かつ効率的な事業の実施（時間単位補助での運営の可否）</p>

改正後

の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。

ウ 上記イに基づき保育所以外の公的施設で実施する場合については、保育士数は2名以上とすること。

③ 留意点

ア 事業実施に当たっては、保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の援助に支障のないよう十分注意すること。

イ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。

(2) 特定保育事業

① 事業内容

市町村が定めた事由により、児童の保護者のいずれもが、一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）の日時について当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童について、保護者からの申込みにより、必要な日時について保育所で保育する事業。

② 実施要件

ア 原則として、事業を担当する保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定める基準を満たすものとする。

イ 実施場所については、原則として、専用部屋を確保すること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共的施設の空き部屋等においても実施できること。

また、公共的施設の空き部屋等を利用して実施する場合には、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。

ウ 原則として、利用児童1人当たりの面積は、最低基準第32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすものであること。

③ 留意点

ア 事業実施に当たっては、保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の援助に支障のないよう十分注意すること。

イ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。

現 行

4 実施要件

(1) 事業を担当する保育士を次のとおり配置すること。

① 3の(1)の事業については、原則として、対象児童の多さ等に応じて必要となる保育士を配置することとするが、毎日の利用が無いような保育所にあつては、事業担当保育士が配置されていない場合でも、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準を超えた保育士が配置されていれば事業の実施について差し支えないこととする。

② 3の(2)の事業については、原則として、保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定める基準を満たすものとする。

③ 3の(1)、(2)の事業ともに、4の(2)の①に基づき保育所以外の公的施設で実施する場合については、保育士数は2名以上とすること。

④ 3の(3)の事業については、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するほか、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を利用児童数等に応じて配置すること。ただし、全体で2名を下回ることはできない。

(2) 事業実施場所は以下のとおりとすること。

① 3の(1)、(2)の事業ともに、原則として、事業を実施するための専用部屋を確保すること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共的施設の空き部屋等においても実施できること。

また、公共的施設の空き部屋等を利用して実施する場合には、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。

② 3の(2)の事業については、原則として、利用児童1人当たりの面積は、最低基準第32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすものであること。

③ 3の(3)の事業については、市町村が適切と認めた、以下の要件を満たす場所とする。

ア 事業を実施するための専用スペースを確保すること。

イ 当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準第32条8号の基準を満たしていること。

改正後

現行

(3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

① 事業内容

就学前児童について、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所又は需要の高い場所等で必要な時間、安全な体制の中で利用できる一時預かりを行い、次の事項について検証する事業。

- (ア) 利用者のニーズ・評価の把握
- (イ) 児童の安全等適切な援助の確保
- (ウ) 安定的かつ効率的な事業の実施（時間単位補助での運営の可否）

② 実施要件

ア 乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するほか、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を利用児童数等に応じて配置すること。ただし、全体で2名を下回ることはできない。

イ 実施場所については、市町村が適切と認めた、以下の要件を満たす場所とする。

- (ア) 事業を実施するための専用スペースを確保すること。
- (イ) 当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び最低基準32条8号の基準を満たしていること。

ウ 上記アに基づき、保育士資格を持たない者を配置する場合は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

なお、研修内容については、概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会等が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない。

エ 市町村は事業に関する実績等について別紙2の内容により報告すること。

③ 留意点

ア 店舗の顧客など、利用者の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利便性の高い場所での継続的な実施の推進に努めること。

イ 日々変動する利用者数に対応するための保育者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。

ウ 利用手続きについても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務も効率的に実施すること。

エ 事業実施に当たっては、初めての利用児童等に対する情緒の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として実施に努めること。

改正後

現 行

- オ 緊急の利用申込みへも対応できるよう、その体制確保に努めること。
- カ 児童の急病や、事故等の緊急時の対応方法について事前に定め、安全な実施体制を確保すること。
- キ 職員配置や備品、保育材料等について、児童の援助に支障のないよう十分注意すること。

(4) 地域保育資源活用事業

① 事業内容

日々保育に欠ける児童を対象として、事業所内保育施設で休日保育、時間外保育、病児・病後児保育を実施する事業。

② 実施要件

ア 対象児童は、通常、事業所内保育施設を利用していない児童であって、かつ、認可保育所への入所要件を満たす就学前児童であり、保育対策等促進事業実施要綱の別添2「休日・夜間保育事業」及び別添3「病児・病後児保育事業」を実施する施設が近隣にない等の理由により、当該特別保育の利用が困難な児童とする。

なお、通常、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）であっても、認可保育所への入所要件を満たす就学前児童については、本事業の対象とするが、(財)21世紀職業財団の両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）で整備した施設であって、現に運営費を受給している間においてはこの限りではない。

イ 事業を担当する保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定める基準を満たすものとする。また、病児・病後児保育を実施する場合には、事業を担当する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置するものとし、預かる人数は、看護師等1名に対して児童2名程度とする。

ウ 利用児童1人当たりの面積は、最低基準32条により児童の年齢等に応じて定める基準を満たすものであること。また、病児・病後児保育を実施する場合は、実施施設の医務室、余裕スペース等で、衛生的に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所とすること。

エ 事業実施施設は、地域住民の児童を3名以上受け入れるとともに、労働者の子と合わせて利用児童数が10名以上であること。

オ 実施施設においては、認可保育所と同等の開所日数を確保すること。

改正後	現 行
<p>③ 留意点 他に国・地方公共団体等から同様の公的助成を受けている間は、<u>本事業の対象としないこと。</u></p> <p>4 事業の実施手続 現行どおり（略）</p> <p>5 費用 (1) 現行どおり（略）</p> <p>(2) 3の(1)、(2)及び(4)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。</p> <p>(3) 現行どおり（略）</p>	<p>5 事業の実施手続 (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。</p> <p>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>6 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>(2) 3の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。</p> <p>(3) 3の(3)の事業については、時間に応じた利用が可能となるように利用料を設定すること。</p> <p>7 留意点 (1) 3の(1)及び(2)の事業については、以下の点に留意すること。</p> <p>① 事業実施に当たっては、保育の実施児童の職員や設備の基準を含め児童の援助に支障のないよう十分注意すること。</p> <p>② 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p> <p>(2) 3の(3)の事業については、以下の点に留意すること。</p> <p>① 店舗の顧客など、利用者の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利便性の高い場所での継続的な実施の推進に努めること。</p> <p>② 日々変動する利用者数に対応するための保育者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。</p> <p>③ 利用手続きについても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務も効率的に実施すること。</p> <p>④ 事業実施に当たっては、初めての利用児童等に対する上長の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p>

改正後	現 行
	<p>⑤ 緊急の利用申込みへも対応できるよう、その体制確保に努めること。</p> <p>⑥ 児童の急病や、事故等の緊急時の対応方法について事前に定め、安全な実施体制を確保すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 現行どおり（略）</p> <p>2 実施主体 3の（1）及び（2）の事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。</p> <p>3 対象事業 （1）休日保育事業 現行どおり（略）</p>	<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育及び夜間保育の需要への対応を図り、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 （1）3の（1）の事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、この事業については、保育所を経営する者に委託できるものとする。 （2）3の（2）の事業の実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>3 対象事業 （1）休日保育事業 ① 事業内容 就労形態の多様化に対応するため、保育所において、日曜日、国民の祝日等（以下「休日等」という。）の保育を行う事業。 ② 実施要件 ア この事業は、休日等を含め年間を通じて開所する保育所を指定して行うこと。 イ この事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条に規定する保育の実施児童であって、休日等においても保育に欠ける児童であること。 ウ 対象児童の多さ等に応じて、事業を担当する保育士を配置すること。ただし、保育士数は2名以上とすること。 エ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。 オ 実施場所については、保育所のほか、公共的施設の空き部屋等を利用して実施することも差し支えないが、この場合、当該施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条8号の基準を満たしていること。</p>

改正後

現行

(2) 夜間保育推進事業  
現行どおり (略)

(2) 夜間保育推進事業

- ① 事業内容  
夜間保育を行っている保育所の運営に係る特別な経費の助成を行う事業。
- ② 実施要件  
本事業の対象となる夜間保育所とは、次に掲げるものとする。  
ア 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所  
イ 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、アの事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業

4 事業の実施手続  
現行どおり (略)

4 事業の実施手続

- (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

5 費用

(1) 3の(1)及び(2)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業

5 費用

(1) 3の(1)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業
- (2) 3の(2)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - ② 指定都市及び中核市が実施する事業

(2) 現行どおり (略)

(3) 3の(1)の事業については、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。

改正後

現行

別添3

病児・病後児保育事業実施要綱

1 趣旨

病気の子どもの一時預かりや保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。

3 対象事業

本事業の対象事業は、次に掲げる（1）～（3）とする。

なお、（1）～（3）の事業は併せて実施できないものとする。

（1）「病児対応型」事業

① 事業内容

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業。

② 実施要件

ア 対象児童は、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下、「病児」という。）とする。

イ 病児の看護を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ）を1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4名以上の施設にあつては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあつては保育士を1名以上、配置すること。

ウ 本事業の実施場所については、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースであつて、次の（ア）～（ウ）の基準を

別添3

病児・病後児保育事業（自園型）実施要綱

1 趣旨

病児・病後児保育については、地域の児童を対象に「乳幼児健康支援一時預かり事業」において実施してきたところであるが、今般、地域の実情に応じた取組ができるよう、体調不良時の保育については保護者が行うことを原則としつつ、児童が保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合等に安心かつ安全な体制を確保し、保育所における緊急的な対応等の充実を図ることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的として本事業を実施するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

3 事業の内容

児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となったが、保護者が勤務等の都合で直ちに迎えに来られない場合において、保育所において保護者が迎えに来るまでの間預かる、当日の緊急対応等を行う事業。

4 実施要件

（1）対象児童

本事業の対象となる児童は、事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童（以下「体調不良児」という。）であつて、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応を必要とする児童。

ただし、当日の緊急対応に支障のない範囲で、保育所への登所前からの体調不良児についても、嘱託医、かかりつけ医の判断により当面症状の急変が認められない場合に対象とできるものとする。

（2）体調不良児の人数

実施保育所において、前年度の実績等から見込まれる体調不良児（体調不良により保育所を休み児童を含む。）の人数が、年間延べ200人程度以上見込まれる保育所とする。

（3）職員配置

実施保育所において、事業を担当する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置することとし、医療機関等において看護経験を有する者が望ましい。

改正後

満たすものとし、市町村が適当と認めたものとする。  
(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。  
(イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を有することが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用することを妨げるものではないこと。  
(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。  
 エ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。また、児童の受け入れ時間については、現に保護者が保育できない時間とし、長時間の保育は望ましいものではないこと。

(2) 「病後児対応型」事業

① 事業内容

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所、病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業

② 実施要件

ア 対象児童は、病気の回復期であることから、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下、「病後児」という。）とする。

イ 病後児の看護を専門に担当する職員として、看護師等を1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4名以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

ウ 本事業の実施場所については、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースであって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たすものとし、市町村が適当と認めたものとする。

(ア) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

(イ) 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を有することが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用することを妨げるものではないこと。

(ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

現行

(4) 実施場所  
 実施保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所であること。  
 また、対象児童の症状等によっては看護師等の自宅等において実施することも差し支えない。この場合においても、実施保育所と同様に、衛生面の配慮がなされている等、児童にとって適切な環境が確保できるよう努めること。

(5) 登所前から体調不良の児童の利用

当日に嘱託医等の診断を受け、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙3様式例。病児を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの）により症状を確認した上で、保育所において安全かつ安心な体制で預かることが可能な場合は、保護者と協議の上、受入れの決定を行うこと。

ただし、預かる人数は看護師等1名に対して児童2名程度とする。

(6) 医療機関との連携等

① 市町村長は、都道府県医師会・市区医師会等（以下「地域医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施保育所に対し医療の連携体制を十分に整えるよう指導すること。

② 実施保育所は、症状の急変等の際に当該児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、保育所の運営への理解を求めるとともに協力関係を構築すること。

また、児童の症状の変化に的確に対応し、感染の防止や衛生管理の徹底を図るとともに、嘱託医等との連携を密にし、保育中の医療面での指導、助言を受けること。

③ 実施保育所は、児童の症状の急変等の際の対応について事前に定めておくこと。

また、登所前からの体調不良児の預かりについては、「『保育所型病児保育』ガイドライン（案）」（乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について（平成19年1月22日雇児母発第0122001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に添付）を参考とし、嘱託医等と相談の上、一定の目安（対応可能な症状や利用時間等）を作成するとともに、保護者に対し周知理解を得ること。

(7) 感染の防止

実施保育所は、他の児童への影響がないよう児童及び職員間の感染を防止するとともに、入所児童の予防接種の接種状況を確認し、必要に応じ接種するよう指導すること。

特に、本事業の実施場所と保育室・遊技室等との間に間仕切り等を設けるなどして適切な環境を確保し、職員等の往来を制限する措

改正後

現行

エ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。また、児童の受け入れ時間については、現に保護者が保育できない時間とし、長時間の保育は望ましいものではないこと。

置を講じることや手洗い等の設備を設置することにより衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。  
 (8) 病児・病後児保育事業（オープン型）との連携  
 近隣に地域の病児・病後児を預かりの対象とする病児・病後児保育事業（オープン型）実施施設がある場合は、本事業に優先して活用すると同時に、児童の症状等に応じた適切な利用が行われるよう連絡体制の確保等の連携に努めること。

(3) 「体調不良児対応型」事業

① 事業内容

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所通所児童に対して保健的な対応等を図る事業。

② 実施要件

ア 対象児童は、事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下、「体調不良児」という。）とする。

イ 実施保育所において、本事業を担当する看護師等を1名以上配置することとし、預かる体調不良児の数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。

ウ 本事業の実施場所については、実施保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所とすること。

エ 本事業を担当する看護師等は、事業実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

オ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。

4. 医療機関との連携等

(1) 市町村長は、都道府県医師会・郡市区医師会等（以下、「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療の連携体制を十分に整えるよう指導すること

(2) 実施施設本事業は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下、「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、本事業の運営への理解を求めるとともに協力関係を構築すること。

(3) 医療機関以外の実施施設が病児保育を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止の徹底を図るため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下、「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

改正後

現行

(4) 対象児童の預かりについては、指導医・嘱託医と相談の上、一定の目安(対応可能な症例や利用時間等)を作成するとともに、保護者に対し周知し、理解を得ること。

5 感染の防止

(1) 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他の児童への感染に配慮すること。

(2) 体調不良児対応型実施施設保育所においては、他の健康な児童への影響がないよう、実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けるなど適切な環境を確保し、職員及び他児の往来を制限する措置を講ずること。

(3) 児童の受け入れに際しては、予防接種状況を確認するとともに、必要に応じ接種するよう助言すること。

6 実施方法

(1) 3の(1)及び(2)の事業について、実施施設が医療機関である場合、当該施設の医師、指導医、協力医療機関から、本事業の対象児童として受け入れて差し支えない旨の確認を受けること。

(2) 3の(1)及び(2)の事業について、実施施設が医療機関でない場合、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票(別紙3様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。)により、症状を確認し、保護者と協議の上、受け入れの決定を行うこと。

(3) 保育所登所前からの体調不良児については、地域の病児・病後児を預かる施設を活用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

7 事業の実施手続

(1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うものとする。

(2) この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を準備しておくこと。

8 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

5 事業の実施手続

(1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。

(2) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を準備しておくこと。

6 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

改正後	現 行
<p>(2) 3の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p> <p>9 経過措置</p> <p>(1) 3の(1)及び(2)の事業については、当分の間、従前の職員配置により実施して差し支えないものとする。</p> <p>(2) 従来<del>の派遣型一時保育及び施設型(C型)の実施施設</del>については、当分の間、従前の例により実施して差し支えないものとする。</p>	<p>(2) <del>登所前からの体調不良児の預かりについては、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</del></p>

改正後	現行
<p>別添4</p> <p>待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1) 現行どおり (略)</p> <p>(2) 3の(5)の事業については、認可外保育施設等の利用家庭に対する支援を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(3) 3の(6)の事業については、認可外保育施設への衛生・安全対策を通じて、児童の健全育成の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現行どおり (略)</p> <p>(2) 現行どおり (略)</p> <p>(3) 3の(4)及び(5)の事業の実施主体は、市町村又は保育所を 経営する者とする。</p> <p>(4) 3の(6)の事業の実施主体は、市町村とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション試行事業 現行どおり (略)</p>	<p>別添4</p> <p>待機児童解消促進等事業実施要綱</p> <p>1 趣旨</p> <p>(1) 3の(1)～(4)の事業については、増大する保育需要に対応するため、保育サービスの供給増のための事業を実施し、もって保育所入所待機児童の解消を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 3の(5)及び(6)の事業については、<u>障害児保育の推進を図るとともに、認可外保育施設等の利用家庭に対する支援を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(3) 3の(7)の事業については、認可外保育施設への衛生・安全対策を通じて、児童の健全育成の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 3の(1)及び(3)の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。ただし、この事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。</p> <p>(2) 3の(2)の事業の実施主体は、市町村とし、家庭的保育を行う者(以下「家庭的保育者」という。)又は保育所を経営する者に委託するものとする。</p> <p>(3) 3の(4)～(6)の事業の実施主体は、市町村又は保育所を 経営する者とする。</p> <p>(4) 3の(7)の事業の実施主体は、市町村とする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション試行事業</p> <p>① 事業内容 駅前等利便性の高い場所に設置した送迎保育ステーションにおいて、郊外の複数の保育所への送迎及びそれに伴う保育(以下、「送迎保育」という。)を実施する事業。</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア この事業の対象となる児童は、住居地と保育所が離れている又は開所時間がニーズに合わないという理由により、送迎保育が必要となる児童であること。</p> <p>イ 事業に支障のない範囲内で、保育所又は放課後児童クラブの閉所後に当該施設の利用児童を、バスで送迎保育ステーション又は夜間受入れが可能な保育所に送る事業を併せて実施することができるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(2) 家庭的保育事業  ① 事業内容  ア 家庭的保育事業  家庭的保育事業の実施に当たっては、以下のいずれかによるこ</p>	<p>ウ 対象児童は事前に市町村に登録することとし、登録児童数が概ね20人以上であること。  エ 事業を担当する保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの保育の際は保育士2人以上、バスで送迎するに当たっては、保育士1人以上(運転手を除く)をそれぞれ配置すること。  オ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎保育を合わせて1日につき4時間を原則とし、その地域における児童の保護者の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長がこれを定めること。  カ 実施場所については、保育所のほか、公共的施設の空き部屋や建物の貸与を受けた施設においても実施できるが、この場合においては当該施設が建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定における建物の耐火性能、階段数・構造、内装等に係る児童福祉施設の基準を満たしていること。  さらに保育室を2階以上に設ける建物は、次の(イ)の要件に、保育室を3階以上に設ける建物は、次の(ア)及び(イ)の要件に該当するものであること。  (ア) 地上又は避難階に通ずる階段が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。  (イ) 保育室、その他児童が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。  キ 乳児の送迎を行う場合には、乳児用補助装置(いわゆる「チャイルドシート」)を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響及びその対応を十分に考慮すること。  ク 家庭や保育所における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて保護者と保育所とが密接な連絡をできるよう体制を整えておくこと。  ケ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。  コ 自家用自動車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路交通法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。</p> <p>(2) 家庭的保育事業  ① 事業内容  ア 家庭的保育事業</p>

改正後

現行

ととする。

(ア) 個人実施型保育  
家庭的保育者が、連携する保育所（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、3歳未満児の児童（以下「低年齢児」という。）の保育を行う事業

(イ) 保育所実施型保育  
家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童の保育を行う事業

イ 家庭的保育者等研修事業  
家庭的保育者等の相互間の交流及び資質の向上等を図るため、市町村が連絡会議、研修等を行う事業

② 実施場所等

①のアの事業の実施場所等については、以下のとおりとする。

ア 現行どおり（略）

イ 現行どおり（略）

ウ 現行どおり（略）

エ 現行どおり（略）

オ 居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があることが望ましいこと。

③ 家庭的保育者等の要件

ア 家庭的保育者は、保育士又は看護師の資格を有すること。ただし、補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受けた場合にはこの限りではない。

イ 現行どおり（略）

ウ 家庭的保育者及び補助者は、保育を行う児童と三親等以内の親族関係にないこと。

(ア) 家庭的保育者が、保育所又は児童入所施設と連携を図りながら、低年齢児の保育を行う事業（以下「個人実施型保育」という。）

(イ) 保育所が雇用する家庭的保育者が、就学前児童の保育を行う事業（以下「保育所実施型保育」という。）

イ 家庭的保育者研修事業  
家庭的保育者相互間の交流及び資質の向上等を図るため、市町村が連絡会議、研修等を行う事業

② 実施場所等

①のアの事業の実施場所等については、以下のとおりとする。

ア 事業の実施場所は、家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所とする。

イ 児童の保育を行う専用の部屋を有すること。

ウ 児童の保育を行う部屋は、面積9.9平方メートル以上であって、採光及び換気の状態が良好であること。ただし、3人を超えて保育する場合は、3人を超える児童1人につき、3.3平方メートルを加算すること。

エ 衛生的な調理設備を有すること。

オ 居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること。

③ 家庭的保育者等の要件

ア 家庭的保育者は、保育士又は看護師（看護師資格を有する保健師、助産師を含む。）の資格を有すること。ただし、補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携する保育所又は児童入所施設（以下、「連携保育所」という。）、家庭的保育者を雇用する保育所（以下、「実施保育所」という。）若しくは市町村が実施する研修を受けた場合にはこの限りではない。

イ 家庭的保育者は、現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと。

ウ 対象となる児童は、家庭的保育者と三親等以内の親族関係にないこと。

改正後	現 行
<p>④ 家庭的保育支援者の要件  <u>家庭的保育支援者は、以下の要件をすべて満たす者であること。</u>            (ア) 保育士又は看護師の資格を有すること。            (イ) 保育所又は家庭的保育における保育の経験を10年以上有する、又は保育所において主任保育士の経験を有すること。            (ウ) 家庭的保育者が休暇等をとることにより保育を一時的に休止する場合に、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うための、  <u>②のアからオを満たす居宅又は賃貸アパート等家庭的保育を実施するのに適切と市町村が認めた場所を有すること。</u></p> <p>⑤ 実施要件            ア 個人実施型保育の実施要件            (ア) 対象となる市町村は次の要件をすべて満たすこと。                a 保育所入所待機の<u>低年齢児</u>がいること。                b 現行どおり (略)</p> <p>(イ) 対象となる児童は、日々保育に欠ける低年齢児であること。  <u>なお、現に家庭的保育の対象となっている児童が、年度途中で3歳に達した場合であっても、当該年度末まで対象とすることができるものであること。</u></p> <p>(ウ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。</p> <p>(エ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者が配置されていること。</p> <p>(オ) 現行どおり (略)</p> <p>(カ) <u>家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所の下に配置すること。</u></p> <p>(キ) <u>家庭的保育者の配置については、家庭的保育者6人から15人に対し1人の配置を標準とすること。</u></p> <p>イ 保育所実施型保育の実施要件            (ア) 現行どおり (略)</p> <p>(イ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。</p> <p>(ウ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者が配置</p>	<p>④ 実施要件            ア 個人実施型保育の実施要件            (ア) 対象となる市町村は次の要件をすべて満たすこと。                a 保育所入所待機の<u>低年齢児 (3歳未満の児童)</u> がいること。                b 当該市町村内に0歳児保育を行う保育所を有していること。</p> <p>(イ) 対象となる児童は、日々保育に欠ける低年齢児 (3歳未満の児童。なお、年度途中で3歳に達した場合は当該年度末まで延長できるものとする。) であること。</p> <p>(ウ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。</p> <p>(エ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者を配置すること。</p> <p>(オ) 事業実施に当たっては、家庭的保育者は市町村と委託契約を結んだ連携保育所の支援を受けること。</p> <p>イ 保育所実施型保育の実施要件            (ア) 対象となる児童は、日々保育に欠ける就学前児童であること。            (イ) 保育する児童の人数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が補助者を雇用して2人で保育する場合には5人以下とすること。            (ウ) 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時補助者を</p>

改正後

現行

されていること。

(エ) 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施保育所の下に配置すること。

(オ) 家庭的保育者の配置については、家庭的保育者6人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

ウ 家庭的保育者等研修の実施要件

(ア) 家庭的保育者の孤立化の防止及び資質の向上等のため、以下のような研修、連絡会議（以下「研修等」という。）を実施すること。

a 市町村、家庭的保育者又は家庭的保育支援者が講師、指導者等を招いて定期的に関行する講習、研修。

b 家庭的保育者又は家庭的保育支援者が自主的に課題等を設定して随時又は定期的に関行する情報連絡会議等。

(イ) 現行どおり（略）

(ウ) 現行どおり（略）

(エ) 現行どおり（略）

エ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、以下の支援又は業務を行うものとする。

(ア) 児童の育児、保育に関する相談・指導について知識及び経験を有し、児童福祉施策についても知識を有している保育士等（以下、「担当者」という。）を配置するとともに、緊急時においても連絡が取れるようにするなど家庭的保育者に対する支援体制を整えること。

また、担当者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合については、担当者を配置しないことができるものとするが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援を行うことができる体制を整えておくこと。

(イ) 現行どおり（略）

(ウ) 児童の処遇上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が保育所まで利用児童の送迎を行うこと。

配置すること。

ウ 家庭的保育者研修の実施要件

(ア) 家庭的保育者の孤立化の防止及び資質の向上のため、以下のような研修、連絡会議（研修等という。以下同じ。）を実施すること。

a 市町村又は家庭的保育者が講師、指導者等を招いて定期的に関行する講習、研修。

b 家庭的保育者が自主的に課題等を設定して随時又は定期的に関行する情報連絡会議等。

(イ) 研修等は、年間6回以上開催することとする。

(ウ) 研修等の当日は、保育所での保育、代替者による保育、一時保育の利用等について市町村、連携・実施保育所等が調整し、できる限り利用者へ支障が生じないように配慮すること。

(エ) 研修等により保育が休みとなること又は普段と異なる保育者、場所等による保育となることについて、事前に保護者に連絡のうえ了解を得ること。

エ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、以下の支援又は業務を行うものとする。

(ア) 児童の育児、保育に関する相談・指導について知識及び経験を有し、児童福祉施策についても知識を有している保育士等（以下、「担当者」という。）を配置すること。また、緊急時においても連絡が取れるようにするなど家庭的保育者に対する支援体制を整えること。

なお、担当者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

(イ) 家庭的保育の申込みの代行を行うとともに、市町村の認定を受けた児童の保護者に対して、家庭的保育者のあつせん又は紹介を行うこと。

(ウ) 児童の処遇上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が保育所まで利用児童の送迎を行うこと。

改正後	現行
<p>なお、家庭的保育支援者を配置している場合については、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。</p> <p>(エ) 家庭的保育の実施場所を訪問すること等によりその保育の状況の把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、及び必要な指導・援助を行うこと。</p> <p>(オ) 保育する児童の日々の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な処遇が図られるよう、保育内容の計画・管理を行うよう努めること。</p> <p>(カ) 現行どおり (略)</p> <p>(キ) 現行どおり (略)</p> <p>(ク) 現行どおり (略)</p> <p>(ケ) 現行どおり (略)</p> <p>(コ) 家庭的保育者等への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。</p> <p>オ 家庭的保育支援者の役割            家庭的保育支援者は、主にエの(イ)、(エ)、(オ)、(キ)及び(ケ)の支援を行うものとし、その際は、円滑な事業実施が図れるように連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。            なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談に応じ、及び指導・援助を行うために必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めること。</p> <p>⑥ 留意点            ア 家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者及び担当者が業務を行うに当たって知り得た個人情報については、当該業務遂行のために必要不可欠な場合以外に用いてはならないこと。            イ 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所や実施保育所等と保護者との間で金銭の授受がある場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。            ウ (略)</p>	<p>(エ) 来所、電話又は訪問等により、家庭的保育者に対し相談・指導を行うこと。</p> <p>(オ) 家庭的保育者の居宅等における保育の状況の把握に努め、必要な援助・指導を行うこと。また、保育する児童の日々の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な処遇が図られるよう、保育内容の計画・管理を行うよう努めること。</p> <p>(カ) 家庭的保育者の資質の向上等を図るための集合研修、OJT等を行うこと。</p> <p>(キ) 他の機関等に対応することが適切であると考えられる場合には、他の機関等との連携を図り適切な対応を行うこと。</p> <p>(ク) 家庭的保育者が保育を行う児童を定期的に保育所に招いたり、児童の健康診断を保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。</p> <p>(ケ) 家庭的保育者が休暇等をとることにより、保育を一時的に休止する場合は、当該家庭的保育者に代わって児童の保育を行うこと。</p> <p>⑤ 留意点            ア 家庭的保育者、補助者及び担当者が業務を行うに当たって知り得た個人情報については、当該業務遂行のために必要不可欠な場合以外に用いてはならないこと。            イ 保護者の負担額について、家庭的保育者、連携保育所又は実施保育所が直接支払いを受ける場合は、関係法令を遵守するとともに、徴収に係る必要な帳簿を整理すること。            ウ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。</p>

改正後	現 行
<p>エ 現行どおり (略)</p> <p>オ 事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入すること。</p> <p>カ 現行どおり (略)</p> <p>キ 現行どおり (略)</p> <p>ク 現行どおり (略)</p> <p>(3) 認可化移行促進事業 現行どおり (略)</p>	<p>エ 個人実施型については、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであり、家庭的保育者の居宅において少人数の児童の保育を行うのみの事業は対象とならないこと。</p> <p>オ 事業の実施に当たっては、賠償責任保険に加入することが望ましい。</p> <p>カ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。</p> <p>キ 利用者からの苦情等に係る相談窓口の連絡先について周知を図ること。</p> <p>ク 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収、実地指導など重点的な支援を行うこと。</p> <p>(3) 認可化移行促進事業</p> <p>① 事業内容 3年を限度に、市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可化移行計画に基づき必要な支援・指導を行う事業。 なお、この事業は、保育対策等促進事業実施要綱の別添5保育環境改善等事業実施要綱に基づく認可化移行環境改善事業(以下、「認可化移行環境改善事業」という。)と併せて実施できるものとする。</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア 市町村は、この事業を実施しようとするときは、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分協議のうえ、当該認可外保育施設とともに認可化移行計画を策定するものとする。</p> <p>イ この事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定したものであって、以下の要件をすべて満たす認可外保育施設とする。</p> <p>(ア) 要保育児童が多い地域に所在していること。</p> <p>(イ) 認可化の意欲があること。</p> <p>(ウ) 構造設備や人的配置が概ね児童福祉施設最低基準を満たしており、かつ都道府県等が実施する立入調査において指摘事項がない等、運営や保育内容も一定レベル以上であること。</p> <p>(エ) 本事業及び認可化移行環境改善事業の支援を受けることにより、認可化が可能であること。</p> <p>(オ) 市町村が策定する認可化移行計画に協力的であること。</p> <p>ウ 認可移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる事業のことをいう。</p>

改正後

現行

- (ア) 保育の内容についての支援・指導・確認  
保育士による保育指導や近隣の認可保育所における保育従事者に対する研修の実施。
  - (イ) 施設運営についての支援・指導・確認  
帳簿等の管理、人事管理、会計処理等についての専門家からの指導助言。
  - (ウ) 児童の健康管理についての支援・指導・確認  
近隣の認可保育所における健康診断や保健師等による相談指導の実施。
  - (エ) 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認  
栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容の指導助言。
  - (オ) 関係法令遵守のための支援・指導・確認  
用途変更手続きが必要な場合の専門家の指導助言や耐震診断の実施。
  - (カ) その他認可化に必要な支援・指導・確認
- エ 次の(ア)～(エ)の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。
- (ア) 目標年次の設定
  - (イ) 認可されるために取り組むべき課題
  - (ウ) (イ)の課題に対する具体的な毎年度の活動計画の策定
  - (エ) 認可移行に係る経費の所要額及びその活用
- ③ 留意点
- ア 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間が年度をまたがる場合は、前年度の活動計画の達成状況及び前年度の認可化移行促進事業費の活用実績を検証すること。また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可に移行することが困難であると認めた場合、または、やむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には速やかに本事業を中止すること。
  - イ 認可化移行計画に基づき、認可化を図るためには、年度毎の活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。
  - ウ この事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による認可化に向けた保育内容等の指導の他、移行に必要な準備の支援・指導を行うものであるが、この事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差し支えないものとする。

改正後

現行

(4) 保育所分園推進事業  
現行どおり (略)

(5) 保育所体験特別事業  
現行どおり (略)

(4) 保育所分園推進事業

① 事業内容

保育所分園や保育所以外の利便性の高い場所で行う一時保育又は特定保育を推進するため、その施設の運営に係る特別な経費を助成する事業。

② 実施要件

本事業の対象となる施設とは、次に掲げるものとする。

ア 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園

イ 保育所以外の場所で以下の事業を実施するための施設

(ア) 保育対策等促進事業費実施要綱の別添1一時・特定保育等事業実施要綱に基づく一時保育促進事業

(イ) 保育対策等促進事業費実施要綱の別添1一時・特定保育等事業実施要綱に基づく特定保育事業

(5) 保育所体験特別事業

① 事業内容

ベビーホテル利用者など、普段、認可保育所を利用していない親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験や保育所入所児童との交流及びベテラン保育士や医師等からのアドバイスを通じて、親子の育ちを支援する事業。

② 実施要件

ア 該当する保護者が利用しやすい日(土日祝日も可)を選定して月1回以上実施すること。

イ 児童の発達の観察や保護者からの聞き取り等により、該当する親子の抱える悩みや問題点を的確に把握し、指導計画又は保育計画を策定した上で必要な支援を行うこと。

ウ 児童に対しては、集団活動を通じた子ども相互の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果等が期待される計画策定に配慮すること。

エ 保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方・タイミングや絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などの効果等が期待される計画策定に配慮すること。

オ この事業は認可保育所を利用していない親子を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子やひきこもり親子等がこの事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけるものとする。

カ 市町村及び実施保育所は、この事業の実施について、広報紙等を活用するほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診の機

改正後	現 行
<p>(6) 障害児保育円滑化事業</p> <p>[削除]</p> <p>(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>① 事業内容 現行どおり (略)</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア 現行どおり (略)</p> <p>イ 既存の健診制度等を活用するなどして柔軟に実施する。</p>	<p>会をとらえて、関係機関との連携・調整に努めること。</p> <p>③ 留意点</p> <p>ア 親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象とならないこと。</p> <p>イ 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあっては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。</p> <p>(6) 障害児保育円滑化事業</p> <p>① 事業内容 保育所において、軽度障害児を含め障害児を4人以上受け入れるために掛かる特別な経費の助成を行う事業。</p> <p>② 実施要件 対象となる障害児は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 保育に欠ける障害児であって、集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)</p> <p>イ アに該当する者を除き、保育に欠ける次の各号のいずれかに該当する障害児</p> <p>(ア)「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童</p> <p>(イ)「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発見第156号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている児童</p> <p>(ウ)その他前各号のいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所等の公的機関から認められた児童</p> <p>(7) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>① 事業内容 市町村が必要と認めた認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員に対する健康診断を実施する事業。</p> <p>② 実施要件</p> <p>ア 感染症罹患等の有無を発見するため、市町村が受診する必要を認める検査項目について健康診断を行う。</p> <p>イ 感染症等に係る健診について既存の健診制度等を活用するなどして柔軟に実施する。</p>

改正後	現 行
<p>4 事業の実施手続き 現行どおり (略)</p> <p>5 費用 (1) 3の(1)～(3)及び(6)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業 (2) 3の(4)及び(5)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業 (3) 現行どおり (略) (4) 現行どおり (略)</p> <p>6 補助金の返還 現行どおり (略)</p>	<p>4 事業の実施手続き (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、都道府県知事に十分に協議を行うものとする。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>5 費用 (1) 3の(1)～(3)及び(7)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業 (2) 3の(4)～(6)の事業については、国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業 (3) 3の(1)及び(2)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるものとする。 (4) 3の(1)の事業については、対象経費に建物の賃借料(敷金を除く。)を含むことができること。</p> <p>6 補助金の返還 3の(3)の事業について、事業終了時において、当該認可外保育施設が認可保育所に移行することができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、本事業に対する国庫補助金を返還させることができるものとする。</p>

改正後

現行

別添5

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 趣旨  
現行どおり（略）
- 2 実施主体  
現行どおり（略）
- 3 対象事業  
本事業の対象事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。なお、次に掲げる事業のうち、(1)①と(2)①は、併せて実施できるものとする。
  - (1) 基本改善事業  
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置するもので、以下に掲げる事業とする。
    - ① 保育サービス提供施設設置促進事業  
現行どおり（略）
    - ② 認可化移行環境改善事業  
現行どおり（略）
    - ③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業  
保育対策等促進事業実施要綱の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づく事業（以下、病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）という。）に必要な保育所の改修等を行う事業。
  - (2) 環境改善事業  
利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行うもので、以下に掲げる事業とする。
    - ① 保育所障害児受入促進事業  
現行どおり（略）

別添5

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 趣旨  
既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置並びに保育所及び保育所分園における障害児の受入れの促進等を行うことにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体  
本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。
- 3 対象事業  
本事業の対象事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。なお、次に掲げる事業のうち、(1)①と(2)①は、併せて実施できるものとする。
  - (1) 基本改善事業  
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置するもので、以下に掲げる事業とする。
    - ① 保育サービス提供施設設置促進事業  
保育サービスの需要が高い場所に保育所、保育所分園、送迎保育ステーション事業等のための施設を設置し、地域の実情に応じた保育サービスの提供を行うために必要な改修等を行う事業。
    - ② 認可化移行環境改善事業  
市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。
    - ③ 病児・病後児保育事業（自園型）環境改善事業  
保育対策等促進事業実施要綱の別添3「病児・病後児保育事業（自園型）実施要綱」に基づく事業（以下、病児・病後児保育事業（自園型）という。）に必要な保育所の改修等を行う事業。
  - (2) 環境改善事業  
利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行うもので、以下に掲げる事業とする。
    - ① 保育所障害児受入促進事業  
既存の保育所、又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

改正後	現行
<p>② 分園推進事業 現行どおり（略）</p> <p>③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 <u>病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）の実施を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</u></p>	<p>② 分園推進事業 保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</p> <p>③ 病児・病後児保育事業（自園型）推進事業 <u>病児・病後児保育事業（自園型）の実施を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。</u></p>
<p>4 対象事業の制限 現行どおり（略）</p>	<p>4 対象事業の制限</p> <p>(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化に伴う改修は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 3の(1)及び(2)②、③の事業については、1施設につき1回限りとする。</p> <p>(4) 3の(1)の事業については、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみの場合は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(5) 3の(1)①及び(2)②の事業については、当該年度中に開設される施設、又は翌年度4月1日に開設されるもののみを対象とするものであること。</p> <p>(6) 3の(1)③及び(2)③の事業については、当該年度中、又は翌年度に事業実施を予定している保育所を対象とするものであること。</p> <p>(7) 3の(2)①の事業については、当該年度中、又は翌年度に障害児の受入れを予定している保育所を対象とするものであること。</p>
<p>5 費用 現行どおり（略）</p>	<p>5 費用</p> <p>(1) 市町村は、本事業を実施するのに必要な経費を支弁すること。</p> <p>(2) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>
<p>6 その他（補助金の返還） 現行どおり（略）</p>	<p>6 その他（補助金の返還）</p> <p>3の(1)②の事業については、実施主体の責めに帰すべき事由で、事業実施後3年を経て、認可保育所に移行されなかった場合は、本事業に対する国庫補助金を返還させることができるものとする。</p>

平成20年度 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(案)

改正後				改正前			
別表				別表			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保 育 対 策 等 促 進 事 業	1 一時・特定保育等事業 (1) 一時保育促進事業 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)	一時・特定保育等事業 に必要な経費	1/3	1 一時・特定保育等事業 (1) 一時保育促進事業 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)	一時・特定保育等事業 に必要な経費	1/3	
	1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)			1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)			
	810,000 円 (300 人以上 600 人未満)			810,000 円 (300 人以上 600 人未満)			
	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)			1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)			
	1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)			1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)			
	2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)			2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)			
	2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)			2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)			
	3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)			3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)			
	4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)			4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)			
	4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)			4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)			
5,130,000 円 (2,700 人以上)			5,130,000 円 (2,700 人以上)				

改正後

改正前

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額)

- (2) 特定保育事業  
一時保育促進事業と同じ

※(1)、(2)ともに、1日当たり4時間未満の利用児童については2人で1人と算定すること

- (3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

1か所当たり年額 9,000,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、4,500,000円)

- (4) 地域保育資源活用事業

①休日保育分

ア 基本分

1か所当たり年額 200,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、100,000円)

イ 加算分

利用児童1人当たり日額  
2,000円

②時間外保育分

ア 基本分

1か所当たり年額 400,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、200,000円)

イ 加算分

利用児童1人当たり日額  
2,000円

③病児・病後児保育分

ア 基本分

1か所当たり年額 400,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、200,000円)

イ 加算分

利用児童1人当たり日額  
5,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額)

- (2) 特定保育事業  
一時保育促進事業と同じ

※(1)、(2)ともに、1日当たり4時間未満の利用児童については2人で1人と算定すること

- (3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

1か所当たり年額 9,000,000円  
(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、4,500,000円)

改正後		改正前	
2 休日・夜間保育事業	休日・夜間保育事業に必要な経費	2 休日・夜間保育事業	休日・夜間保育事業に必要な経費
(1) 休日保育事業		(1) 休日保育事業	
①基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下)		①基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下)	
1か所当たり年額 630,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、315,000円)		1か所当たり年額 630,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、315,000円)	
②加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)		②加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)	
1か所当たり年額 63,000円 (210人超 280人未満)		1か所当たり年額 63,000円 (210人超 280人未満)	
189,000円 (280人以上 350人未満)		189,000円 (280人以上 350人未満)	
315,000円 (350人以上 420人未満)		315,000円 (350人以上 420人未満)	
441,000円 (420人以上 490人未満)		441,000円 (420人以上 490人未満)	
567,000円 (490人以上 560人未満)		567,000円 (490人以上 560人未満)	
693,000円 (560人以上 630人未満)		693,000円 (560人以上 630人未満)	
819,000円 (630人以上 700人未満)		819,000円 (630人以上 700人未満)	
945,000円 (700人以上 770人未満)		945,000円 (700人以上 770人未満)	
1,071,000円 (770人以上 840人未満)		1,071,000円 (770人以上 840人未満)	
1,197,000円 (840人以上 910人未満)		1,197,000円 (840人以上 910人未満)	

改正後			改正前		
<p>1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上) (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額を加算 (千円未満切り捨て))</p> <p>(2) 夜間保育推進事業 1 か所当たり年額 1,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあっては、750,000 円)</p>			<p>1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上) (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額を加算 (千円未満切り捨て))</p> <p>(2) 夜間保育推進事業 1 か所当たり年額 1,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあっては、750,000 円)</p>		
<p>3 病児・病後児保育事業</p> <p>① 病児対応型</p> <p>ア 4 人定員 1 か所当たり年額 8,480,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、4,240,000 円)</p> <p>イ 2 人定員 1 か所当たり年額 6,030,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、3,010,000 円)</p> <p>② 病後児対応型</p> <p>ア 4 人定員 1 か所当たり年額 6,790,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、3,390,000 円)</p> <p>イ 2 人定員 1 か所当たり年額 4,630,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、2,310,000 円)</p> <p>③ 体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,410,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、2,200,000 円)</p>	<p>病児・病後児保育事業に必要な経費</p>		<p>3 病児・病後児保育事業 (自園型)</p> <p>1 か所当たり年額 3,125,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあっては、1,562,000 円)</p>	<p>病児・病後児保育事業 (自園型) に必要な経費</p>	

改正後			改正前		
<p>④ 経過措置分</p> <p>ア 病児対応型</p> <p>    a 4人定員 (旧A型病児加算)</p> <p>        1か所当たり年額 6,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、3,000,000円)</p> <p>    b 2人定員 (旧B型病児加算)</p> <p>        1か所当たり年額 4,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,000,000円)</p> <p>イ 病後児対応型</p> <p>    a 4人定員 (旧A型)</p> <p>        1か所当たり年額 5,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,500,000円)</p> <p>    b 2人定員 (旧B型)</p> <p>        1か所当たり年額 3,500,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,750,000円)</p> <p>ウ 施設型 (旧C型)</p> <p>        1か所当たり年額 1,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、500,000円)</p> <p>エ 派遣型一時保育</p> <p>        1か所当たり年額 1,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、500,000円)</p>	<p>→</p>				
<p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>    ① 事業費</p> <p>        1か所当たり年額 13,416,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、6,708,000円)</p> <p>    ② 賃借料</p> <p>        1か所当たり年額 3,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,500,000円)</p>	<p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p>		<p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>    ① 事業費</p> <p>        1か所当たり年額 13,346,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、6,673,000円)</p> <p>    ② 賃借料</p> <p>        1か所当たり年額 3,000,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,500,000円)</p>	<p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p>	

改正後

- (2) 家庭的保育事業  
 ①家庭的保育事業  
 ア 家庭的保育者経費  
 児童1人当たり月額 54,300円
- イ 家庭的保育支援者経費  
 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,698,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,349,000円)
- ウ 連携保育所経費  
 a 基本分  
 1か所当たり年額 600,000円  
 b 加算分  
 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 120,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、a及びbの単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))
- ②家庭的保育者等研修事業  
 1か所当たり年額 254,000円
- (3) 認可化移行促進事業  
 1か所当たり年額 2,000,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)
- (4) 保育所分園推進事業  
 ①保育所分園  
 1か所当たり年額 1,200,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)  
 ②一時・特定保育実施施設  
 1か所当たり年額 600,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、300,000円)
- (5) 保育所体験特別事業  
 1事業当たり年額 1,000,000円

改正前

- (2) 家庭的保育事業  
 ①家庭的保育事業  
 ア 通常保育  
 児童1人当たり月額 36,600円
- イ 保育所人件費等  
 a 基本分  
 1か所当たり年額 300,000円  
 b 加算分  
 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 200,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、上記単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))
- ②家庭的保育者研修事業  
 1か所当たり年額 254,000円
- (3) 認可化移行促進事業  
 1か所当たり年額 2,000,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)
- (4) 保育所分園推進事業  
 ①保育所分園  
 1か所当たり年額 1,200,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)  
 ②一時・特定保育実施施設  
 1か所当たり年額 600,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、300,000円)
- (5) 保育所体験特別事業  
 1事業当たり年額 765,000円

改正後				改正前			
	[廃止]				(6) 障害児保育円滑化事業 1 事業当たり年額 765,000 円		
	(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 1 市町村当たり年額 584,000 円				(7) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 1 市町村当たり年額 584,000 円		
5	保育環境改善等事業	保育環境改善等事業に必要な経費		5	保育環境改善等事業	保育環境改善等事業に必要な経費	
	(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,000,000 円				(1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,000,000 円		
	(2) 環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円				(2) 環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円		

## 平成18年度 延長保育実施状況(公立・民間)

## ①都道府県

都道府県名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数(19.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 北海道	80	(21.2%)	99	(58.9%)	179	(32.8%)	377	168	545
2 青森県	14	(17.3%)	259	(80.9%)	273	(68.1%)	81	320	401
3 岩手県	80	(47.9%)	146	(81.6%)	226	(65.3%)	167	179	346
4 宮城県	83	(49.7%)	37	(82.2%)	120	(56.6%)	167	45	212
5 秋田県	54	(48.6%)	75	(90.4%)	129	(66.5%)	111	83	194
6 山形県	68	(51.9%)	71	(70.3%)	139	(59.9%)	131	101	232
7 福島県	64	(44.8%)	67	(100.0%)	131	(62.4%)	143	67	210
8 茨城県	102	(50.5%)	224	(90.3%)	326	(72.4%)	202	248	450
9 栃木県	81	(44.3%)	88	(91.7%)	169	(60.6%)	183	96	279
10 群馬県	32	(24.1%)	211	(75.1%)	243	(58.7%)	133	281	414
11 埼玉県	210	(54.5%)	271	(87.1%)	481	(69.1%)	385	311	696
12 千葉県	236	(63.3%)	152	(87.4%)	388	(70.9%)	373	174	547
13 東京都	675	(67.0%)	544	(84.2%)	1,219	(73.7%)	1,007	646	1,653
14 神奈川県	95	(81.9%)	152	(91.0%)	247	(87.3%)	116	167	283
15 新潟県	141	(36.4%)	84	(68.9%)	225	(44.2%)	387	122	509
16 富山県	54	(31.2%)	60	(98.4%)	114	(48.7%)	173	61	234
17 石川県	138	(66.7%)	64	(88.9%)	202	(72.4%)	207	72	279
18 福井県	61	(36.5%)	104	(92.0%)	165	(58.9%)	167	113	280
19 山梨県	54	(38.3%)	69	(69.7%)	123	(51.3%)	141	99	240
20 長野県	158	(34.3%)	62	(93.9%)	220	(41.7%)	461	66	527
21 岐阜県	88	(32.1%)	95	(81.9%)	183	(46.9%)	274	116	390
22 静岡県	57	(33.3%)	126	(83.4%)	183	(56.8%)	171	151	322
23 愛知県	173	(28.8%)	75	(56.0%)	248	(33.7%)	601	134	735
24 三重県	55	(19.1%)	92	(60.5%)	147	(33.4%)	288	152	440
25 滋賀県	62	(47.3%)	104	(95.4%)	166	(69.2%)	131	109	240
26 京都府	43	(27.0%)	77	(96.3%)	120	(50.2%)	159	80	239
27 大阪府	242	(87.4%)	314	(92.6%)	556	(90.3%)	277	339	616
28 兵庫県	128	(45.1%)	272	(87.5%)	400	(67.2%)	284	311	595
29 奈良県	66	(66.0%)	51	(100.0%)	117	(77.5%)	100	51	151
30 和歌山県	33	(24.6%)	24	(68.6%)	57	(33.7%)	134	35	169
31 鳥取県	61	(42.7%)	49	(86.0%)	110	(55.0%)	143	57	200
32 島根県	48	(48.5%)	135	(80.4%)	183	(68.5%)	99	168	267
33 岡山県	63	(48.5%)	64	(94.1%)	127	(64.1%)	130	68	198
34 広島県	65	(26.0%)	66	(71.0%)	131	(38.2%)	250	93	343
35 山口県	31	(26.1%)	115	(82.7%)	146	(56.6%)	119	139	258
36 徳島県	39	(25.5%)	65	(92.9%)	104	(46.6%)	153	70	223
37 香川県	22	(25.9%)	39	(79.6%)	61	(45.5%)	85	49	134
38 愛媛県	30	(14.3%)	40	(61.5%)	70	(25.5%)	210	65	275
39 高知県	13	(8.2%)	29	(65.9%)	42	(20.7%)	159	44	203
40 福岡県	92	(46.2%)	270	(76.9%)	362	(65.8%)	199	351	550
41 佐賀県	59	(89.4%)	148	(98.7%)	207	(95.8%)	66	150	216
42 長崎県	15	(20.0%)	243	(91.7%)	258	(75.9%)	75	265	340
43 熊本県	86	(49.1%)	263	(93.6%)	349	(76.5%)	175	281	456
44 大分県	23	(27.7%)	79	(57.7%)	102	(46.4%)	83	137	220
45 宮崎県	21	(20.4%)	155	(80.7%)	176	(59.7%)	103	192	295
46 鹿児島県	27	(28.4%)	171	(65.3%)	198	(55.5%)	95	262	357
47 沖縄県	60	(43.2%)	193	(90.2%)	253	(71.7%)	139	214	353
小計	4,182	(42.6%)	6,193	(82.6%)	10,375	(59.9%)	9,814	7,502	17,316

※1 実施率＝実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 実施か所数:平成19年3月に実施していた保育所数

※3 公立:設置主体が自治体立のもの  
民間:上記以外のもの

平成18年度 延長保育実施状況(公立・民間)

②政令指定都市・中核市

市名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数(19.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 札幌市	15	(51.7%)	131	(84.5%)	146	(79.3%)	29	155	184
2 仙台市	49	(100.0%)	66	(100.0%)	115	(100.0%)	49	66	115
3 さいたま市	62	(100.0%)	49	(98.0%)	111	(99.1%)	62	50	112
4 千葉市	58	(96.7%)	30	(100.0%)	88	(97.8%)	60	30	90
5 横浜市	58	(50.9%)	235	(91.4%)	293	(79.0%)	114	257	371
6 川崎市	87	(100.0%)	30	(100.0%)	117	(100.0%)	87	30	117
7 静岡市	19	(38.8%)	38	(73.1%)	57	(56.4%)	49	52	101
8 名古屋市	41	(33.1%)	91	(58.7%)	132	(47.3%)	124	155	279
9 京都市	13	(38.2%)	137	(62.3%)	150	(59.1%)	34	220	254
10 大阪市	49	(36.6%)	150	(70.8%)	199	(57.5%)	134	212	346
11 堺市	28	(100.0%)	68	(100.0%)	96	(100.0%)	28	68	96
12 神戸市	79	(100.0%)	94	(96.9%)	173	(98.3%)	79	97	176
13 広島市	33	(37.1%)	64	(98.5%)	97	(63.0%)	89	65	154
14 北九州市	9	(27.3%)	107	(86.3%)	116	(73.9%)	33	124	157
15 福岡市	18	(100.0%)	140	(94.6%)	158	(95.2%)	18	148	166
16 旭川市	3	(60.0%)	15	(31.3%)	18	(34.0%)	5	48	53
17 函館市	1	(6.7%)	15	(44.1%)	16	(32.7%)	15	34	49
18 青森市	3	(42.9%)	75	(92.6%)	78	(88.6%)	7	81	88
19 秋田市	15	(100.0%)	29	(96.7%)	44	(97.8%)	15	30	45
20 郡山市	12	(48.0%)	12	(100.0%)	24	(64.9%)	25	12	37
21 いわき市	0	(0.0%)	20	(100.0%)	20	(32.3%)	42	20	62
22 宇都宮市	20	(100.0%)	45	(100.0%)	65	(100.0%)	20	45	65
23 川越市	20	(100.0%)	11	(84.6%)	31	(93.9%)	20	13	33
24 船橋市	8	(29.6%)	24	(100.0%)	32	(62.7%)	27	24	51
25 横須賀市	6	(50.0%)	26	(96.3%)	32	(82.1%)	12	27	39
26 相模原市	11	(44.0%)	37	(100.0%)	48	(77.4%)	25	37	62
27 新潟市	34	(35.4%)	95	(94.1%)	129	(65.5%)	96	101	197
28 富山市	33	(55.0%)	27	(100.0%)	60	(69.0%)	60	27	87
29 金沢市	13	(100.0%)	97	(99.0%)	110	(99.1%)	13	98	111
30 長野市	7	(15.9%)	42	(97.7%)	49	(56.3%)	44	43	87
31 岐阜市	2	(6.3%)	15	(93.8%)	17	(35.4%)	32	16	48
32 浜松市	21	(87.5%)	56	(96.6%)	77	(93.9%)	24	58	82
33 豊橋市	4	(80.0%)	23	(46.0%)	27	(49.1%)	5	50	55
34 岡崎市	13	(37.1%)	17	(94.4%)	30	(56.6%)	35	18	53
35 豊田市	17	(35.4%)	9	(81.8%)	26	(44.1%)	48	11	59
36 高槻市	13	(100.0%)	24	(100.0%)	37	(100.0%)	13	24	37
37 東大阪市	14	(100.0%)	43	(97.7%)	57	(98.3%)	14	44	58
38 姫路市	14	(41.2%)	50	(96.2%)	64	(74.4%)	34	52	86
39 奈良市	1	(4.2%)	15	(78.9%)	16	(37.2%)	24	19	43
40 和歌山市	2	(7.4%)	32	(97.0%)	34	(56.7%)	27	33	60
41 岡山市	24	(43.6%)	58	(98.3%)	82	(71.9%)	55	59	114
42 倉敷市	11	(36.7%)	55	(94.8%)	66	(75.0%)	30	58	88
43 福山市	70	(100.0%)	48	(92.3%)	118	(96.7%)	70	52	122
44 下関市	8	(30.8%)	25	(75.8%)	33	(55.9%)	26	33	59
45 高松市	23	(54.8%)	30	(100.0%)	53	(73.6%)	42	30	72
46 松山市	22	(78.6%)	32	(100.0%)	54	(90.0%)	28	32	60
47 高知市	5	(23.8%)	19	(32.8%)	24	(30.4%)	21	58	79
48 長崎市	2	(13.3%)	77	(92.8%)	79	(80.6%)	15	83	98
49 熊本市	20	(95.2%)	107	(99.1%)	127	(98.4%)	21	108	129
50 大分市	13	(92.9%)	42	(84.0%)	55	(85.9%)	14	50	64
51 宮崎市	2	(15.4%)	89	(91.8%)	91	(82.7%)	13	97	110
52 鹿児島市	17	(100.0%)	68	(97.1%)	85	(97.7%)	17	70	87
小計	1,122	(55.5%)	2,934	(85.7%)	4,056	(74.5%)	2,023	3,424	5,447
合計(①+②)	5,304	(44.8%)	9,127	(83.5%)	14,431	(63.4%)	11,837	10,926	22,763

※1 実施率=実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 実施か所数:平成19年3月に実施していた保育所数

※3 公立:設置主体が自治体立のもの  
民間:上記以外のもの

# 平成18年度 延長保育実施状況(公立・民間)

## 都道府県

### 実施率上位10位(公立)

佐賀県	(89.4%)
大阪府	(87.4%)
神奈川県	(81.9%)
東京都	(67.0%)
石川県	(66.7%)
奈良県	(66.0%)
千葉県	(63.3%)
埼玉県	(54.5%)
山形県	(51.9%)
茨城県	(50.5%)

### 実施率上位10位(民間)

奈良県	(100.0%)
福島県	(100.0%)
佐賀県	(98.7%)
富山県	(98.4%)
京都府	(96.3%)
滋賀県	(95.4%)
岡山県	(94.1%)
長野県	(93.9%)
熊本県	(93.6%)
徳島県	(92.9%)

### 実施率上位10位(合計)

佐賀県	(95.8%)
大阪府	(90.3%)
神奈川県	(87.3%)
奈良県	(77.5%)
熊本県	(76.5%)
長崎県	(75.9%)
東京都	(73.7%)
茨城県	(72.4%)
石川県	(72.4%)
沖縄県	(71.7%)

### 実施率下位10位(公立)

高知県	(8.2%)
愛媛県	(14.3%)
青森県	(17.3%)
三重県	(19.1%)
長崎県	(20.0%)
宮崎県	(20.4%)
北海道	(21.2%)
群馬県	(24.1%)
和歌山県	(24.6%)
徳島県	(25.5%)

### 実施率下位10位(民間)

愛知県	(56.0%)
大分県	(57.7%)
北海道	(58.9%)
三重県	(60.5%)
愛媛県	(61.5%)
鹿児島県	(65.3%)
高知県	(65.9%)
和歌山県	(68.6%)
新潟県	(68.9%)
山梨県	(69.7%)

### 実施率下位10位(合計)

高知県	(20.7%)
愛媛県	(25.5%)
北海道	(32.8%)
三重県	(33.4%)
和歌山県	(33.7%)
愛知県	(33.7%)
広島県	(38.2%)
長野県	(41.7%)
新潟県	(44.2%)
香川県	(45.5%)

## 政令指定都市・中核市

### 実施率上位10位(公立)

仙台市	(100.0%)
さいたま市	(100.0%)
川崎市	(100.0%)
堺市	(100.0%)
神戸市	(100.0%)
福岡市	(100.0%)
秋田市	(100.0%)
宇都宮市	(100.0%)
川越市	(100.0%)
金沢市	(100.0%)
高槻市	(100.0%)
東大阪市	(100.0%)
福山市	(100.0%)
鹿児島市	(100.0%)

### 実施率上位10位(民間)

仙台市	(100.0%)
千葉市	(100.0%)
川崎市	(100.0%)
堺市	(100.0%)
郡山市	(100.0%)
いわき市	(100.0%)
宇都宮市	(100.0%)
船橋市	(100.0%)
相模原市	(100.0%)
富山市	(100.0%)
高槻市	(100.0%)
高松市	(100.0%)
松山市	(100.0%)

### 実施率上位10位(合計)

仙台市	(100.0%)
川崎市	(100.0%)
堺市	(100.0%)
宇都宮市	(100.0%)
高槻市	(100.0%)
さいたま市	(99.1%)
金沢市	(99.1%)
熊本市	(98.4%)
神戸市	(98.3%)
東大阪市	(98.3%)

### 実施率下位10位(公立)

いわき市	(0.0%)
奈良市	(4.2%)
岐阜市	(6.3%)
函館市	(6.7%)
和歌山市	(7.4%)
長崎市	(13.3%)
宮崎市	(15.4%)
長野市	(15.9%)
高知市	(23.8%)
北九州市	(27.3%)

### 実施率下位10位(民間)

旭川市	(31.3%)
高知市	(32.8%)
函館市	(44.1%)
豊橋市	(46.0%)
名古屋市	(58.7%)
京都市	(70.8%)
大阪市	(70.8%)
静岡市	(73.1%)
下関市	(75.8%)
奈良市	(78.9%)

### 実施率下位10位(合計)

高知市	(30.4%)
いわき市	(32.3%)
函館市	(32.7%)
旭川市	(34.0%)
岐阜市	(35.4%)
奈良市	(37.2%)
豊田市	(44.1%)
名古屋市	(47.3%)
豊橋市	(49.1%)
下関市	(55.9%)